

一篇の意見書を呈し、南米植民事業の急務を説く。九月、平田内相、青柳郁太郎に對し、人口繁殖と植民事業につき諮問、青柳また直ちに長文の答申書を草し、南米ことにブラジルに日本人植民地建設の急務を説く。中に曰く、「今若しこれに着手せざるに於ては、吾人は世界の一部に残留せる唯一の植民地に對し、千載の機会を逸することなきを保す可らず」と。

大浦兼武の熱心

同じ内閣に、農商務大臣大浦兼武がゐた。彼れは國民の海外發展に頗る關心を有してゐた。ブラジルに植民地を、それは結構だ、是非やらなければならぬとあつて、彼自らまたこれを首唱するやうな具合であつた。桂もよからうといふことになり、平田また異論なく、その下に地方局長をしてゐた床次竹二郎も、却々熱心な支持者であつた。けれども一人、外相小村が動かない。彼れは翌年二月、第二十六議會の議場で、所謂滿韓移民集中演説をやり、世論を賑はした丈けあつて、國民を遠距離の地に送るといふことに反對だつたのである。しかし底を叩けば、アメリカへの氣兼ねからだ。米國と紳士協定を結んで、未だ間もないことであり、米國モンロー主義の強く叫ばれてゐるときに、そんなことは當分避くべきだといふのが眞意であつたらしい。

小村外相動かさず

民間の支持者

こと外國に關し、外相が反對ではどうにもならぬ。しかしこの計畫に對しては民間の支持者も少くない。杉浦重剛、長谷川芳之助など、特に熱心であつた。大浦農相は小村が反對なら反對でいい。しかしこの仕事はどんなことをしても遂行しなければならぬとあつて、私財を提供し、この運動の遂行を圖つた。長谷川芳之助また頗る奔走し、且つ自ら少なからざる出資をなし、民間有志者をもつて東京シンヂケートなる一企業團を作り上げた。

青柳の實地踏査

東京シンヂケートは、四十三年八月、青柳郁太郎をブラジルに派遣した。蓋しブラジル各地を踏査して、日本人植民地建設のための適當な候補地を見つけ、これに伴ふ各般の事項につき、當該州政府と折衝し、日本移民輸送の道を開いて來ることを以て任務とするのである。

青柳はブラジルに到着後、サンパウロ、パラナ、サンタ・カタリーナ、リオ・グランデ・ド・スール等の各州を見て歩いた。結局サンパウロ州のリベイラ・デ・イグアペ河畔に、適當な候補地を見つけ、州政府と折衝の結果、土地五萬町歩の無代交附を受けることになつたのである。この際に於ける州政府と青柳の交渉には、いろいろ曲折があつたらしく、青柳は遂にブ

ラジル政府の大立物で、前大統領の經歷を持つロドリゲス・アルベスまで舞臺に登せて奮闘したやうである。

契約調印

交渉が纏つて、調印を済めたのは四十五年三月八日であつた。契約の重要條項を示せば

- 一、サンパウロ州政府は、州内リベイラ河流域に、日本人植民地を設置する目的を以て、官有地五萬エクターレスを、東京シンヂケートに無代交附すること
- 一、前記五萬エクターレスの外に、ポスト・ド・レヂストロと稱する場所に、一市街地を設立する目的を以つて、五十エクターレスの地積を譲與す。
- 一、政府は植民地本部と最近の鐵道停車場並にイグアペ港を連絡すべき車道を建設すること
- 一、政府は爾後四ケ年間に、右交附地に就地する日本移民に對し、その日本よりの三等運賃を拂ひ戻すこと、但し右運賃の拂戻しは、その移民が選定せる地區に定住するに至りて効力を生ず。
- 一、政府は植民地内に日本移民百家族定住の後、一牧場、一農事試驗場を設置し、又葡語を教授するため初等教育學校を設置維持すること
- 一、政府は五十家族の一群就地する毎に、十コントスの賞金を給す。

移民渡航
費は州政
府負擔

四ケ年に
二千家族

- 一、東京シンヂケートは、その交附を受けた土地を各二十五エクターレスの地區に分割するの義務を有し、各地區内に水流を通ぜしむる様努力すべし。
- 一、東京シンヂケートは、本契約調印の日より起算して、四ケ年間に日本農業家族二千を招來せしむる義務を有す。

土地を無償で貰つて、入植者の渡航費も拂戻し、その上五十家族就任する毎に、十コントスの賞金を呉れるといふのだから、これは決して悪い條件ではなかつた。三十年一月、榎本子とメキシコ政府間に行はれた、メキシコ官有地拂下契約と照し合せて見ると、随分ゆるやかに出來てゐる。計畫者はこの植民地で、米を作るといふことであつた。

青柳は四十五年九月、東京に歸つて來た。四十三年八月出發してから、前後十八ヶ月を要した譯だ。東京シンヂケート關係者は、胸を躍らせて青柳の報告を聞いた。「ようし、會社を作らう。百萬圓の株式會社！」、衆議忽ち一決して、關係者一同、このために奔走することになつた。しかしその百萬圓が大變であつた。海外植民事業といふやうな、全く經驗もなく、様子も分らぬこの種事業に、大金を持つて參加して來るものが、多くある筈がない。大

株式會社
設立へ

浦兼武外、關係者の奔走も思ふやうな効果がなかつた。

神の恩寵
第三次桂
内閣

その年十二月、第三次桂内閣が成立した。大浦兼武が内相に轉任し、外相は桂首相が兼攝した。植民事業關係者は、神の恩寵を感謝した。桂首相は翌年一月十三日、外相官邸に京濱の一流實業家を招待し、「ブラジル植民事業につき御懇談」の會を開いた。百萬圓は大體この席で目鼻がつき、三月、ブラジル拓植會社の設立を見たのである。

驚く勿れ
募集
三家
族

會社が成立すると、青柳は事業着手準備のため、再びブラジルに渡り、株主としてこの新會社に加つた東洋移民會社などが、前記の植民地に入るべき移民の募集にかゝつた。募集豫定人員二百家族、募集員が各地に活動したが、結局三家族を得たに過ぎなかつた。金を蓄めて歸つて來るのだといふのでなく、植民地に落付いて地主となり、骨を彼地に埋むるのだといふ立前が、時人の好みに反した譯だ。應募三家族は郵船の歐洲航路で英國に送り、そこから英國船によつてサントスに向つた。いくらかゝつても、三等運賃だけは、サンパウロ政府が返して呉れる約束が有難かつた。

四、ブラ拓會社樂屋話

ブラジル拓植會社の植民地建設事業は、初めから大變賑かといふ譯には行かなかつたが、しかしとに角、そのこゝに至つたのは、桂首相の斡旋、大浦兼武子以下朝野有力者の努力の賜である。

登場者の
顔觸れ

こゝに同會社設立に關する樂屋話がある。大谷光瑞も出て來るし、井上馨、高橋是清、澁澤榮一、古在由直、田健次郎といつた顔觸れが登場するので、前の記述と重複しない程度に、これを紹介して置くことにする。いづれは當時の關係者の直話であらう。話は無論、百萬圓の會社設立の決定と、しかし乍ら、何としてもその資本が集らぬところから續く。

大谷光瑞
師曰く

「そこで大浦子は、西本願寺の管長大谷光瑞師に相談した。光瑞師曰く、よろしい、先づ一口を二萬圓とするのですな、小さいものには相談せんがよい。わしは二口持ちませう。移民募集には本願寺が乗出す。なアにわけないことだ」(雑誌「海外」第十三卷第七十一號)

移民募集に本願寺が乗出すといふのは、信徒に呼びかければ、雑作もないと考へたからであらう。だが、一口二萬圓なんて、口では簡単にきめられるが、實際となると容易でなかつた。

鳩首凝議の結果、華族連に一肌ぬいてもらうがよからうといふことになつた。植民は領土の延長である。一兵に血ぬらすして國土をひろめることであるから、華族連が卒先御奉公しなければならぬ。しかも事業は永久的のものであるから、立派な世襲財産となる、といふ次第——。それで先づ大名華族にブツかつて見ることにした。

大浦子が島津家を説いて見た。島津家の財政顧問は松方正義である。島津家では協議の結果、家令が返答にやつて来て、

大浦子島津家を説く

「結構な御計劃で島津としても異論はありません。唯かような事は、これ迄の例と致しまして、何事も毛利家と相談の上取りきめる事となつて居りますので、毛利家に於て御納得の上はそれと同格のところは御引受け致します」

島津公の方はスラ／＼と運んだ。今度は長州だが、毛利家顧問は、山縣有朋、井上馨、桂太郎の三名で、

桂はむしろ我黨の士であるから、一番話が早く行く筈だが、桂は行くとは言はぬ。山縣は兎に角井上が鬼門だ。この雷親爺は流石の桂も苦手であつた。

そこで澁澤さんに頼むことになつた。井上、澁澤の關係は明治初年大政官時代大藏大輔といつた時代からの古い仲だ。福徳圓滿の澁澤子が諄々として説けば、井上の雷も參つてしまふ、澁澤子の外に適役はないのだ。

毛利家肯かす

ところが井上は、一つ説明を聞いては質問を出し、それに説明をすれば首をひねつて復たつゝ込んで来る。微に入り細に亘り、先きから先きと質問を出す。圓融無碍の澁澤子も參つた。

「そこまでは判らん」

「貴公にわからんやうじや不安じや、わしは賛成は出来ん」

澁澤子に説き臥せられすとすれば、外に出る人はない。關所の關門は鎖された。この大鐵門が開かなければ、前田、鍋島、黒田の諸大名も應ずる譯がない。萬事休矣。(同上)

萬事休矣

第三次桂内閣は、かういふ狀況裡に出現したのである。前記首相の招きに應じて集つた人々は四十一名で、政府側からは兼攝外相の桂首相の外に、倉知外務次官、大浦内相、下岡同

次官、仲小路農相等が出席した。

鑑定人古
士在由直博

集まれる面々は、三井三菱を筆頭に澁澤、近藤、大橋、大倉、淺野等々であつた。そこへ農科大學長古在博士が鑑定人の格で招かれて居る。

桂さんは劈頭第一ブラジルの氣候適順、地味豊沃、しかも人口稀薄で植民地建設の最適地なるを述べ植民會社設立に盡力を願ふといふ意味の趣旨をのべた。次で大浦内相は人口食糧問題から説き起して、海外發展の喫緊事であることを力説した。

雨が降れ
悪ば天気が

そこで古在博士は、嘗て農事試験場長安藤廣太郎氏のブラジルを調査した材料を基礎として「經營宜しきを得ればやれる」といふやうな結論をした。雨が降らなければ天氣が良いといふ推斷よりは餘程慥かなやうに聞えるが、中には狐につまゝれたやうな顔をして居る手合も尠くなかつた。

近藤廉平氏は、船會社の立て前、ツト立ち上つて賛成演説をやつた。會は順序よく進んだ。十時開會でもう晝になる。そこへ食堂の用意が出来ましたとの知らせに一同食卓につく。

イヤ應な
しの署名

食後のコーヒーが出る頃に、ニコボン大臣から「一つ皆さんの御署名を願ひ度い」と御聲かゝりがあるや、早速局長といふ格の人が視箱と帳面を持つて廻る。見れば銘々持ち株を明記してあるではないか。イヤも應もないのである。

扱一巡し終つた帳面に桂首相は眼を通し、満面に笑をたゞへて感謝の意を表した。澁澤子が委員長、田健次郎男、武井守正男など創立委員となり、愈々創立にとりかゝる段取となつた。

この外、近藤廉平、佐竹作太郎、川田鷹、中野武營、大谷嘉兵衛、未延道成等が創立委員に加つてゐた。出席者中には、高橋是清も居り、三島彌太郎もゐた。高橋は、曾てベルギーで銀山をやつて失敗したことがあるだけに、席上何かブツブツ言つてゐたやうであるが、隣席の人に肩をたゞかかれて見れば、黙らざるを得なかつた。

かくして出来上つたブラ拓會社は、三島彌太郎（當時日本銀行總裁）の推薦で、酒井忠亮子が社長となり、川田鷹、神谷忠雄、藤崎三郎助、青柳郁太郎らが取締役――。

五、大戦勃發で移民復活

竹村植民商館主竹村與右衛門は、ブラジル移民中絶後、移民事業から手を引くことになつた。竹村は商館の權利義務一切を水野龍に譲渡した。水野はこれを基礎として別に南米植民株式會社を創立した。即ち移民中絶後はこの南米植民會社と、東洋移民會社、森岡移民合名

竹村與右
衛門手を
引く

會社の三社が、待機の姿勢にあつた譯だ。

ブラジル移民組合
成る

大正五年三月、右三社は相合してブラジル移民組合なるものを創設した。しかし相合したといつても、三社がそれぞれ解體して、一つの組合を作つたのでなく、三社はその儘存立した。ブラジル移民の募集及びその輸送について、ことを共にしようといふ迄である。同一國に對する數個の移民會社競立の弊を自覺したのである。自覺したといふよりも、外務省の態度に基くのだ。

神谷忠雄
渡伯

同年夏、組合は神谷忠雄をブラジルに派遣し、サンパウロ州當局との間に、日本移民移入再開の交渉に當らせた。サンパウロ州政府は、歐洲大戰の勃發で、歐洲からの移民を得られず、ホトホト弱つてゐたところだ。大正三年三月、日本移民を斷ると、その七月に大戰の勃發だ。そう分つてゐたら、無論日本移民を斷るのではなかつたらうが、しかしえらい勢ひで斷つてしまつたからには、すぐにまた移民が欲しいとも言つて來られぬ。組合代表神谷忠雄は、そこを見抜いて乗込んで行つたことだ。

サンパウロ州政府は、アンツーネス・ドス・サントス會社に、毎年移民一萬人誘入の特權を

新契約調
印

附與してゐた。國籍の如何を問はぬといふのである。水野は當然この會社と取組んだ。八月十四日、日本移民誘入の契約は成立した。契約書に曰く

一、ブラジル移民組合は、州政府がアンツーネス・ドス・サントス會社に與へたる特權中の條件を以て、一千九百十七年以降毎年日本移民四千人以上五千人迄を組合その經費を支辨して渡航せしめ、これを當州首府なる移民收容所に引渡すことを要す

二、ブラジル移民組合は、前記特權中の條件の下に誘入されたる移民に對し、州政府より直接左の額即ち

十二歳以上

九磅

七歳以上十二歳迄

四磅十志

三歳以上七歳迄

二磅五志

を受取り、該全額を州金庫より入手したる日より起算し、二日以内に左の通りア社に支拂ふことを要す

十二歳以上

一磅

七歳以上十二歳迄 十志
三歳以上七歳迄 五志

調印者田口道造

この契約書に於ける日本側署名者は、伯刺西爾移民組合代表田口道造となつてゐる。田口は東洋移民會社代理人で、大正二年からすつとサンパウロにゐたのである。神谷は便宜上、この田口を調印者としたことである。

六年四月から

この契約による移民は、六年四月の若狭丸から始つた。即ち契約期限四ヶ年間に輸送された人員左の如し

出發年月日	船名	家族數	總人員
六・四・二〇	若狭丸	三五一	一、三五二
六・六・二二	河内丸	一五一	五六二
六・六・二六	しやとる丸	一九	六三
六・九・二二	たこま丸	二一	七〇
六・一・三	若狭丸	五〇三	一、七四四

六・一・三〇	しやとる丸	二四	七八
七・二・二六	はわい丸	六九	二二五
七・四・二五	若狭丸	五二二	一、八五一
七・五・三一	しやとる丸	二六	一〇七
七・七・二一	博多丸	四三四	一、六九六
七・九・六	讚岐丸	三三五	一、二七三
七・一〇・二〇	はわい丸	七〇	三五九
七・一・二八	若狭丸	一〇一	三九二
八・一・二二	博多丸	一五〇	六一二
八・三・二七	讚岐丸	一七九	七九七
八・五・二七	鎌倉丸	一三六	六二三
八・七・二二	はわい丸	六一	二三九
八・一〇・一八	讚岐丸	六九	三一一
八・一一・二五	鎌倉丸	一九	九三

九・三・三〇	土佐丸	九一	四五〇
九・七・二	河内丸	二九	一九三
九・一〇・一	土佐丸	二七	一六三
九・一二・二七	ばなま丸	三六	一六五

—(ブラジル時報社「新進のブラジル」)—

補助金の増額

ブラジル移民組合は、この移民輸送中、一人九磅の渡航補助では、移民を募集することが困難である。よつて更に増額されたい旨、前記アンツネス・ドス・サントス會社及び州政府に懇請した。容れられて十二磅となり、後更に十七磅となつた。歐洲から移民を得られなかつたことが、州政府の弱味であり、組合側の強味であつた譯である。

ブラジル移民組合の解消

これより先き、大正六年十二月、海外興業株式會社が創立せられ、東洋移民會社、南米植民會社がこれに合併してしまつたから、ブラジル移民組合は、残る一つの森岡移民會社と海外興業會社といふことになつた。しかし海興は九年十一月に至つて、森岡移民會社を買收したので、組合はこゝに解消し、爾後ブラジル移民は海外興業の一手に歸してしまつた。ブラ

ジルばかりでなく、海興は森岡移民會社買收と同時に、日本に唯一の移民會社となつたのである。従つて爾後移民會社に依る渡航者は、みな海興の取扱ひだ。前掲ブラジル移民輸送表中、九年十二月のばなま丸移民三十六家族は、海興の名に於て輸送されたものである。

第十章 歐洲大戰と南洋の同胞

一、躍進途上の點景

歐洲大戰の勃發で、邦人勢力の顯著なる躍進を見せたものは、南洋である。歐洲品の供給不足で、貿易業者が儲け、在留邦商が儲け、そうして日本品を取扱ふ支那商人がまた儲けた。ゴムの相場は、明治四十二、三年頃の所謂熱狂時代程ではなかつたにしても、しかも益々盛んであつた。

ゴム用地
拂下制限
令

大正六年八月、馬來聯邦ペラ州のゴム用地拂下制限令といふのが發表された。ゴム栽培業者は狼狽した。領事館、栽培協會の人々が、熱心奔走したがどうすることも出来なかつた。間もなく馬來半島全部に亘つて、五十英町以上の土地拂下出願は、これを許可すべからずといふことになつた。次でまた拂下ばかりでなく、その賣買をも禁止する事になつた。英國植民大臣より海峽植民地總督に對する嚴令である。邦人は同盟國の情誼を無視するなとばかり、

猛烈な抗議を申込み、また猛烈に反對氣勢を揚げたのであるが、しかしどうにもならなかつた。大戰勃發と同時に、蘭領が新しき企業舞臺として、本邦資本家の眼界に光つて來た。本邦企業家にしてこれに向つて進出するものが續出した。英領のゴム用地下制限令が、これに拍車をかけた。

支那人の
ボイコット

これより先き大正三年、二十一ヶ條問題で、南洋支那人の猛烈なボイコットがあつた。支那革命黨員が多數各地に潜り込んで、猛烈にこれを指導し、煽動した。特に新嘉坡などでは藤井領事、荒城武官、その他日本人の主なるものを、慶殺してしまふといふ騒ぎだ。八年また山東問題でもう一度これが繰返された。

南洋の支那人には四百餘年の歴史がある。大正五年現在シヤム、安南、海峽植民地、爪哇、スマトラ、セレベス、ボルネオ、その他蘭領の各地、ビルマ、比律賓、これに濠洲の分を加へた在留支那人数は、三百四十八萬四千七十六人といふことであつた（長田秋濤「圖南錄」）。これが、日本商品の偉大な沃野であつたこといふまでもない。

これらに對する日本商品は、多く支那商人によつて取扱はれた。否、支那人に對するもの

ばかりではない。各地土民に對するものも、また大部分彼等によつて取扱はれた。本邦商社は、この取扱者を直接の顧客として發展した。在留邦商も、無論日本品を提げて土民及び支那人消費者に接した。しかし支那人商店が、長い間に扶殖した實力には比肩すべくもなかつた。だから支那人のボイコットが在留邦人及び本邦商社に與へた打撃は大きかつた。

抵抗久し
からず

しかも商人は儲けねばならず、消費者も必要なものは求めざるを得ない。結局さういふ抵抗が永續する筈がなかつた。

在留日本
人の増加

日本人がこの舞臺で伸ぶべきは自然の數である。邦人は大戰の勃發によつて俄かに展開したこの南洋の局面に、勇敢且つ敏速に飛びついた。大正六年末新嘉坡總領事館管内（海峽植民地、馬來半島、英領北ボルネオ）在留邦人は、八千八十三人、翌七年八千五百八十五人に達した。六年新嘉坡在留者二千八十三人、七年二千四百三十二人、その中八百四十人が女である。またバタビア總領事管内では、爪哇九百三人、スマトラ一千八百三十二人、ボルネオ三百五十七人、セレベス二百六十三人、ニューギニア二百八十一人、計三千六百三十五人であつた。みな南洋へ、南洋への波に乗つて、膨れ上つた數字である。

しかし、何しろ場合が場合だけに、この増加した數字の内容には、安心の出來ぬものがあつた。當然あるべくしてあつたのでなく、どうかしたはづみに、そんなに殖えてしまつたといふ脆弱さが濃厚だつた。大正四年、丹澤善利（當時盛々藥館主）の旅行談が面白い。

新嘉坡の
日本青年

私が新嘉坡に参りまして、第一に驚かされたのは、日本の青年が爲すことなくしてゴロゴロしてゐることとであります。その數は數千人をもつて數へてよいかと思ふ程でありました。これらの青年は南洋は非常に好望なところといふお土産話を聞いて、雄心勃勃として飛び出すか、または奸商の手によつて保證金を取られ、騙されて行つたのでありますが、聞くとも見るとは大變な相異、取付く島もなくゴロゴロして居ります。それからまた爪哇、スマトラ、ボルネオ、セレベスといふやうなところから、食ひ詰めて参つた者、今度の南洋占領地から追はれて來た者、さういふものが、みな新嘉坡に集つたのであります。

青年水屋
百六十人

ゴロゴロしてゐる中に惰弱になつて、宿屋の帳付に這入り込むものもあります。日本人の醜業婦を喰ひ物とする銀流しといふものになつて墮落してゆく者もあります。私が市中を歩きますと、屋臺を引張つて歩く水屋がある。これを見ると、どの水屋も日本人である。私はその一人をつかまへて聞いて見まし

印度人の
反亂

た。「君の仲間は幾人あるのだ」。「私の仲間は百六十人御座います。氷屋がいゝとなると、みな氷屋になつてしまふ。だから氷屋もだんだん賣れなくなります」とコボして居りました。それからもう一つ、これはたしか二月の十三日（大正四年）と覚えて居りますが、新嘉坡から一里半ばかりのアレキサンダー・バラックといふところで、印度人八百ばかりが反亂を企てました。原因はいろいろで、回教の關係であるとか、英國士官の虐待だとか申されました。印度人は歐洲人をみなごろしにするといふのです。總督は驚きました。守備隊位では間に合ひません。英國人は極く少ない。それで非常に狼狽して日本の領事館に、日本人の援兵を求めて参りました。

領事館の
引札

そこで領事館は引札をして、日本人の義勇兵を募集いたしました。ところが例のゴロゴロしてゐる連中が、時こそ来れりといふ譯で、非常に喜び、一晩の中に満員となつてしまひました。百八十名、二百名足らずの義勇兵が出来上つたのであります。その義勇兵の姿を見ますと、或る者は白い服を着、或る者はカーキ色の服を着、或るものは浴衣の儘で、實に見すばらしい風をして集まつて参りました。そういう服装ではどうも餘り見苦しいといふので、大商店の人々が寄りまして、服装を作つてどうかこうか形の揃つた一隊の日本兵が出来上つたのであります。その時、私はその義勇兵の一人に聞いて見ました。「君等の報酬は何程か」。「僕は一日五圓宛貰ふ約束だ。突撃したならば五十圓貰へるだらう」といふので

す。

ところがこの暴動は、御承知の通り無線電信によつて招致せられました軍艦音羽の二百人の陸戦隊の上陸となりました。我が勇敢なる陸戦隊は、早速抜劍して突撃しました。印度人は日本の兵隊を見ますと「諸君は我等の兄弟なり」と叫んで、先づ三百名ものが降服し、次でみなこれを鎮定することが出来ました。それでこゝに哀れを止めたのは我等の義勇兵でありました。彼等が歸るときはただ五圓貰つた丈で、突撃の五十圓といふのは、みな夢でした。私が東印度から歸りかけに、義勇兵の人達に會ひましたが、みな憤慨して居りました（日本移民協會報告第二號）。

哀れを止
めた義勇
兵

青年の海外發展も、これでは全く困るのであるが、しかしこれも南洋邦人の急激なる躍進期に於ける副産物であつて、大勢上、少しも悲觀材料にはならぬであらう。

二、「蘭領企業」への進展

大戦勃發後、本邦商社、企業家にして、蘭印方面に進出するものが續出した。主要市場として、及び企業舞臺としての蘭印の價值が俄かに光つて來た譯である。馬來半島に於けるゴ

企業舞臺
としての
蘭印

ム用地拂下制限、並にその賣買禁止なども與つてゐる。

大戦勃發頃までの蘭印は、随分日本人を警戒した。オランダの官憲が、競々としてこれ怖れたのだ。日本人行商は、十中の八九まで國事探偵であるを見た。彼等はこれに監視の眼を休めなかつた。日露戦争で日本が勝つても、なるべくこれを土人に知らせまいとした。怪しげな日本人もあるにはゐた。植物學者だといふ振れ込みで、瓜哇の各地を歩いてゐる日本人がゐた。蘭印官憲がこれを調べて見ると、植物のことなど殆んど分つてゐなかつた。けれども當人は御大そうに、毎日大きな鼈甲龜をブラ下げて歩いて、この鼈甲龜が植物の研究に、何か關係でもあるかのやうに、見せビラかしてゐたのである。どういふ譯で、そういふ任務についたのか、無論語るべき限りでもあるまいが、この人は貴族院議員としてまだ生きてゐる。行商人といふ觸れ廻しで、眞實の行商人でなかつたものもゐたことであらう。新渡戸稲造博士等三人の一行が、商人の振れ込みで、瓜哇に入ったのは、明治三十一年のことであつた。

オランダ
官憲との
摩薩

日露戦争後間もない頃、セレベス島のトンダノウで、オランダ官憲が邦人行商の上陸を禁

止した。パライ島附近のブレレングといふ小島で、邦人行商のこれに入らんとするのを、堅く抑へたことがある。和蘭女皇降誕祭に、スマランの日本人が、和蘭人とこの喜びを分たんとして、各軒頭に日章旗を掲げた。ところが官憲の曰く、和蘭の國祭日に、日章旗を掲ぐるは不敬なり、よろしく撤去すべしと。邦人これを聞かず、揉みに揉んだことがある。矢張り日露戦争後のことである。

昨年（明治四十二年）、スウラカルタのソルタンが、其市中を通行するに當りて、日本雜貨店の前に至りて、其馬車を止めしが、車中にて陪乗の和蘭侍從武官と相語るもの久しうして、侍從武官車を出で、日本雜貨店に入りて、日本皇帝の年齢如何を問ふ。雜貨店主が陛下の寶算を以て答ふるや、彼は一揖して去り、王を促して一鞭を加へて馳せ去りたりき。思ふにこれ王の意、日本雜貨店に入り、日本人の口より日本の近事を聞かんと欲したるも、侍從武官の何事を知らんとするかとの質問に逢ふて、僅かに陛下の寶算を知らんがためのみと推諉したるならん。而して侍從武官は、陛下の寶算ならば、余之を問はざれば足りりと號し、王を止めて車を下らしめざりしならん（竹越與三郎「南國記」）。

侍從武官
の警戒

蘭人の日本警戒かくの如し。その後、在留者の向上と駐在官憲の活動等により、日本及び

明治
二年

元島練太郎經營
資本金四萬五千圓

二二〇

(備考)

○買收總價額及經營總面積調査不充分ナルモ茲ニ調査シ得タル分ヲ合算スレバ買收總價格F一五、三〇〇、〇〇〇
農園地總面積五九、八三四「バウ」及七七、七〇〇英反ナリ

○瓜哇及「スマトラ」島ヲ除ク其他諸領島ニ於ケル投資農企業經營私人及會社の規模狀態ハ之ヲ詳ニセザルモ特
記スベキモノナシ

○一「バウ」一・七五四「エーカー」(通商局「蘭領東印度事情」)

日露戰役後、馬來半島に展開した邦人護謨企業の賑かさには及ばないとしても、またもつて一の壯觀たるを失はないのである。

三、ダバオ同胞の飛躍と米國の警戒

明治三十
八年以後
の渡航者

比島邦人の躍進も相當のものがあつた。拓務省の統計によると、明治三十六年、三十七年のベンゲット道路工事時代の渡航者は別として、三十八年以後、大正四年に至る迄一ヶ年間の比島渡航者一千人に達したことは絶無だつた。最も多いのが、大正二年の九百三十人、次

が、大正三年の七百八十三人、四十五年の六百八十九人、四十四年の五百九十六人、大正四年の四百六十八人といふ風であつた。最も少ないのになると三十九年の七十一人といふのがある。右はいづれもグアム島渡航者を含むのであるが、グアム島渡航者の數などは、殆んど數ふるに足らない。殆んど全部が比島渡航者である。

大戦中の
渡航者

ところが、大正五年になると、これが一千二十九人、翌六年には三千百七十七人、七年三〇四十六人となつた。これは數の上からいつて大變な躍進だ。ところが著者は、これが比島内に於て、どう散れたかといふ數字を持たぬ。大正五年、比島を旅行した土屋大夢は、歸來「比律賓拔涉」なる一書を著し、中に最近の調査だとして、比島在留邦人六千二百人、その地方別

六千人の
地方別

- マニラ地方 一九五〇人
- ダバオ地方 一四三〇人
- サンボアンガ地方 三七〇人
- バギオ地方 二九〇人

邦人海外發展史

カランバ及びロスバニヨス地方

二七〇人

ホロ

二六〇人

ミンドロ地方

二〇〇人

イロイロ地方

一七〇人

オロンガ地方

一五〇人

アルバイ地方

一五〇人

ストツチエンブルグ地方

九〇人

セブー地方

八〇人

南クースレー地方

七〇人

パラシ地方

七〇人

マスバテ地方

七〇人

バタンガス地方

七〇人

ダクーバン地方

六〇人

アルロイ地方

五〇人

在留邦人
職業別

其他

四五〇人

として、その職業別

商人

五〇〇人

農業

一七〇〇人

漁業

五〇〇人

工業

一六五〇人

家内労働者

四五〇人

雑業

九五〇人

其他

四〇〇人

となしてゐる。しかしこれは六年、七年の旺盛なる渡航者を含んでゐないのみでなく、五年中の渡航者も、その一部分しか勘定に入れてゐないであらう。大正六、七、八年頃はダバオ在留邦人だけでも八千人を越えてゐたのである。しかし、暫らく土屋の記述するところを見よう。「資本家の農業その他に従事するもの二十數會社あつて、其の資本は恐らく百五十萬

日本大工
と土民

圓に達してゐる。此等在留民は何れも温良なる人々で、就中大工は到る處評判がよく、比律賓に於ける最も健實な職業となつたばかりか、比律賓人にその感化を及ぼし、又技術をも傳へて自他共に利するの有利に立至つてゐる。漁業の如きも又比律賓に缺くべからざる食用魚類を供給するものであつて、彼等の海上に於ける勇敢なる動作は、内外人ともに稱讚する所である。農業の諸會社は多くダバオ地方にあつて、何れも健實なる發展を爲しつゝあるが、その中にも太田興業會社の如きは、資本といひ、人物といひ、實に立派なものであつて、其の事業も文明的に秩序整然と經營せられ、多數の比律賓人も使用し、成功顯著なるものである。本年（大正五年）六月二十二日、サンボアング及びスルの長官カーペンター氏は特に會社に宛て、一書を裁し、先般長官がタロモ地方を巡視したる際、會社の農園を視察し、其の發達の健全なるを認め、ミンダナオ開發事業の大なる賛助者として、其の成功を祝する旨を告げた。而して長官は又その書中に於て、太田會社が巨額の資本を投じたるは、一時的の營利事業にあらずして、永久なる農園經營の目的を有するものなるを認むべく、同時にまたその事業に従事する農業労働者等が柔順にして克く法を守り、善良なる農民の模範たること

カーペン
ター長官
の祝言

を地方の官憲が承認したることを喜ぶ旨をも告げたのである」（前出「比律賓拔涉」）。

太田興業
會社

當時、太田興業會社は資本金五十萬圓、そのタロモ附近に所有する土地の面積は一千二百五十町歩、租借地二千八百五十七町歩、その内會社直營の麻耕地二百町歩、椰子の植付段別百五十町歩、小作法による麻の植付七百町歩、別にサンボアングには二萬五千本以上の椰子を植ゑ、百五十頭の牛を放つてゐた。而してその社に使用する日本人百五十人、モロ八十人小作の獨立農夫は悉く日本人で、その數凡そ四百五十名であつた（大正五年四月現在）。

太田恭三
郎日本の
資本家に
呼びか
く

そうしてその太田興業會社の社長にして、ダバオ邦人發展の先驅者太田恭三郎は、大正四年歸朝の際、大いに故國朝野に向つて、比島進出の有利なることを説いた。しかし何しても資本が足りない。日本の資本家はよろしくこの比島に向つて放資をなすべし。比島の富源は無盡藏だ。土人は怠惰だ。衛生状態は差支へない。日本の資本家は眞面目にこの比島を調査し、研究せよ。比島同胞の故國送金は、一人一ヶ年百圓に相當する。これを在外同胞三十六萬人の送金額五千萬圓と計上する大藏省の計算に見ると、非常な好成績といはねばならぬ。太田恭三郎はかくの如く力説した（日本移民協會報告）。

本邦會社
四十有餘

しかし實はその呼びかけも無用な程、邦人企業家のこれに向ふものが續出し、大正七年中、ダバオに於ける邦人麻栽培會社は四十有餘を數ふるに至つた。大戦によるマニラ麻の市價奔騰の結果である。その所有及租借地面積三萬二千餘町歩といふのだ。これらの會社は比島の會社法によつて法人を組織し、その名義を以て比島官有地の租借又は拂下を受けたものである。比島政府は官有地の一部を選定して、租借又は拂下を願出づるものに對しては、國籍の如何を問はず、その會社法によつて、會社には一千二十四町歩迄、個人經營には三百町歩迄を限度として、これを許可したのである。

米國の警
戒

邦人の右の如き大飛躍は、直ちに米國の關心を刺戟し、大正七年マニラの議會は、特に日本人とはいはなかつたけれども、外國人に對する官有地拂下は、爾今これを停止する。比律賓の法律による會社でも、その株主中比島人又は米國人が六割以上を占むるものでなければ官有地の租借又は拂下を受けることを得ぬといふ法案を通過した。しかし當時はまだ大戦中だ。日米兩國提携して戦つてゐるのに、米國政府がこんな法案の通過を默認してゐることは外交上面白くないといふので、比島總督の注意により、大統領ウイルソンがこれを握り潰し

公有土地
法の改正
實現

た。けれども翌年また同じ法案が議會を通過したので、大統領もやむを得ず、八年十一月これを裁可した。いふところの比島公有土地法の改正がこれである。

四、娘子軍追放

山崎總領
事の宣言

大正九年一月、新嘉坡總領事山崎平吉は、各地日本人會長の集つた席上、本年十月を期して、管下各地の娘子軍を追放する旨を發表した。娘子軍の存在と利害關係のないものは、勿論これに賛成した。賛成どころではない、極力これを支持し應援した。萬難を排しておやり下さいと鞭撻した。けれどもこれと反對に立場にあるものも少くない。大正三年、藤井領事は、新嘉坡政廳の協力を得て、彼女等に喰ひ下つてゐる多數の嬪夫を放逐した。それ以來、嬪夫と名のつくものは、表面影をひそめた譯だが、しかしこれに類するものは絶無ではなかつた。たゞにそれが絶無でなかつたばかりでなく、明治初年以來、娘子軍の培つて來た深い根は、いろいろな方面に密接な關係を持つてゐた。彼女らの存在に、商賣の基礎をおく商人もゐた。彼女らから資本を得て、事業を續けてゐるものもゐた。

断乎たる
決心

だから山崎總領事が、これが放逐を決行するためには、餘程断乎たる決心を要した。大正九年の天長節の時だった。奉祝運動會の席上で、山崎をやつつけろといふ暴漢が出た。山崎は「この佳節に際し、一死國に報ゆるを得ば、吾輩の本懐である」といつて、その暴漢をキメつけたそうである。當時新嘉坡總領事館の管下に、どの位の娘子軍がゐたのであらうか。山崎の右の聲明の二年前、即ち大正七年の數字によると、藝者、娼妓、酌婦の數一千六百九十三人となつてゐる。藝者は即ち藝者であつて、娘子軍といふのではないであらう。しかしこの數字の大部分がいふところの娘子軍であることは事實である。内、新嘉坡だけに二百八十六人となつてゐるが、無論實數はこの程度はなかつたらう。五六百人はゐたやうである。

紛黨六百

「粉黨六百、連裳連夜、笑を提して春を鬪ぐ。是れ即ち南海の一名物、日本ムスメなり。既にして毎宵彼等が細腰の奮闘によつて獲得せる黄白は、無慮二千金と稱せらる」とは、當時長田秋濤の記するところだ（「圖南錄」）。一寸見ても、六百人位はゐたのであらう。

しかし問題はその六百人ではない。これを含めての、總領事館管下一千數百人である。新嘉坡政廳は、前々から何とかしてこれを追出すことに腐心した。我が歴代領事、總領事また

極力これが發展の阻止に努めた。「明治二十九、三十年頃、新嘉坡在留日本人は約千人にして、内九百人は女子、その九割九分は醜業婦なり」——當時駐在藤田領事が、これら醜業婦の日本送還に努力した次第は、上巻第十章中に記して置いた。

新嘉坡政
廳の應援

山崎總領事の管下娘子軍追放に關する言明は、無論彼自身の信念に發することであるが、しかし一方政廳の方にも、これに關する畫策があつた。政廳も實はもう我慢が出来なくなつたのである。だから山崎が決行せんとするこの舉には、政廳も熱心にこれを應援した。見方によつては、政廳の行はんとするところに、山崎が協力したともいへるのである。山崎は追放計畫の發表だけでなく、断乎これに鐵槌を喰はしてしまつた。彼れの發表通り、九年十月のことである。

彼女らの
身の振り

娘子軍の陣營は潰滅した。明治初年以來の彼女らの地盤も四分五裂だ。官憲の目を盗んで従前のそれとは異つた形式に於て、これを繼續するものも皆無ではなかつたが、多くは日本に歸るとか、又は官憲の手の届かぬ奥地に入るとか、急に夫を持つとかして、とにかく颯風一過の觀を呈した。彼女らが、在留邦人に融通してゐた金も、莫大なものであつた。だから

蘭領の彼女達

彼女らに引上げられた後の、在留邦人社會には、うそ寒い風が吹いた。當時、蘭領にはもう公然娘子軍と名のつくものは少なかった。明治四十二年蘭領總督として、瓜哇に乗込んで来たエデンブルグは、基督教國に公娼を許すは恥すべきことだとした。無論これを公認する直接法はなかつたけれども、衛生取締規則があつて、隨時娼婦の檢査を實施してゐた。既に檢査のことがある以上、娼婦の存在はこれを認めたとしなければならぬ。よつて總督は、三年の期限を切つて、この期限内に退去すべしと申渡した。我が駐在官憲にもその意味を通達した。

残された
ホルネオ
の一角

即ち蘭領の日本ムスメは、明治の末期を期して、身の振り方を蘭領以外に求めた。上手にピヤホールなどをやつて、官憲の眼を逃れてゐるものもあつたが、無論そんなのはごく少ない。たゞ一つの例外があつた。ホルネオの東海岸にバクツクババンといふところがある。石油工場を持つてゐるところだが、こゝから女を取られたのでは、工場に止まるものがなくなつて終ふといふので、郡長の幹旋でお目こぼしを願つたのである。しかしこれも大正十一年をもつて終りを告げた。

男妾の市が立つ

北邨山頭一片の煙

蘭領で、日本ムスメの最も繁昌したのは、スマトラのメダンである。廣大な煙草農園がいづつもある。こゝに働く白人が、みな日本ムスメを好愛した。彼らは休暇を利用しては新嘉坡に出かけて来て、日本ムスメを連れて行つた。洋妾である。在留邦商は、彼女らのお里であり、彼女らのお里歸りには、男妾の市が立つといはれた程だ。瓜哇のバタピヤの日本ムスメは、毎日夕方になると、二頭仕立の馬車に乗つて、歐洲人街に出かけたものだ。示威運動である。赤い着物をヒラヒラさせて、白人の心を紊して歩いた。だが今はそれも夢である。彼女らは、苟しくも官憲がその存在を許し、活動の餘地あるところなら、どんな邊陲の地でも伸びて行つた。何物も恐れない。何物もこれを征服する勇氣と、訓練とを持つてゐた。「私サンダカン（ホルネオ）で、日本人の共同墓地へ行つて見ると、北邨山頭一片の煙、實に唯一の土饅頭を残して、墓標等が倒れ、日本人の墓が百餘りもあつた。名前を見ると多くは女で、餘程前から死んで行つたものと見える。死んだものが百ばかりあるとすると、此處へ立寄つた人はどの位あるか知れない」——これは坪谷善四郎の大正五年の南洋視察談の一節である（日本移民協會「最近移植民研究」）。しかし乍ら、豈夫れ獨りサンダカンのみなら

んやだ。馬來半島、シヤム、佛領印度支那、どこへ行つても、彼等の墓が累々として残つてゐる。長田秋濤の「圖南錄」に

肉に荒み、情に疲れたる彼等は、破れたる己が青春の痛みを啣ちつゝ、自ら棄て自ら荒みて世を送る。
 (中略) かくて十年、色はうつろひ、香は褪せて見る影もなくうらぶるゝ。更に十年、且つ十年、早くも鬢絲に斑々の霜を加へ、昔名残りの富士類に、漣波漸く浮き立てば、こゝに彼等が悲惨なる最後は來る。試みに世界各地に於ける我が邦人の墓地を見舞へ、累々として立てる墓標の主は、十中八九必ず彼等が骨にして、所謂紅怨の亡骸なり。而して憐む可し、樞花一枝、残んの骸に頼きて、彼等が冥福を祈るの孫兒なく、異境の風露冷やかに骨を弔ふ。かくて歲月は無限に流れ、何時しか無名の墓となりて朽ち果つるなり。かくも悲惨なる運命を擔ひつゝ、彼等は笑ひ、彼等は歌ふ。歌ふや痛恨、笑ひや切々赤くして血の如し。

その笑ひ
赤くして

これ實に日本ムスメの生涯である。勿論例外もあつた。富める外人の妾となり、又はその自ら蓄へた金を以て一家を成すものがあつた。後者に屬するものが、女郎屋の主婦である。だが蘭領にしても英領にしても、所詮我等の日本ムスメ達は追ひ出される運命にあつた。身

を挺して新嘉坡を中心とする英領各地の娘子軍を追ひ出した山崎總領事の決心は、また壯なりとしなければならぬ。たゞ我等は我等の女性同胞が、椰子の葉陰に繰り廣げた長い物語りを嘲笑したり、擯斥したりしてはいけない。彼女らが流した醜名は許すべきでないかも知れぬ。しかし彼女らが日本人の海外發展を通して、母國に捧げたところの功績は、眞に偉大なものがあらう。

偉大な
彼女らの
功績

第十一章 敗殘の夢の跡・南洋群島開拓者

一、榎本武揚と南洋群島

大戦の收穫

我が國の大戦参加による重大な收穫の一つは、獨領南洋諸島中、マリアナ、カロリン、マーシャルの三群島を手中に收めたことであつた。獨逸がこの三群島を領有したのは、比較的新しいことで、マーシャル群島が明治十九年（一八八六年）、マリアナ、カロリン兩群島は共に明治三十二年である。

群島と邦人との交渉

而してこれら群島と邦人との交渉は、遠くスペイン領時代の明治十七年より初まり、同年我が外務省御用係後藤猛太郎、鈴木經勳の兩名がマーシャル群島探検に出かけたこと、二十三年田口卯吉等の南島商會の活躍があつたこと、上卷第二章及び第九章中に詳しく記述した通りである。同じ二十三年には恒信社、二十四年には快通社が設立され、共にこの方面に向つて活潑なる活動を開始した。しかし快通社は、その使用船の坐礁に會つて間もなく解散し

明治七年の南進論

た。恒信社は榎本武揚、田口卯吉等の唱道によつて生れ出たものであつて、榎本武揚の南洋發展論は、驚く勿れ、實に明治初年から初まつてゐるのである。榎本は明治七年露國公使に任せられ、同十一年まで露國に在勤したのであるが、その露國在任中の九年九月十二日附宅信の一節に

先便御送被下候小笠原寫眞を一冊の手折本と爲し、其表紙に手製のカルファニ仕掛けにて「日本領南洋群島之眞景小笠原之部榎本所藏」といふ文字を銅版にして取附候積りにて、銅版は既に出來上り申候、手前は小笠原島より尙以南にあるラドローネン諸島をもイスバニヤより買入れて、日本領と爲す事を先頃建言し、當節は朝廷に於て評議最中の由、先達而寺島より申越せり。是は種々込入たる見込有之事にて一寸は申上兼候、右の次第につき小笠原島等の寫眞は別して楽しみにながめ申候（榎本武揚「西伯利亞日記」）。

榎本武揚子の述懐

ラドローネン諸島といふのはどこであらう。明治二十六年二月、榎本の述懐するところに「今を去る十六七年前、我が小笠原島の島嶼きとも稱すべき西班牙領のマリアナ群島及びカロライン群島を買上げ、尙進んでニューギニヤの一部に植民を試みんとする意見を建議した

る人がありましたが行はれなかつた由」(上卷第二章一參照)と、人のことのやうに言つてゐるのが、即ちこのことではないであらうか。果して然りとすれば、彼れの建言たるや、實に大規模のものであつた。

叛亂士族
を南洋へ

同じく明治九年十一月七日附、彼れの宅信の一節に

右士族(族?)等いづれも愚痴にて方向を失ひたるものに可有之に付、嚴重の罪を申付ずして巨魁といへども死一等を恕し、兼て手前建言致置候南洋諸島へ移され候様、實は今便にて岩倉内府迄一筆差上申置候(前出・西伯利亞日記)。

文中、右士族等とあるのは、神風連及び前原一誠等の變に關係せるものを指すのである。榎本の南洋群島に對する關心の早きことかくの如し。

懷遠丸の
報告、

懷遠丸は十二月二十五日横濱出帆後、同三十一日午前小笠原島二見港に無事安着、薪水その他用意相濟し、一月七日同港出帆、風順に船早く、同十五日マリアナ群島中ガムに安着、一同壯健、同所より不日直ちにカロリン群島に出帆致す可き趣申越、商況は別に不申越候得共、目的は素より該島にあらざれば報告なきも無理ならず、右の音信は以外に早く相届き候、何れ野中萬助氏より原信の寫御廻し可申候得

共先は不取敢小子より右の趣及御通知候也

これは明治二十四年二月十二日附、榎本武揚より恒信社々長横尾東作に宛てた書簡だ。以て榎本のこの事業に對する熱心の度合も判る譯だ。懷遠丸のこの航海による收獲は大きかつた。即ち二十四年九月二十日附、横尾東作の懷遠丸船長加藤末吉に宛てた手紙に、

船舶増加
に決す

此般の輸入、諸子粉骨盡身の結果、大に株主の喜悅を表し、益々社務を擴張し、二三航海の後は、船舶の數も増加することに決す。社運果して盛大の時は、諸子亦大に満足を得て、是迄の辛酸を海上に一洗され、且隨意株主となる事も自由なり。諸子尙奮發して社運の盛大を計畫せられよ。是遍に諸子に希望す。予の今日より斷言する事如前陳、諸子夫れ勉めよ

懷遠丸は七十噸の帆船だ。これに日本品を積んで行つて、土人との間に交易を試み、その收獲として南洋の天産物を山程積んで來たのであらう。以上二通の書簡は昭和十一年、竹井十郎が南洋群島旅行の際に發見、これを寫して來たものである。附記して謝意を表す。

一屋商會
その他

二十五年、一屋商會といふのが、田口等の南島商會で使用した天佑丸を以て出航、トラツク島に支店を設けたりしたが、二十八年には解散してしまつた。二十六年南洋貿易日益合名

大戦前の本邦商社
 会社が設立され、ボナベ、トラツク、サイバン、グアム各島に支店を設置し、大いに活動、業績見るべきものがあつた。同社は三十九年、村山商會と合併、日益の二字を削つて南洋貿易株式會社とした。また三十三年清水兄弟商會なるものが設立され、支店をグアム島に置いて活躍し、四十三年アガニヤ商會が登場し、大正二年に至つて南洋興業合資會社が生れ出た。即ち歐洲大戰勃發直前の大正二年七月現在、この群島に對する本邦商社の陣容は左の通りであつた。

- | | | | |
|----------|----------|-------|------------------------|
| 南洋貿易株式會社 | 資本金十五萬圓 | 支店 | サイバン、ボナベ、トラツク、ヤツブ |
| 株式會社恒信社 | 資本金三萬八千圓 | 支店 | バラオ |
| 清水兄弟商會 | 資本金五萬圓 | 支店 | グアム島 |
| アガニヤ商會 | 資本金三萬六千圓 | 支店 | グアム、サイバン |
| 南洋興業合資會社 | 資本金五萬圓 | 支店準備中 | (川崎良三郎、丸茂葆共著「獨領南洋群島」)。 |

目的はみな貿易
 右商社はみな貿易が目的であつた。たゞ恒信社だけが貿易の外に、いくらか、掘鑛、栽培に手をつけて見たやうである。而して同じく大正二年七月中の、在留邦人は西カロリン及び

バラオ諸島に五十六人、マリアナ群島に五十一人といふ程度だつた(同上)。

二、一千の同胞サイバンに飢ゆ

新しき投機の対象
 我が海軍が、この南洋群島を占領したのは、大正三年の十月である。その十二月には、臨時南洋群島防備隊司令部が、トラツク島に置かれた。日本の財界は大戦の勃發と共に、空前の活氣を呈し、何をやつても儲かつて仕様がなかつた。新占領地南洋群島は、忽ち投機の對象となつた。いろいろな事業が、無闇矢鱈に企てられた。ところが、大正九年、ヴェルサイユ條約で、この群島が我が委任統治に歸する頃は、大抵もう敗殘の形骸を横たへてゐるに過ぎなかつた。泡沫の如く興つたものは、また泡沫の如く消えざるを得ない。

下關の富豪西村一家
 けれどもその敗殘の形骸の中にも、傳ふべきものがなしとしない。下關の豪家西村一家及び澁澤子の愛婿尾高次郎を社長とする南洋殖産會社の製糖事業など、興味深い教訓を書き止めた標柱だといつてよい。下關の豪家西村惣四郎は、漁業を以て巨富を成した。大正五年、鯨の漁場發見のため、養子一松を南洋に派遣した。一松は船中、我が防備隊所屬の一技手か

ら新占領地に於ける糖業の有望なる話を聞いた。甘蔗の栽培、製糖工場の設備などその技手の説明で一通り諒解した。彼れは心中大いに動き、サイバン島に上つて島の状況を實査するとすぐに製糖事業の計畫書を作り上げてトラック島に渡り、軍政廳本部に土地の貸下及び事業許可を出願した。

西村製糖
場設立

彼れは下關に歸つて一族に諮つた。時恰かも大戦のため、歐洲の甜菜糖が全滅し、砂糖はこれから正に空然の暴騰期に入らうとしてゐる際であつたから、西村一家は手を打つてこれに賛成した。もう鯨の漁場どころの話でない。六年二月、一族の出資をもつて、サイバン島に西村製糖所を設立した。事業地は同島タツポーチョー（標高四百米の山）の山裾に展開するチャランカの平野である。所要労働者は西村家漁業の本據地たる山口、長崎兩縣から連れて行つた。一松が總指揮で、一家をもつてする幹部がこれに加つたが、みな製糖事業には素人である。労働者また然りだ。チャランカの隣り、ヒナシスの丘附近から開墾を初めた。ところが労働者はみな漁夫上りだ。百姓をやるより魚を取つた方が面白い。幹部もこれに共鳴して、半日百姓、半日は魚取りといふことになつてしまひ、立派な船を二隻造つた。

漁夫上り
の労働者朝鮮移民
四百人

間もなく朝鮮から四百人ばかりの移民を入れた。これは明けても暮れても喧嘩ばかりしてゐて、半日も眞面目に働かなかつた。西村ではこれら多數の労働者に、食事を賄つて食はせてゐた。労働者は遊んでゐて大食した。自分で大食するだけでは足りなくて、人間の食事で豚を飼つた。豚は肥つた。怠惰なる労働者には天國であつた。しかしこれでもつて、事業經營者が肥る譯はない。事務所、工場、倉庫、宿舍、トロッコ線、みな完備した。大正八年春開墾地三百町歩 栽培甘蔗を工場に運んで、汁を搾つて煮詰めて見たが、これが砂糖にはならなかつた。甘蔗が全部赤腐病を發してゐた上に、正當な糖汁の處理を心得た技術者が一人もゐなかつたといふのである。砂糖にならなければ仕方がない。この汁で焼酎を作れといふことになつた。よつてこれを、タンクに貯へて置いたところ、このタンクがまたいけなかつた。汁はいつの間にか海に流れてしまつてゐた。

社給の食
糧で養豚五百萬圓
の新會社

同年十一月、組織を改めて株式會社とし、西村拓殖會社と稱した。資本金五百萬圓、社長西村惣四郎、専務同一松以下、重役はみな一族をもつてした。その年の暮、雜草に埋もれた甘蔗を刈つて製糖をやつて見たが、これもまた慘々であつた。しかも前後して火災に見舞は

災難續出れ、熱病が流行して死亡者が續出した。しかし砂糖の相場はまだよかつた。九年五月、分密一俵五十圓といふ熱狂的記録を出した。西村一族は望みをたゞこの好相場の持續に囑した。即ち海外興業、興業銀行から九十萬圓程の資金を借入り、これに最後の運命を托して、同年秋から第三回目の製糖に入つた。

けれども時既に遅し矣。製糖に入る直前から數年續いた戦争景氣は、物凄く反動の嵐を展開した。砂糖の運命もまた同じで、瓦落慘落、目もあてられぬ次第となつた。豪家西村一家の事業は、ここに全く夢と消えた。西村が事業着手後、三菱がこれを買収せんとして交渉した。ところが惣四郎これを拒絶して曰く「自分はこの事業を成功させ、一千萬圓を政府に献納し「南洋開拓の功に依つて男爵になるのだ」と。ところが今や、男爵どころの話でない。一代の巨富を空しくして、數百の移民をサイパンの野に餓えしむるの悲運に落ちた。彼れは間もなく老ひの身を現地に運び、たゞ見る荒涼たる夢の跡に、落つる涙を禁じ得なかつたといふ。

それにしても、糧道を斷れた移民達はどうなるのか。同じ頃、矢張りこのサイパンの野に、

天日の暗きを嘆いてゐるもう一つの移民群が存在した。前記南洋殖産株式會社の失敗の跡に残されたものがそれである。

南洋殖産會社

南洋殖産會社は、大正五年創立の南洋企業組合を、同年末に至つて改組したもので、資本金百五十萬圓、全額拂込である。澁澤同族會社を初め、川崎肇、岩崎清七、大橋新太郎、藤山雷太といつた連中が株主であつた。同社がサイパンに製糖事業を起したのは、西村と同じく、矢張り大正六年のことだ（同社は比律賓のダバオの麻栽培に主力を注ぎ、資本金の半分をこれに注入したのであるが、これがうまく行かなくて致命傷を負つた）。サイパンに事業を着手するに際し、同社は小笠原地方から小作八十戸その他約三百人の移民を入れた。

小笠原移民八十戸

西村が島の南部を事業地としたに對し、殖産はこれを島の北部に取り、工場をカラベラに建て、事務所をタナバコといふところに設けた。事務所と工場の隔り三哩、間に險峻な山があつた。即ち事務所連中は、毎日事務所に勢揃ひして、汗を拭き拭き、山道を辿つて工場に着く。もういゝ加減疲勞してゐるから、一休み休んで、それから少しばかり工場の仕事を見てまた汗を拭き山道を辿つて歸つて來るといふ勘定である。この間抜けさ加減が、この事業の

前途を豫約した。

製糖の成績は、西村よりは餘程よかつた。西村がまた製糖に着手しない大正七年に、既に三百樽からの砂糖を製造することが出来たのであるが、しかし西村が數百の勞働者に、勘定の合はない賄をやつたに對し、この殖産の社員どもは、勝手氣儘に社金を使つた。西村の移民が社給の食糧で豚を肥らせたに對し、殖産の社員どもは、酒池肉林に豪遊した。殖産がよい／＼いけなくなつた時、出納係の豪遊を見つけた本社が、人を派して現業地の金庫を調べさせたなら、十六錢しかなかつたといふ。このやうな有様で、社運の榮える筈がない。會社は先づダバオの事業で致命傷を負ひ、次でサイバンに於けるこの不始末をさらげ出して、大正九年の恐慌で一たまりもなく參つてしまつた。サイバン事業地の敗慘の跡は、西村よりもひどかつたといふ。

放り出された一千

西村及び殖産の事業失敗によつて、放り出された移民の數は、合せて一千人近くに達した。大正十年初頭、胸中、深く期するところあつて、群島視察に出かけた後の南洋興發社長松江春次は、サイバン島に上陸するや、先づ兩社失敗の殘骸に胸を衝かれ、感銘を記して左の如

く言つてゐる。

鷓鴣の鳴かれの惨状

實に荒涼凄慘を極めたもので、野に餓草ありと云ふ様な言葉も、その儘文字通りの事實とならうとする程、切迫したものであつた。總ての人の顔には生氣がなく、一二年前に移住して來た様な人達は、鶏卵又は椰子の實をガラバンに在る南洋貿易の支店に持つて來ては、米一握石油一瓶と交換して貰ふ慘狀であつた。憔悴しきつた身體を破れ果てた衣服に包み、南洋の白日の下に彷徨ふ憐れな人達の姿は、私は決して忘れることが出来ないのである。(中略) 吹き曝しの工場も、椰子葉葺の宿舍も、皆見る蔭もなく痛み果て、其の廢墟にも似たる失敗の跡には鷓鴣こそ鳴かね、そぞろに涙を誘ふものがあつたのである(松江春次「南洋開拓十年誌」)。

三、再建移民三千人

臺灣の糖業者

臺灣の我が糖業關係者は、みなこの南洋群島を見切つてゐた。彼等は、初め我が海軍の群島占領の永續性を認めると、みなこれに注目し、相競つて調査員を派遣した。ところがこれら各社の派遣員は、異口同音に、群島糖業の不利を唱へた。曰く、島が小さくて新式の大工

場組織による製糖は不可能である。曰く、勢力を群島内に求め得ない。曰く、製品を出しても内地迄の運賃が大變だと。大日本、明治、鹽水港といった大會社が、みなそれで事業着手を躊躇した。たゞ僅かに鈴木商店を背景とする東洋製糖が、ボナベ島に手をつけたが、雨が多過ぎ、害虫が猛烈で、目的を達せず、大正九年三四十萬の損失といふところで、引上げてしまつた。折柄吹き來つた財界恐慌の嵐は、各社をして愈々その穀の中に閉ぢ籠つて、他を顧みろの勇氣と餘裕とをなからしめた。

諸らめき
れの男

けれども、どうしてもこの新舞臺を諦め切れぬ男がゐた。新高製糖の常務松江春次がそれであつた。新高製糖は好意氣に乗じて二十割といふ様な配當をなし、現前の業態また頗る好成绩であつたのだが、松江はひそかに社業の前途に不安を感じてゐた。新高の甘蔗耕地は水田地方の中央に位置し、米作の脅威を受けること甚大であつた。即ち甘蔗の植付期には、自ら陣頭に立つて農家を廻り、毎夜遅くまで植付の談判をしなければならぬといふ始末だ。然るに南洋群島は、緯度氣候の關係が瓜哇、布哇に接近し、臺灣などはよりは遙かに糖業的である上に、土地が狭いとはいつても、十万里以上の島が三四あり、それが鳥糞のために驚く

程、肥沃であるといふのだから、糖業の基礎條件は先づ立派に揃つてゐる。各地調査員の指摘する難點などは、經營の上でいくらでも克服出来るのではないか——、松井はそう考へ、そう信じて、幾度か社長に南洋進出の急務を説いた。しかも遂に容れられなかつたので社をやめてしまつた。

現地を見
て不安解

彼れは十年二月、東京を發して南洋踏査の旅に上つた。前記、サイバン島に於ける移民一千人の窮狀に關する彼の記述は、この旅に於ける感銘である。彼れはサイバン島上陸後、チヤモロ族の酋長の家に宿を取つて、毎日密林中を歩き廻つた。彼れはタツポーチョーの懸崖を攀ち、背面の廣い平原を望むに至つて、土地狭小の不安から解放された。心に描く新式千屯工場計畫が、この平原の中にそつくり入るのである。今迄の調査員達は、西村拓殖、南洋殖産の事業地だといふので、サイバンには餘り注意を拂はなかつた。サイバンを調査するものがあつても、この山の上まで、上つて見るものは皆無だつた。

彼れは續いてテニアンに渡り、面積七方里、殆んど全部が平坦で、六千餘町歩の大耕地を得られることを實見し、且つロタ島の模様を想像して、この三島から砂糖年額百五十萬擔を

出し得る確信を得たといふのである。

東拓總裁
石塚英藏

三月歸京して、石塚東拓總裁に會つた。石塚の方から會見申込である。一千の移民が飢餓に瀕してゐるといふことは、政府に取つても重大な問題であつた。手塚民政部長の報告で、移民窮迫の實情を知つた政府は、場合によつては全部これを引上げさせなければならぬとした。けれどもそれは最後の手段だ。東拓では九年秋、芦澤技師外二名を現地に派して、移民の實情とこれを救済する途如何を調査させた。芦澤等の報告は、棉を作るがいゝといふことだつた。石塚に會つた松江は、棉ではいけない。矢張り砂糖だとあつて、砂糖の有利なることを力説した。石塚大いに動き、移民救済のためには、犠牲を覺悟で、事業を起さなければならぬといふので、西村拓殖、南洋殖産、及び西村の債權者たる海外興業に對して、整理の交渉を進め、七月にはその條件に關する内談も出來たので、急遽砂糖事業を起すための再調査となつた。松江の外に東拓から二人、これに西村一松が加つて、八月東京發、二ヶ月を要して十月に歸つた。これで糖業着手といふことに確定した。

南洋興發
會社成立

東拓は事業着手の順序として、先づ村拓植の五百萬圓を十分の一に減資、資本金五十萬圓

とし、南洋殖産を同額の五十萬で買收することにした。十年十一月、西村拓植の資本金を三百萬（全額拂込）に増加の上、これを南洋興發株式會社と改稱した。松江春次は同社専務に就任した。西村、殖産の重役はみな退いて、東拓と海興の人がこれに代つた。

松江はその年十二月、新社員を率ゐて三たびサイバンに渡り、舊西村事務所を本據として直ちに事業開始の準備を急いだ。一千の移民は歡乎してこれを迎へ、サイバンの野は久し振りで天日に映えた。新會社のサイバン製糖所は、甘蔗耕地三千町歩、鐵道五十哩、工場能力一千噸の計畫であつた。鐵道は耕地の甘蔗を集積して、工場に運搬するために、缺くべからざるものである。在島一千の移民では間に合はない。至急これを増加しなければならぬ。よつて十一年六月、先づ五百四十名の新移民を入れたのを初めとして、同年中二千人の移民を入れた。みな沖繩縣からである。舊移民を合せて三千人、素晴らしいことである。

沖繩移民
二千人

これら新舊移民中、二百二十戸の小作者を決定、この小作者を中心として多數勞働者を配屬させた。會社直營農場は、從來の經驗上思はしくないので、經營の中心を小作制度に置いた譯だ。移民達は、舊會社引繼耕地一千町歩の手入を行ひつゝ、一方チャランカの奥及びラ

諸工事の
進捗

ウラウ灣に面する地を中心として、開墾を進めて行つた。

十二年三月、工場が完成した。一千噸能力の製糖機その他、みな獨逸製の最新式だ。この頃、鐵道も三十哩程完成した。三月十日には、盛大な工場落成式が舉行された。官民の讚辭が雨のやうに降り注いだ。同年暮までには、鐵道工事も一段落、延長四十二哩に達した。

可憐なる
この土民
を見よ

サイパンの島民は、眼を圓くして進捗する諸工事を見守つてゐた。黒い煙を吐いて汽車が走り出すと、彼れらは線路の兩側に堵列して、これに最敬禮をしたといふ。屈強な若者十數名が、機關車を綱引して見たいと申込んで來た。やらせて見たら、矢張り機關車の方が強かつたとは、うそのやうな話である。一日、百數十名の島民を汽車に乗せた。みな汽車に乗つて見たがつてゐるから、乗せて呉れまいかといふ申込みなのである。彼等が盛裝を凝らしてこれに乗つたことは勿論であるが、目的地に達しても、彼れらは降りやうとしない。曰く、「こんな早く來る筈がない。ウツだ。ウツだ」と。

四 建設者の忍苦と確信

大敵の潜
在に駭然

松江は建設工事の進行中、舊西村、殖産兩耕地の中に、強大な敵の潜んでゐることを知つて駭然とした。兩耕地に赤腐病の多いことは初めから知つてゐた。甘蔗は風害、虫害、鼠害等によつて損傷すると、そこから微菌が入つて赤腐を發し、莖が全部赤くなつて製糖の原料にならなくなる。松江は兩耕地の赤腐病を鼠害のためだと考へてゐた。

だが不安だ。鼠害にしては赤腐が餘り多すぎる。甘蔗の莖を割つて見ると、長さ三四分の暗褐色の蟲がある。臺灣では全く見たことのない小蟲だ。しかしこれも一種の害蟲であつて大したことはないのだらうと片付けてゐた。ところが實は、これが世界糖業史に大きな暗影を遺してゐる箴象蟲であつたのだ。彼れがこれを知つたのは、事業着手後六ヶ月の、十一年六月のこと。彼れは駭然として背筋の寒くなるのを覺えた。

たゞ撃破
するのみ

だが今更どうにも仕様がなはないか。進むのだ。進んでこの大敵を撃破するのだ。それより外に途はないのである。同年四月南洋廳が設置せられ、民政部長手塚敏郎が初代長官に就任した。松江は手塚と協議をなし、南洋廳の援助を得て、極力これが捕殺に努力した。だが久しくその跳梁に委せてゐた耕地から、これを驅逐するのは容易なことではなかつた。

十二年三月、舊耕地の甘蔗をもつて製糖を開始した。無論もう大して期待はしなかつたがしかしそこにさらげ出された現實は、また何といふことであるか。最新式一千噸工場が泣くのである。七月下旬まで四ヶ月かかつて産糖二萬九百七十擔。幹部以下みな天を仰いで啞然とした。矢張り駄目だ。南洋は製糖に適しない。西村、殖産の失敗も無理がない。社内がそんなことであつたから、社外の批評は更にひどい。嘗て工場落成式に臨み、あらゆる讃辭を吝まなかつた人達が、今は思ひ切つた惡評を飛ばした。結局この第一回の製糖で得たものは二萬俵ばかりであつた。

もう会社には資本の餘裕がなかつた。資本金三百萬圓の内、百六十萬圓は前身會社の救済的引繼に充て、殘額百四十萬圓に東拓からの長期借入金二百萬圓を加へ、三百四十萬圓を以て、工場、鐵道、その他一切の施設をやつた。もう殘額がないのである。よつてまた至急に資本を作らなければならぬ。だがその九月には、關東大震災。金に換えるため東京に運んだ二萬俵の砂糖は、倉庫の中で灰になつた。松江は金策のため東京に歸つてゐた。だが東拓では震災の混雜で金が出ず、銀行は勿論相手にして呉れなかつた。松江は身邊の物を賣つて

會社には
もう金が
ない

天を仰いで
啞然た

數萬圓を得、これを會社に提供した。

「サイバン」は十二月サイバンに歸つた。サイバンではヘンな唄が流行つてゐた「専務良く聽け、お前の末は、サイバン邊りで野たれ死に」——小學校の子供達まで歌つてゐる。やがては來るであらう暗黒な場面を想像し、みながヤケになつてゐたのである。松江が數萬圓を提供しても、それだけでは、一同の志氣を回復する譯にゆかぬ。第一、諸支拂へが圓滑でないのである。

松江はしかし、あらゆる惡罵を耐へ忍んだ。彼れにはまだ抜くべからざる信念があつた。

敵は箴象蟲たゞ一つだ。これさへ撃破すればあとに難はないのである。彼れは全力を上げてこれが徹底的撲滅に努めた。甘蔗はみなこれを焼却した。しかし火は甘蔗の中によく通らぬ。そのため箴象蟲は後に残る心配があつた。箴象蟲を食つて生きるものに、タキニット・フライ（蠅の一種）がある。これを耕地に放つて置けば、蟲は食はれてしまふ理窟だ。タキニット・フライは布哇にゐる。松江は、優良甘蔗輸入かたがた人を派してこれを求めた。臺灣にも人をやつて、優良甘蔗を輸入した。

敵はたゞ
箴象蟲

「サイバン」
はあたりに
死に垂れ

布哇から持つて来たタキニット・フライは、みな途中で死んでしまつたが、しかし箴象蟲の撲滅は徐々に功を奏した。輸入した優良甘蔗はよく伸びた。第二回の製糖（十三年）は、舊甘蔗でやつた。無論成績のいゝ筈がない。前年よりは三倍の増収だが、しかしとても問題にはならなかつた。「専務よく聴け」の歌はまだ續いてゐた。三千の労働者の心は、依然として暗かつた。しかしこの第二回の製糖成績を見て、専務松江の心は躍つた。次年度の成績を見ろ、甘蔗更新の第一年、全農場は蘇るぞと確信した。十四年、第三回製糖が始まつた。松江の確信は外れなかつた。産糖一躍十五萬擔、優先株式に八分の配當をすることが出来た。南洋の製糖はこゝに全く確立した。全島は舉げてこの歡喜に酔つた。

全島の歡喜

翌十五年十月、三十萬圓を投じてテニアンに於ける喜多合名の權利を買收した。喜多合名は、大正五年、椰子栽培の目的をもつてテニアン島に一千町歩の土地貸下を受け、十一月、先づ邦人四名、島民約二十名をもつて、これが經營に着手した。七年の初め、移民百名を山形縣から入れ、サイパン、ロタ兩島民六十戸約三百名をこれに加へ、全力を舉げて密林の伐採開墾を實施、同年九月迄に七百六十町歩の畑を作つて、十二月迄に椰子苗六萬七八千顆の

喜多合名會社

植附を了した。

ところが八年、早魃と虫害のために、幼弱な椰子は殆んど枯死してしまつた。しかも害蟲（貝殼蟲）驅除のためには全部これを焼拂つてしまはなければならぬ。だが焼拂つても蟲は他の植物に移つて益々蔓延し、何を植えても周圍からまた襲はれる危険があり、頭底成功の見込みがなかつたので、事業を放棄して暫らく傍觀することに決めた。山形から行つた移民は、慘々な目にあつて郷里に歸つた。

棉花栽培と人夫賃

十年五月から、棉花栽培を始めて見た。棉花の芽吹はよかつたが、人夫賃に追はれて一年に三萬圓以上の損をしてしまつた。人夫はサイパンの島民である。十二年からこれを小作制に改め、どうにか收支を償ふことが出来たのであるが、しかし棉花採集期に於ける勞力（平常の三四倍）の問題を解決するを得ず、折角よく出来た棉花も大半これを腐らしてしまふといふ風で、今度は小作者の方がやり切れなくなつた。喜多は結局、累積する負債を背負つて持て餘してゐたのである。

松江は大正十年第一回の視察の際、テニアンに展開する坦々たる沃野を見て、當然こゝも

事業地の一つと決めてゐた。前の西村拓殖、南洋殖産も、喜多と前後してこゝに事業を計畫し、西村は北部チューロに牧場用地を、殖産は甘蔗栽培の目的をもつて、四千町歩からの土地を、夫々貸下を受けたのであるが、西村は全然これに手をつけず、殖産が大正七年十二月から甘蔗試作を開始した。けれども矢張りうまくゆかず、南洋興發の成立と共に、兩社の権利は舉げて興發に歸した。興發はサンバンに事業を着手して以來、このテニアンについても種々調査研究を續けて見た。

サンバンに於ける苦難時代を克服して、基礎漸く安固たるを得た興發が、氣息奄々たる喜多の事業を併せ呑むは、また自然の勢ひであつた。喜多は五十萬圓と稱し、興發は十五萬圓と頑張り、南洋應が間に入つて三十萬圓で手を打つたとある。即ち十五年十月を期して、テニアン全島もまた興發の手中に歸した次第である。

興發、喜多
併呑

第十二章 危難殺到の北米同胞

一、借地権剥奪

大正二年五月、加州在留同胞が、その排日土地法の發布によつて、新たなる土地の所有を禁止せられ、借地権さへ僅か三年の短期間に局限された次第は、既に記した。爾後多數の加州邦人農業者は、この極限された借地権の上に、全運命を託して活躍した。三年間の借地契約は、これを更新することによつて、法律上、永久に繼續することが出来たのである。無論地主の方で、それを承諾しなければ仕方がないのであるが――。しかし地主が三年後の契約更新を承諾しなくとも、邦人はその栽培する作物の種類によつては、その契約期間だけで、どうにかやつてゆくことが出来た。

加州議會は、その排日土地法案審議の際、日本人のためにこの短き借地権さへ認めぬ方針であつた。ところがその借地権を奪つてしまつては、日本人に莫大な土地を貸付けてゐる白

農業者の
運命を托
するもの

地主の利益擁護のため

人地主がやりきれない。そこで地主連中は、自分達の陣營から委員を挙げ、これをサクラメントに派遣して、知事、議員等に對し熱心運動するところがあつた。地主側では五年の借地権を認めろといふ。しかし原案では一年も認めてゐない。これを三年で折合つたのは、地主側の勝利であつた。だからこの三年の借地権は、日本人の利益のために残されたのではなく白人地主等が自らの利益のために、戦ひ取つたところのものだ。

それで排日土地法實施の翌々年（大正四年）には、もう日本人借地権禁止を目的とする法案が加州議會に現はれ出た。大正六年、またそれが顔を出した。しかしこれはいづれも大戦中のことゝて物にならず、大正八年世界大戦が終りを告げ、米國在郷軍人團が組織され、總選挙の期日が接近すると、日本人はまた猛烈な攻撃の的となり、借地権問題が遠慮なく取上げられるに至つた。

大戦中の増加面積

日本人の所有土地及び借地面積は、大戦中驚くべき増加を見せたといふ官憲の報告が、これにまた拍車をかけた。即ち加州に於ける日本人所有土地は、大正二年二萬六千七百七エーカーであつたものが、大正七年には二萬九千六百エーカーとなり、同じくその借地は大正六

年三十三萬九千八百エーカーなりしものが、翌七年には三十九萬一千六百八十三エーカーに増加したといふのである。加州の排日派はこの報告を絶好な口實として、これ日本人が土地法を誤魔化した結果なりと叫んだ。

日本人の借地禁止を目的とする法案は、當然加州議會（大正九年）に提出された。日本人學童隔離に關する法案も現はれ出た。しかしこれは兩方とも物にならず、その物にならなかつたことがまた排日氣勢を煽るに役立つた。議會閉會後、各種の排日團體は頻々として會合し、加州労働聯盟、在郷軍人團、合衆國出生市民會の三者がこの大勢を指導した。遂にこれらは打つて一團となり、日本人排斥聯盟を組織して、左の綱領を掲げた。

日本人排斥聯盟の綱領

- 一、日本人の借地権を禁止すること
- 二、寫眞結婚婦人の入國を禁止すること
- 三、紳士協約を撤廢し、米國自身の立法により日本移民を禁ずること
- 四、日本人に歸化権を與へざること
- 五、米國に於ける日本人の出生兒に市民権を與へざること

一方、同年（大正九年）十一月、婦人參政權問題討議のため開會された加州臨時議會は、排日問題討議のための臨時議會を、明年一月を期して開會すべき旨の決議案を通過した。これは州知事スチーブンスの反対で立消えとなつたが、しかし桑港市參事會及び各種排日團體は、飽くまで臨時議會開會の必要を叫び、苛酷極まる排日立法を要求してやまなかつた。

我が政府は、この如き形勢を緩和するため、米國政府と意見交換の上、大正九年十二月、米國本土行寫眞結婚婦人の旅券下附を、大正十年二月限り禁止すべき旨聲明した。だがこの聲明は、一向に効果がなかつたらしく、排日運動は益々俊烈に展開した。前記日本人排斥聯盟は、その名稱を亞細亞人排斥聯盟と改稱し、益々多數の會員を擁して、排日立法のための臨時議會開會の必要を叫び、知事に向つてこれを強要するといふ有様であつた。しかも遂にその望なきを知るに及んで、勝手に日本人借地禁止法案を作り上げ、人民一般投票によつてその目的を貫徹せんとした。

借地禁止
法案一般
投票

運動は物凄く展開した。各種排日團體は續々該立法に賛意を表し、八月四日（大正十年）の法定期日に於ける請願署名人は八萬三千六百七十人に達し、法定數を越えること二萬八千

我政府、
寫眞結婚
禁止を聲
明

人に達した。十二月二日がその投票日だ。國務省はその投票日間際になつて、一般人民投票によつて立法せられんとする日本人借地禁止法案に反対なる旨の聲名を發表したが、その聲明が何のその、開票の結果は實に左の通りであつた。

賛成 六十六萬八千四百八十三
反対 二十二萬二千〇八十六

借地權利
奪成る

運命は決した。加州憲法の規定により、五日後の十一月九日、右法案は法律として効力を生ずるに至つた。凡て十四ヶ條より成り、大正二年の土地法を骨子とし、これに左の條項を附加したものである。

- 一、舊土地法の認めた三年の借地權を全然剝奪すること
- 二、歸化權なき外國人が不動産の取得、移轉を目的とする法人の社員となり、又はその株式を取得することを禁ずること
- 三、歸化權なき外國人、又は株主の過半數がこれら外國人より成る法人は、未成年者の財産に對して後見人たることを得ず

- 四、歸化權なき外國人の財産を、後見人又はその受託人の資格に於て管理若くは支配するものは、毎年州務局に該財産の状況に關し、一定事項の届出を爲す義務あること
- 五、本法の制限を免かるゝ意思をもつて、不動産の賣買讓與等を爲したる時は、其の形式の如何に拘らず、總て之を無効とすること

日本人農業者は、絶對絶命である。残されたものは、收穫分配契約による、耕作のみである。しかしこれも大正十一年六月、加州々法によつて禁止されてしまつた。かくして日本人は既得の所有地以外、絶對に加州の土地に手を觸れることが出来なくなつた。借地權についても、收穫分配についても、勿論幾つかの試訴が行はれた。しかしそれらが、皆敗訴に歸して終つたこと、いふまでもない。

一一、寫眞結婚禁止事情と歸化不能の宣告

在米日本
人會の聲
明

大正八年十二月、帝國政府は米國本土行寫眞結婚婦人の旅券を、翌九年二月限り禁止する旨聲明したこと、前に記した。同時に在米日本人會もまた加州の排日状況を緩和せんため、

有力米人
の忠言

自らこれを廢止する旨の聲明書を發表した。しかし日本人會がこの聲明書を發表したのは、別に在留者多數の意嚮を代表したのでなく、小數幹部が獨斷で敢てしたものだといはれる。さうしてこれは桑港商業會議所有力議員及び日頃ろ日本人に同情を有すと見られてゐた二三米人の説得によるのだと傳へられる。即ちそれら有力米人は在米日本人會幹部に向つて、次の如く忠言したそうである。

私共は平生日本人諸君に同情を寄せ、陰に陽に諸君のために釋明し、擁護に努めてゐるが、こゝに唯一つ如何にしても辯護し兼ねるものがある。從來日本人間に行はれてゐる寫眞結婚がそれである。自由結婚を信條とする米國民の眼には、この結婚法は如何にも不自然であり、甚だ奇異に映ずる。終生の伴侶たるべき婦人を一瞥もせず、一言も交はず、親兄弟若しくは親戚朋友に一任し、唯僅かに一葉の寫眞に依つて見合ひし、直ちに入籍の上妻として米國に呼び寄せることは、米國の風俗習慣に背き、好ましからざる結果を來すのみならず、これに依つて婦人の渡航を奨励し、且つ彼女らを各種の勞働に従事せしめ、米國人の對抗し得ざる勞働競争を惹き起す。

搗て、加へて繁殖旺盛ならしむるは、これ即ち紳士協約の精神に戻り、日本政府の新移民渡航禁止の聲

「紳士協
約の精神
に戻る」

明を裏切るものである。故に若し飽くまでこれを繼續せんか、峻烈なる排日法案が加州議會に提出される虞れがある。現にそんな形勢が認められるのである（藤岡紫郎「北米・メキシコ移民の栞」）。

在米日本人會幹部は、この忠言に基いて、突如英字新聞に、自らこれを廢止する旨の聲明書を發表したのだといふ。しかし勿論多數同胞のために、そうした方がいゝと信じてのことであり、一方また帝國政府の前記の如き聲明があつて見れば、聲明書を發表しない迄も、これを繼續することは不可能であつたのだ。

寫眞結婚が理想的結婚形式でないことは、日本人だつてよく知つてゐる。結婚當事者は更によく知つてゐるのだ。渡米後、思はざる現實に打つかつて、引くに引かれずといふ花嫁達も少くはなかつた。

當事者はよく知つてゐる

斯ういふ婦人（寫眞結婚に依る花嫁）が色々なところに参ります。田舎に行くものもあれば、町に行くものもある。町で自分の良人はクックをしてゐるといふので、そこへ行きます。良人は小さな家を持つてゐる。家といつても一軒を持つことが出来ぬから部屋住居です。それもナカナカかゝる。調べて見ると、ローサンゼルス、シャトル邊で一室七弗から十一弗かゝる。そこで婦人が行つて見て經濟問題が起

石造の家
屋に住んで

る。私は廣島で聞いた話です。あの邊りの田舎では、日本で嫁に行けばナカナカかゝる。けれどもアメリカへ行くならば仕度は要らぬ。出来るだけ荷物はない方がよい。向ふに行けば御亭主が仕度をして呉れる。大變よいではないか。お前の良人になる人は、石造の家屋に住んでゐて、月給は百五十圓、百五十圓といへば高等官よりもつとよい月給だから行つたらどうかといふので、あちらに行つて見ると、成程、家は石造です。石造であるが、その中の三階の一室を借りてゐる。其の一室だけを寫眞に取ることは、出来ませぬから全體を撮る。全體は景物で、實は一室を借りてゐるとは申しませぬ。また月給百五十圓とかいふと大變のやうですが、あちらでは労働者でも一日二弗三弗は取る。庭師は一ヶ月六十弗から八十弗、良いのになるともつと取ります。これを日本の金にしますれば八十弗は百六十圓です。しかし部屋一つ借りるにも十一弗もかゝる。その一室の中でスツカリ煮焼もしなければならぬ。そこで人を送り迎へしなければならぬ。寝るのもその部屋といふ有様です。その上、町に住つてゐる人は、田舎から婦人を妻として貰ふことを好みませぬ。田舎の女を貰ふ人は、百姓をしてゐる人で、共稼ぎをする女を望むのであります。町に住つてゐる人は少し教育のある女を望みますから、虚榮心の強い女はそれにかゝりまして、仕舞には不足が出る。ローサンゼルスに参りますと人道會と云ふものがありました。そこで日本人の婦人、子供の保護をして居りますが、行つて見ると、恐ろしい、悲しい。遁げ出し問題

収入と支出の實際

「恐ろしい
悲しい
日本人の
婦人」

離婚問題の起るのは大概經濟問題からだと申します（日本移民協會報告第十四號）。

しかも在米邦人の多くは、矢張りこの寫眞結婚による外なかつた。結婚のために事業を中止して歸國することは、經濟的にも時間的にも多大の犠牲を拂はねばならなかつた。大正九年に改正された我が徴兵事務條例施行細則は、徴兵猶豫中の歸朝青年に、僅か一ヶ月の滞在期間しか許さなくなつたので、折角結婚の目的で歸朝しても、目的を達することなくして終るものが少くなかつた。といつて米國婦人と結婚することは、加州民法の禁するところであつた。無論抜け道はあつたけれども、そうそう好ましい相手が見付かるものではなかつた。在米獨身者の悩みは、これより愈々深刻であつた。

次に歸化權の問題であるが、日本人は事實上歸化權なきものとして取扱はれ、加州排日土地法もこの事實の上に作り上げられたこと、前に記した通りだ。しかし、合衆國歸化法上、日本人に歸化權ありや否やの問題は、種々の疑問を残してゐた。一九〇七年（明治三十九年）制定の新歸化法の施行細則第二十一條に、「裁判所書記は白人及び阿弗利加土人並にその子孫以外の外國人より歸化出願書を受理するを得ず」とあり、日本人は事實上歸化することが出

僅か一ヶ月の猶豫

歸化權問題

來なかつたのであるが、しかしこれは裁判所がたゞその手続きを拒むといふだけであつて、日本人に歸化權なしと確定してゐた譯ではなかつたのだ。

米國大審の判決

ところが、一九二二年（大正十一年）十一月十三日、大審院の判決で、日本人は米國に於て歸化權を有しないと決定した。小澤幸雄歸化訴訟事件、山下、河野歸化訴訟事件に關する大審院の判決がそれである。小澤幸雄は一八九四年（明治二十七年）渡米、米國に歸化する目的をもつて、一九〇二年、加州アラメダ裁判所に於て第一歸化證を得た。その後布哇に渡り、一九一四年布哇の合衆國地方裁判所に第二歸化證の下附を申請したところ、一九一六年二月に至つて却下された。小澤は狀を具してこれを桑港所在巡回控訴裁判所に控訴した。同裁判所はこれに直接判決を下すことをせず、合衆國大審院に移牒してしまつた。

二つの控訴

山下、河野の兩人は、一九〇六年の新歸化法實施前、既に第一、第二歸化證を獲得した。一九二一年、ワシントン州が外國人の土地所有を禁止する法律を制定した。山下、河野の兩人は歸化米國人の理由をもつて、同州官憲に土地所有會社設立の認可を申請したところ、官憲は兩人は日本人であるとしてこれを却下した。兩人は同州大審院に控訴したが、矢張り却

下され、歸化の有無を米國大審院に問ふた。

日本人は
コーカサ
ス人種に
屬せず

二つの訴訟に對する大審院の判決は、米國改正法典第二一六九條に「歸化に關する規定は自由なる白人及び阿弗利加土人、並に阿弗利加人の子孫たる外國人にこれを適用す」とある。一九〇七年の新歸化法はこの規定を改廢したのではないから、この規定の効力は喪失したものと認むることが出来ない。而して右記定に所謂白人とは、コーカサス人種を指すものにして、日本人がコーカサス人種に屬せざることは明白である。よつてその歸化能力を否認するは當然であるといふにあつた。

三、肉彈暴力下の同胞

迫害行動
農村へ

加州に於ける日本人迫害行動は、依然として深刻であつた。歐洲大戰前迄は、これが都會地に限られ、田園地方は餘り多くなかつたのであるが、大戰後は農村にも蔓延し、各地に深刻な場面を見せた。農村の辻々には、どこへ行つても「日本人無用」、「日本人就職無用」、「加州を救へ！日本人から！」といった立札が立つてゐた。

暴徒の襲
撃

大正十年七月十九日の夜、多數の白人武装暴徒が、スタニスロース郡（加州）ターラックの邦人キャンプを襲撃した。晝間労働の疲れで熟睡中の邦人及びその家族を叩き起し、鼻先にピストルを突つけて、即刻立退けといふ命令だ。そして有無を言はず、數臺のトラックに一同を積込み、これを遠方に追放した。

翌年三月下旬、フレズノ市附近のデラノ農園在住の邦人農業者を襲つた一團の暴徒は、四月一日迄に當地を立退かなければ覺悟があると脅迫した。これはその期間に餘裕があつたので、對策を施すことが出来、事なきを得たのであるが、當時このやうな事件は、各地に見られ、また加州以外の地に於ても稀れでなかつた。

暴徒はみ
な無罪

前記ターラックの邦人襲撃事件は、同年八月五日、同郡デモストの裁判所で豫審に附されたが、重要證人の出頭がなかつたのと、且この事件に刺戟されて、人心動搖、更に同種の事件の惹起するやも計り難きものがあつたので、公判は延期また延期、翌年四月に至つて同郡上級裁判所に於て開廷された。が、しかも五月、重要被告六名はみな無罪となつた。裁判所の不公平は勿論だが、こんなことになつたのは

一、邦人被害者の證人として出廷するものが少なかつたのと、出廷邦人の證言が極めて曖昧であつたと

二、事件發生直後、地方官憲の犯人檢舉が手緩く、主謀者はみな遁走してしまつたこと

等によると言はれた。いづれにしても理由なくして白人の肉弾に蹂躪せられ、これに對して有効な制裁の加へられるのを見るのが出来なかつた邦人は、悲しい存在であつた。

大戦中、戦時通信者として名を擧げたマクアーレンは、當時ポートランドに於て排日講演を試みて曰く

足一度南加州に踏込めば、日本文明の恰も皮膚病の如く、太平洋沿岸に發生しあるを看取し得る。日本人問題は實に米國が有する最大の國際問題である。而して最近ターラックに突發したる日本人驅逐事件の如き、暴力に訴へてこれが實行を期するは、其の方法よろしきを得ざるも、須らく吾人米國人は國家的自制心の範例を示して、徐々に日本に當り遂には彼等が特有の著しき慢心を挫き去るべきである。數年の中に何等かの處置を取るにあらざれば、沿岸地方の米國領土たるは只名のみ、全く日本化されて終ふであらう。八年以前の加州内に於ける日本人の状態と、今日のそれと比較するとき、現在國內の最も

米國の有する最大の問題

人體に於ける癌細胞

豊沃なる大部分は、刻々に日本人の手に歸しつゝある。キャリフォルニアは實にジャパンフホーニアに變化せんとしてゐる。所謂紳士協約の如きは單に嘲弄に過ぎぬ。(中略)日本人は米國々内到處に東洋文明を扶殖し、其の勢力頗る猛烈を極め、殆んど停止するところを知らず、恰も人體に於ける癌細胞の如き有様である。而も彼等は吾人の先祖が、多くの勞力を費し、漸く開發したる肥沃の農園に遅れ馳せに侵入し、空手を以て豊富なる收穫を食りつゝあるのである(加藤文護「最近の在米同胞」)。

親日新聞も排日記事

排日家はみんなこのやうな演説をして歩いた。新聞がまた一生懸命であつた。排日記事はへ掲げると、新聞が賣れたからだ。ハースト系新聞が、太平洋沿岸各地に勢力を扶殖したのは排日記事のお蔭であつた。親日的新聞も漸次過激な排日記事を掲げざるを得なかつた。

「アメリカ東部の諸君、諸君は日本人排斥に關して知るまい。諸君及び諸君の友人に、日本人の有様を知らせたいと希望せらるゝならば、二仙切手一枚郵送せよ。本紙は直ちに日本人に關する一冊子を送るべし」

これは排日新聞をもつて聞えたサクラメント・ビー紙の廣告だ。實に沙汰の限りであるが白人はかういふ新聞について行つた。桑港のエキザミナー、コール、クロニクル、デーリー

ニューズ、羅府のタイムス・エキザミネー、夕刊エクスプレス、サンタバルバラのデーリーニューズ、それに前記サクラメントのビー紙、みな日本人を叩きつけることによつて、多くの讀者を獲得した。

荒れ廻る
白人

狂暴な白人はお調子に乗つて荒れ廻つた。大正八年の秋から、九年の夏にかけて、ロスアンゼルスの一角に、同胞追立の運動が起つた。邦人住宅の家主が急に借家を斷つて來た。家賃を二倍若くはそれ以上に上げて來たものもある。そのためこれに堪え得ずして立退いた邦人も少くなかつたが、無論全部を追立てることは出来なかつた。大正十一年、邦人經營の住宅建築會社が、同じくロスアンゼルスのローズヒルに土地を購入し、數十軒の住宅建築に取りかゝつた。すると附近の白人は「こゝはジャップの來る場所でない」とあつて、猛運動を開始し、遂にこれを中止させてしまつた。

邦人はた
泣き寝入
り

その他建築中の家を焼かれたもの、暴徒に襲はれて負傷したものの、夜半の投石、暴言、侮辱、在留同胞の立場こそ、眞に慘憺たるものがあつた。被害邦人が警察、裁判所に訴へて見ても、一つとして埒明かず、唯泣き寝入の外なかつた。白人といふ奴は、實に手に負へぬ人

種であつて、コッソと一つやつて見たいやうな氣がしないでもないのである。

米國海軍
雇傭邦人

フレズノ市に開催した加州肉類小賣業組合が、「東洋人が商業區域の中心地に於て肉類を販賣するため、家屋を賃借せんとする場合は、これを拒絶せんことを一般市民に要求す」と決議したのもこの頃だ。加州選出上院議員ショートリッチが、米國海軍に雇はれてゐる多數の邦人を、軍機漏洩の恐れがあるからクビにしてしまへと言ひ出したのもこの頃だ。

Japs:

You came to care for our lawns—

We stood for it.

You came to work truck garden—

We stood for it.

You sent your children to our public schools—

We stood for it.

You moved a few families in our midst—

第十二章 危難殺到の北米同胞

We stood for it.

You propose to build a church in our neighborhood—

We didn't and won't stand for it.

You impose on us each day until you have gone your limit.

We don't want with us so, get busy, japs, and move out of Hollywood!

これはハリウッドに日本人教會が設立された際、附近の白人が日本人を嘲弄した小唄である。教會の問題に對してまで、排日の手が廻つた。ほかのことまた知るべきのみだ。

出て失せ
ろハリウ
ッドから

第十三章 秘露契約移民廢止と轉向商業者の發展

一、契約移民廢止と移民會社

森岡、東
洋から海
外興業へ

明治四十二年、明治植民會社の營業停止以後、ペルー移民を取扱ふものは、その翌四十三年、新たに登場して來た東洋移民合資會社と、舊來の森岡商會とであつた。森岡商會は大正二年、森岡移民合名會社と改稱、七年十一月、東洋汽船會社に併合せらるゝに及んで、更に森岡移民株式合資會社と改稱した。而して一方、東洋移民合資會社は、大正六年十二月、海外興業株式會社創立と共に、これに併合されてしまつたので、今度は海興と森岡の併立となつたが、九年十月になると、森岡も海興に併合され、爾後全く海興の手に歸したこれは後に記すブラジルの場合と同じである。

十二年十一月、ペルー行本邦契約移民を廢止した。兩國關係者合意の上である。理由は簡單で、日給一圓内外の賃銀にしかないのに、渡航費自辨で、一定期間を縛られるとい

契約移民
廢止理由

二十五年間の輸送移民數

ふことが時勢向きでなくなつたからである。またこれを使用者側からすれば、態々遠方から
さういふ移民を呼ばなくとも、相當に訓練さへすれば、祕露人でも間に合ふといふところ
だ。明治三十二年からこゝに至るまで、前後二十有五年、契約移民として渡航した多數の同
胞の、様々な苦勞を思ひ起し、感慨の新たなるものがないでもない。この二十五年間に、各
移民會社によつて輸送された本邦移民（自由、契約とも）數は左の通りだ。

森岡、移民會社	一四、八二九人
明治植民會社	一、〇〇三人
東洋移民會社	八七八人
海外興業會社	一、〇五四人
計	一七、七六四人

齊藤千之、飯田勘之助

東洋移民會社の登場に際し、同社支店長としてペルーに乗込んだのが齊藤千之、森岡移民
會社の方に飯田勘之助、ともにこの世界の苦勞人だ。飯田は明治三十二年、第一回移民と共
にペルーに乗込み、新潟縣出身移民五十名を率ゐて、エストレヤ耕地に入つて以來、すつと

移民會社の行動

このペルーに止つて、同胞の發展に盡して來たのである。

移民送金
遲達

明治植民會社の營業停止事情は、前に記した如く、その取扱移民をペルーに輸送後の行動
が、移民保護法に牴觸したからである。移民保護法ばかりではない、この會社がカラベラス
號、嚴島丸の兩船で送つた移民に對する處置は、重大な人道問題であつた。さうしてその處
置が人道問題であつたばかりでなく、移民達が託して以て故國の妻子に送らんとした金を、
この會社は使ひ込んだ。けれども程度の差こそあれ、同様な行動は、森岡の方でもこれを敢
てしたのである。大正二年、ペルー同胞の故國送金事情調査のために、同地に出張した正金
銀行員諸橋宏は、その報告書中に「カニエテ耕地移民送金の、近年殊に減少したる最大の原
因は、これが送金取扱者たる里馬森岡支店、及び在東京同會社本店の、故意的送金遲達是な
り」として、詳細にその内容を暴露してゐる。この報告によると、森岡は故意に送金を遲達
したばかりでなく、また相當多額の金を誤魔かしてゐたことが判るのである。即ち右報告書
(詳しくは南米祕露共和國在留日本移民送金其他一般事情)中に、

1、當初は移民の不知案内なるを利用し、送金を依頼せられたる際、森岡支店員は、或は帳簿に記入誤

移民の無
智を利用

- 1、の如く装ひ天引し、其の差金を自己着服せり。
- 2、同様移民の無智なるを利用し、爲替相場により銀行に差引かれたるものと詐り、其の差金を法外に貪り、自己収入となせり
- 3、支店費用の資金不足の時は、移民の送金をこれに流用せり。又、里馬銀行當座預金に入金、銀行信用を増さんとせり。同時に利息を儲けてゐたり。
- 4、東京森岡本店が窮乏の際、度々打電し、里馬支店に、移民送金を正金に送らず自己に電送せよと命令し、支店がその通り手續を爲すや、これを本社費用に流用し、移民の郷里に送金せず、質問を餘り頻々寄越す移民の郷里へ、郵便爲替を以て東京よりこれを送金せり。

森岡商會
窮乏事情

無論このやうなことは、カニエテ耕地移民に就いてのみではない。移民にしても送金を托して來るものがあれば、悉くこの手を用ひた。當時森岡移民商會が、このやうな方法をもつて、移民の膏血を絞らざるべからざる程窮乏したのは、社長森岡眞が鑛山、株式などに手を出して、失敗したに歸因する。しかし間もなく伊勢の富豪田中親がこれを救つた。即ち田中の出資に伴ふ社内の改革の結果、社名を森岡移民合名會社と改め、森岡眞を名譽社長に祭り

飯田勘之
助の苦心

上げてしまつた譯である。そして從來商會でやつてゐた貿易事業を全く切り離して、別に森岡貿易合資會社を創立した。森岡移民會社は、これから漸く立直ることである。

飯田勘之助は、商會時代からの支店長だ。従つて當然渦中の人物であつた譯だが、しかしこの人個人に深い罪はなかつたらう。むしろ彼れが、窮乏の支店を背負つて、苦心經營、困難を排して本邦移民の、ペルーへの誘致に努めたことに、敬意を拂ふ必要があるのではないか。移民會社と移民との關係は、當時どこへ行つても餘り圓滿なものでなかつた。特にペルーに於てその然るを見たのであるが、森岡が前記のやうな醜態を暴露してからは、一層それが甚しかつた。けれども飯田は何かかんとかこれに纏めて行つたのである。森岡が東洋汽船會社に併合されてからも、なほしばらく支店長の職にあつたが、やがて太田長三が東洋汽船會社南米代表としてペルーに乗込むに及んでこれと交代、日本に引揚げて來たことであつた。東洋汽船會社は、明治四十三年三月、南米太平洋岸定期航路開始以來の受命會社だ。

宮坂國人
山脇王族

東洋移民會社の齋藤千之は、同社が海外興業會社に合併されてからも、なほ海興の出張所として、ペルーに止つた。彼れの部下に宮坂國人、山脇正旗があり、何れも意氣旺んなバイ

オニニアであつた。齋藤は外國語學校卒業後東洋移民會社に入り、移民監督として濠洲、メキシコ方面で苦勞を積み、擧げられてペルー支店長となつた譯だが、大正七年、星製藥株式會社が、同國ワヌコ縣下のワヤガ川の上流に三十萬ヘクタレヤの土地を購入するに至つたのは、この齋藤等の斡旋によるやうである。當時海興には神谷忠雄がゐた。神谷が星一を説き土地代の一部十五萬圓を海興で立替えてやつて、星に買はせたやうである。而してその土地を實地踏査したのが宮坂國人であつた。

藤澤玄吉

大正七年十一月、藤澤玄吉が森岡の支店長として、この舞臺に顔を出した。太田長三の後任である。彼れはペルーは初めてだが、しかし當時の移民事業界に於ける古參者の一人であつた。明治十七年初めて米國に渡り、在米十有餘年、三十四年布哇に轉じ、三十七年更に比島に渡つた。布哇でも比島でも、それぞれ當時の移民界に於ける重要な局面を擔當、若くは關係し、三十九年十二月を以て、東洋移民會社に入つた。これより彼れが、ペルーに乗込むまでの足跡

一、四十年八月、社命によりグラント・トランク鐵道會社と移民事業に關する協定のため、カナダ、モ

ントリールに滞在、右鐵道會社副社長ウエインライと會商

一、四十一年五月、社命により比律賓群島に出張、特にイロイロ鐵道會社と植民計畫につき折衝

一、四十四年三月、東洋移民會社を退き、獨力輸出貿易事業に従事、大正二年露、獨、佛、英、米視察

一、大正七年六月、比律賓ルソン島バンバンガ所在製糖工場及び附屬地買入の委囑を受け實地踏査、同

年九月歸朝

藤澤はペルー到着後、その豊富なる經驗を傾倒して、ペルー同胞の發展に盡した。大正九年、森岡が海外興業會社に合併されると、今度は海興の出張所長として齋藤千之の後を襲つた。

二、轉向商業者の發展

在留邦人
一萬七百

契約移民廢止の翌年、即ち大正十三年に於けるペルー在留同胞は、一萬六百八十八人と計算された。しかしこれには調査洩れがあり、一萬一千五百人内外と推算すべきだといはれた。先づ一萬六百八十八人として、その地方別

縣名	縣名
リマ	アヤクチヨ
アンカシ	イリーカ
リベルター	アレキリーバ
ランバイエケ	クスコ
ピウラ	マドレ・デ・ディオス
フニン	モケグワ
ワヌコ	計
	一〇、六八八

一年の送金三百萬圓

同十四年、井上雅二の記するところに「在留同胞一萬人の資産は三千五百萬圓と云はれ、或は四千萬圓と稱せられ、在留民の我國への送金年額は、二百五十萬圓乃至三百萬圓に上り農業方面に富百萬、商工方面に資力數十萬に上るものあり、彼等は本國より何等の援助なくして着々成功の域に進みつゝある」(西半球を廻りて)。

而して同胞のかくの如き發展は、歐洲大戰に負ふところが大きい。大戰勃發前の同胞がど

大戰に負ふところ甚大

のやうな状態にあつたかは、移民開始後十年の状況(第五章)からしても見當がつく。耕地を出て都會地に集つて来るものは少くなかつたけれども、しかしその都會地でも矢張り勞働者たることに變りなく、いくら貯蓄の出來たものが、飲食店を始めたり、床屋を開業したりするに過ぎなかつた。(初めから商賣で立つてゆく少數者はあつたけれど)。ところが大戰が始つてからの向上は素晴しかつた。

日本人商業組合

小資本を工面して商賣を始めるものが續出し、商賣を始めれば間違ひなく儲かつた。大正四年、リマに日本人商業組合が生れ、組合員二十七名を算へた。ところが同八年には、これが百八名となり、戦前四戸の日本雜貨店が四十三戸、二十八戸の日用雜貨食料品店が二百近くに達するといふ状況であつた。伊太利人、支那人の店を買収し、新店を開くものが絶えぬのである。これより先き、大正三年九月には家具雜貨商業組合が出来、八年一月洋食店組合、同五月、中央市場商業組合が生れ、これと前後して、在留者の縣人會が續出した。

戸數三千八百戸

戦後、無論反動はあつた。しかし堅實なものは益々大きくなり、概観してたゞ躍進の一路を辿つた。大正九年のペルー在留邦人戸數二千三百八十六戸、同十三年三千八百四十四戸

で、一千四百五十八戸の増加である（日秘新報アヤクチヨ會戰百年祭記念號）。

邦人商業
の純利益

この戸數増加の原因は、獨身男子が妻帯した結果である。獨身男子の妻帯の多くは、商舖を獨立經營する準備が出来たからである。そこで今年度（大正十三年）の店舖數は、二千百五十七戸となり、それが秘靈全土に普く行き亘つてゐる。而してこれらの店の取引額は、リマ市の日本人商業組合の調査によれば、一戸平均秘價三萬五千六百圓となつてゐるから、この二分の一を以て平均額とすれば、三千八百四十一萬四千六百圓となる。この純利益を一割としても三百八十四萬一千四百六十圓は我が同胞の經濟力の増加となつてゆく。而してこの内に、歸國者並に故國送金を概算二百五十萬圓と推定すれば、猶且つ百三十餘萬圓は我が同胞の經濟力増加となる勘定である。

耕地の
あると
ころ
必ず日
用食糧
店あり

此の商業發展中、特に眼立つて進歩したものが日用雜貨食料品店であつて、首府リマを始めカイヤオ市その他都會地は勿論、如何なる耕地と雖も、邦人に依つて此の種の商業を營んで居る。即ち耕地のあるところ、必ず邦人の日用雜貨店があるといふ發展振りで、これは大正九年後に於て特に著しい進歩を示した。此の進歩の主因は他の商業に比して、運轉が急速であると同時に、比較的利益が多いといふことである。その他の營業の如く熟練に至る迄にそれ程の歳月を要しないといふこともその一因である。

店舖數と
その資本

リマに於ける商業組合が調査したものと見ると、その店舖數が二百一軒に達し、資本總額百七十一萬一千二百圓となり、この外卸賣店の分約二十五萬圓を加ふれば殆んど二百萬圓に達してゐる。カイヤオ市その他の諸地方はリマのそれより劣ると雖も、約六百の店舖があり、この資本總額三萬圓を下らぬ見込みである（同上）。

ペルー國
獨立百年
祭

わが公使
館設置

大正九年七月、ペルー國獨立百年記念の大祭典の舉行さるゝや、在留同胞は相寄つてペルー建國者マンコカバクの銅像をリマに建設、これを同國政府に贈つた。在留同胞の同國に對する謝恩と信愛の披瀝である。而して我が政府は、右百年祭に際し、特命全權大使西源四郎を簡派して祝意を表したのであるが、皇室におかせられても、これを機會に、時の大統領レギーヤに對し、勳一等菊花綬章を贈つた。同年十二月、初めて我が公使館が設置され、翌年十二月、最初の專任公使清水精三郎が赴任した。明治三十年、既に公使の任命あり、爾後引續き幾代かの公使の就任があつたのだが、初めの頃は墨國駐劄公使がこれを兼ね、後には智利公使が、同時にペルー及びポリビヤ公使を兼ねるといふ風で、ペルー側の感じもあまりよくなかつた。だから今こゝに專任公使の派遣を見たことは、兩國々交上の一進展だといつ

特筆すべき理髮業者の發展

てもいい。

ペルーに於ける邦人理髮業の發展は、特筆に價するかと思ふ。邦人の理髮業の發展は、海
外各地に共通す現象だが、ペルーに於て特に然りとするのである。リマに日本人理髮業組合
が出来たのは、明治四十年のことだ。カイヤオ市は四十二年の九月である。左の數字は、明
治三十七年以來、大正十三年に至る二十一年間、リマに於ける邦人理髮業者の發展を示すも
ので、その増加率の激しいこと、及び土着業者を壓倒して行く狀況など、刮目すべきものが
あるのである。器用でさへあれば極く小資本で結構やつて行けるからである。

年別	秘露人店舗	日本人店舗	合計
明治三七	七〇	一	七一
三八	六五	七	七二
三九	五〇	一五	六五
四〇	四〇	二五	六五
四一	四〇	三五	七五

大正	二	三	四	五	六	七	八	九	一〇	一一
四二	四五	四四	四三	四二	四一	四〇	三九	三八	三七	三六
三五	三五	三五	三五	三五	三五	三五	三五	三五	三五	三五
五〇	五五	五五	六五	七〇	七五	八〇	八五	八五	八五	九〇
八五	九〇	九〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇

一二	四二	一一九	一六一
一三	四六	一三〇	一七六

—日秘新報三周年記念號—

第十四章 ブラジル同胞の躍進と

植民地創設者の苦心

一、同胞五萬、聖州政府補助廢止

ブラジルの移民組合の契約終了
 大正五年八月、ブラジル移民組合代表者神谷忠雄と、サンパウロのアンツィネス・ドス・サントス會社間に締結された、サンパウロ州政府補助移民毎年五千人宛の輸送契約は、大正九年をもつて満了した。

補助移民の継続運動
 ブラジル移民組合の後を繼いだ海外興業會社は翌十年、在サンパウロの山田揚之助をして前年迄と同様の補助給附運動を試みさせた（註・當の山田揚之助は、その著「ブラジルを直視して」に於て、大正十年、ブラジル移民組合を代表してこの運動を試みたと書いてゐるが、少くとも形式の上では、當時ブラジル移民組合なるものは存在しなかつたと諒解するので、上記の如く解しておく）。容れられたものは三千人、但しその年限りといふことであつた。

日、獨、
塊一人も
なし

十一年更に運動を試みたが、もうながなかよしといはぬ。總領事藤田敏郎も、山田の運動を
應援し、奔走大いに努めやうであるが、州農務長官は、容易にこれを容れなかつた。この年
州政府補助移民は一萬人と決定されたのであるが、これが全部ポルトガル、スペイン、伊太
利の三國移民に割當てられ、日本には一人も廻つて來なかつた。獨、塊兩國移民も同様であ
つたが、日本に一人も割振られなかつたのは、大正三年に於ける場合と同じく、耕地定着の
成績が思ふやうでないからといふにあつた。大正六年以後、補助移民の復活を見たのは、大
戰の勃發で、歐洲からの移民を得られなかつたための便宜に過ぎなかつたのだ。

日本移民は耕地定着の成績が思はしくない上に、一人について十七磅の渡航費補助を出さ
なければならぬ。だから歐洲の情勢が變化して、この方面から多數の移民を得られるやう
になれば、自然日本移民は有難くないものになつて來る。

藤田總領
事の質問

藤田總領事は、十一年、日本移民に對する渡航費補助が全く認められてゐないのを知ると
州政府農務長官エイトール・ベンチアードに、この理由を質問した。長官これに對し書面回
答を寄せて曰く

日本移民は資本を携帯し來り、在耕僅か一ケ年内外にて獨立農民に移るは、既往の事實の示すところ
ある。日本人が耕地に定着せざる爲め、州政府は新移民募集招來のため、巨額の費用を投じ、其の補充
を計らなければならぬ。

一人の補
助金三十
四磅に當
るから

日本移民に對して、州政府は渡航費十七磅を補給し來れるが、毎年耕地に對し、日本移民を補充せん
とせば、政府は結局二年目には日本移民一人につき三十四磅を支拂はなければならぬ。これに反し、葡
西、伊の各國移民は長く耕地に止るが故に、僅かに十七磅の支出にて事足りる譯である。州政府の補助
が、日本移民に給せられざる理由は右の通りであつて、何等他の意味があるのではない。

けれども、山田等は屈せず運動を續け、耕地に於ける日本移民の實況、及び移民運送船の
ブラジル國のため貢獻しつゝある實情を陳述これ努め、遂に十一年分として、六百人の渡航
費補助の承認を得た。即ち前年度の五分の一だ。しかしこの承認は、遂に日本移民に對する
州政府の最後の補助であつた。十二年、百七十家族、十三年百五十家族、十四年十家族の日
本移民が、それぞれ州政府の渡航費補助を得て渡伯してゐるが、これは、これら移民を自己
所有耕地に就働せしむべきことを條件として、當該關係耕主が直接州政府と交渉し、その渡

最後の補
助移民六
百人

航補助を獲得して来て、これを海興に委托したものであつた。それも、十五年にはもう一族もなかつた。

大正十二年より十四年迄

これより先き、大正十二年、我が政府は大震災罹災者救済の意味をもつて、一人宛二百圓宛の渡航費補助を支出し、ブラジル移民百十名を送つた。而して翌十三年には、大阪毎日新聞社が、皇太子殿下御成婚記念として一名三百圓宛二百名の渡航費を補助し、政府また同年中多額の補助を支出したので、同年、海興取扱ブラジル移民は三千七百五名に達し、翌十四年には四千六百三十八名に達した。

在留同胞五萬人

十四年、ブラジルに於ける同胞は五萬人と推算された。「明治四十一年以降大正十四年迄の移植民渡航者三九、四五四名に、伯國に於ける出生數一四、八七三名を加へたる五四、三二七名より、同じく其の死亡數四、六七七名及び退伯（歸國又は轉國）による減少數約三、〇〇〇名、計七、六七七名を差引きたる四六、六五〇名を以て大體の邦人在留數と爲すことが出来るのであるが、實際に於ては移民會社取扱以外の自由渡航者、他國より轉住したるもの、及び移植民以外の者をも加ふるときは、先づ今日ブラジルに在留する邦人の總數を五萬

邦人農業經營狀況

人と見ることが出来やう」（井上雅二「西半球を巡りて」）。

在留者の大部分は、勿論農業に従事する。而してこれを農業經營の狀況によつて大別すると

珈琲耕地契約労働	(大正十三年十一月現在)	一、八三二家族
借地農	(大正十二年未現在)	三、〇〇〇
准借地農(珈琲幼樹ノ請負耕作者)	同	二、〇〇〇
土地所有獨立農	同	一〇、五〇一

右の内、土地所有獨立農の所有面積は、當時年賦拂込中のものを含めて、約六萬アルケール、我が十四萬六千五百町歩と概算された。この土地所有者一〇、五〇一家族は、農業者全數の約三割五分、借地農及び准借地農また全數の四割八分弱を占めてゐる。即ち在留總數の八割三分が獨立及び半獨立農の地位に進んでゐるのである（前出「西半球を巡りて」）。邦人進展の跡、眞に目覺しきものありといはなければならぬ。

所有土地四萬六千町歩

一、見たまゝの報告

日本移民
排斥運動

邦人躍進の急なるには、ブラジルの政治家が眼を見張つた。大正十三年十月、本邦移民排斥を含む黒人移民禁止黄色人移民制限案が、ミナス州選出聯邦下院議員フキデリス・レイスによつて、同下院に提出され、同院農工委員會の修正を経て、財政委員會の審議に上るや、財政委員會はこれが審議報告書作成のため、委員オリベira・ポテリヨを報告委員に指名し翌十三年十二月、サンパウロ州に出張、詳しく日本移民の實況を視察させた。左に掲ぐるものが、その報告の一節であるが、彼れはこの報告の末尾に於て「農業は國家の活力である。價值なき口實を用ひて、その發展を妨害せんとするものあらば、吾人は怒號してその非を責め、決して寛恕すべきでない。三千萬のブラジル人が、當國在留三萬の日本人の割合で生産せば、ブラジルは世界第一の富國となるであらう」と喝破した。眞にこれ知己の言、在留日本人は血を躍らせて感動した。

「吾人は
怒號して
その非を
攻めん」

サンパウロ市に到着するや、先づ州統領の意見を求む、州統領は日本農民の異常なる能力を賞揚し、其

州統領の
稱揚

一例としてサンパウロ市附近の日本人馬鈴薯栽培のことを語り、密着せる煉瓦にも似たる粘土質の土層が彼等の力によりて肥沃なる馬鈴薯園と化し終つた、あの土地が利益を得て耕作され得ようとは想像も及ばなかつたと、感想を漏らされた。

招宴に臨
んで驚く

イガラバーバ驛に於けるサン・ゼラルト耕地を見舞つた、支配人の權威ある意見に依れば、日本人は非常に質素正直であつて規律正しく勤勉なりとのことである。同耕地に八田一藤氏なる人が居る。一農移民として渡來したものであるが、現在年々二三百コントス（邦貨約五萬乃至八萬圓）の甘蔗栽培を請負ひ、外に二百三十アルケールの農場を借地し、盛んに器械又は牛馬耕によりて米、棉、玉蜀黍、豆、甘蔗を作つて居る。八田氏の招宴に臨んで驚いたのは、數年前一農民としてブラジルへ渡來したる一人の宴席に、司法主要官憲、市長、郡會議長、警察署長、醫師、辯護士等の市内有力者の出席して居つた事であつた、但し之には其然るべき原因があるのである。會つて一ブラジル人労働者が其の仲間と闘争の擧句、腹部に貫通銃創を受けた、醫師はニコントの手術料を要求した。偶々傍觀者中に八田一藤氏が居つた、同氏はつか／＼と醫師の前に進みでて、此未知の負傷者の爲めにニコントを進んで支拂ふべき旨を申し出た、而して此負傷の治癒する様懇々と頼み入つた。氏の此行爲は全く純なる人類愛から逆り出でたものであつて、八田氏は會つて此負傷者を見たことさへなかつたのである。

睦み合ふ
ことの幸

リオ・グランデ沿岸にある日本人の幾多の米作地を見た、潑刺たる元氣溢れ、我國人の親切なる取扱を受け、我國人と全く兄弟の如く睦み合ふことの幸福を喜んで居る、譯つて我國人労働者に日本人のことを聞くに、「非常に丁寧で良い労働者である」と賞讃せざるはなかつた。

リオ・グランデ沿岸及びイガラバー市附近の有力なる農業者、官吏等の意見を綜合するに、日本人は非常に勤勉で、極度の律義者で、節制ある正直者であつて、官憲に何等の世話をも手敷をも煩はさな

す。

海外興業株式會社經營のアニューマス耕地を訪れた。既に日本農民の狀況を一瞥した余は、日本人に依りて指導せらるゝ大珈琲耕地の有様を見んとしたからである。耕地支配人矢崎節夫氏は才色兼備のブラジル婦人と結婚して居る紳士である。

同耕地の農事は日本人、伊太利人、ブラジル人等の農民に依りて營まれて居るが、彼等は最も良く相融和し、サンパウロ州内の上位の耕地と何等變りはない、耕地内に州立公學校あり、出席兒童には日本人も居る。

日本兒童は正確に葡語を読み、見事なる手蹟にて葡文を書いて居つた、熱心に我國歌を合唱し八九歳の一少年は、巧に我俗謡をさへ歌つた。

上位耕地
に劣らず

國籍を質問したところ、出生地に應じて或者は日本人と答へ、或者はブラジル人と明答した。カタンヅーバ附近に於ては、多數の小農園を經營し、或は珈琲耕地に就働し、何れも満足して其業に精勵なるを目撃した。

山間の一
挿話

ノロエステ線地帯の情況を述ぶるに先立ち、此遠隔せる山間の地に於て聽き得たる一挿話を是非紹介せねばならぬ。イジドーロ將軍(註・大正十三年七月サンパウロ革命軍の首領)サンパウロ軍に敗れて事志と違ひ、獨逸人、埃太利人、伊太利人、西班牙人又は葡萄牙人等の傭兵より成れる殘兵を率ゐ、ノロエステ線を西に走れる時、途上幾多見物人の山を築いた。中に日本人も混つて居つた、之を認めたる一革命軍將校は、其異常なる勇敢を世界に知られてゐる國民の加入を熱望したるものと見え、革命軍は近く政權を掌握すべく、其曉には莫大なる收入のあるべきを吹聴して其加入を勸説した。其時日本人等は次の如く明答して加入を拒否した。「吾人は平和に働いたためブラジルへ來たのである。ブラジル國政府と國民とに對しては只感謝の念あるのみである。故に若しブラジル國が外國の侵襲を受けたる場合に於ては、故國を護るが如くブラジル國を防護するため敢然起ちて武器を手にするを知るのみ」と。

プロミツソン驛附近は實に名詮自稱の豊穰地である。此附近廣大の地域は殆んど全部日本人に依りて開拓せられ、彼等は各々處女地の小地區を購入して珈琲園を形成し、お氣に入りの米は言ふに及ばず、其

名詮自稱
のプロミ
ツソン

他各種栽培にいそしんで居る。此等小地主等の住宅は頗るよく整備せられ清潔にして心地が良い。容貌快活にして健康と安樂とを知るに足る。一小學校にては全部日本兒童の生徒等が、感激して我國歌を合唱しつゝ余を迎へた。教育といふことは日本人の最も留意する事柄であつて、數人の兒童あらば父母は即ち相圖つて一校舎を建築し、而して之を政府へ獻納するを常とする。

斯くして既に政府に寄贈を了せられたる小學校は實に二十九校に達し、其のマット・グロツソ州のものを除きて校舎價格は二百六十八コントに上るのである。此學校の就學兒童數は一千四百一人を算し、内九百九十三人は日本人であつて、殘餘がブラジル人である。此附近の訪問に依り我國の如き恵まれたる地に、斯くも有爲にして價値ある要素を誘入することの、極めて有益なるを愈々益々確信するに至つた。

寄贈學校
二十九

日本人所
有土地と
その價格

ノロエステ地帯に於ける日本人の繁榮振りは、次の數字に依りて表明することが出来る、即ち一千九百六十三家族が一萬八千三百六十八アルケールの土地を所有し、其土地は五千二百三十二コント強の値を有し、既に八百九十萬本以上の珈琲樹を栽植して居る。
ソロカバナ線地帯には一千十家族が、七百〇二コント強に値する六千四百十二アルケールの土地を所有し、五十萬本弱のコーヒ樹が栽培せられて居る。

パウリスタ延長線地帯には百餘家族が居住し、二百十四コントの價値ある八百六十七アルケールを所有し栽培珈琲樹數三十五萬本強に達して居る。
以上各地帯に於けるものを合算する時、日本人は實に左の如き情勢にある。

居住家族數	三千七十六家族
所有土地面積	二萬五千六百四十四アルケール
植附珈琲樹數	九百七十四萬四千三百二十本
價額	六千四百四十八コント

レヂスト
植民地

レヂスト植民地は千九百十二年三月八日、州統領アルブケルケ・リンス氏、農務長官パドロア・サーレス氏時代に、青柳郁太郎氏との契約に依りて設置せらるるに至つたものである。同植民地は既に繁榮なるものあるを耳にして居る、實地を視察することは余の義務であると信するのである。植民地所長白鳥堯助氏より東道を受くるの便を得た。

植民地事務所の手に依りて開設せられ、且つ完全に維持せられたる村道數十キロメートルに馬車を驅り植民地の情態を視察した。ブラジル人には一顧の價もないとせらるゝところの低濕地が、立派に米作地として利用せられて居るのには一驚した。

古參植民
の住舎

農夫の家に入りて見るに、他の地帯の日本人のそれと同じく、屋内申分なく清潔で、家族は皆美しい程健康であるのを認め得た。最も古參の一植民は二階建ての住宅を持つて居つた、下が土間の物置となり階上が其住宅であつて、慰安あり富裕なる生活を營んで居るのを目撃した。こんな優秀なる生活が樂しまれて居らうとは想像もせなかつた所である。(中略)

日本人の
總生産額

サンパウロ州に於ける日本人の、千九百二十三年に於ける生産總額は實に五萬九千五百四十七コント餘に達して居る。

余が親しく訪問したる地方、及びサンパウロ日本領事館に於て得たるこの數字は、それ自身既に維辯にして、何等評論を加ふるの餘地を存しない(山田揚之助「ブラジルを直視して」)。

三、植民地創設者の苦心(上)

邦人植民
地の増加
實とその充

前節の如き、サンパウロ邦人の躍進に、最も與つて力あるものは、邦人による植民地の建設と、その増加、及びその充實である。しかし乍ら、植民地の建設も、増加も、その充實も、背後に強力な資本があつてのことではない。たゞこれ達識勇敢なる指導者と、これに與

つた人々の努力による。それだけにこの過程に織込まれた關係邦人の苦心は深刻である。

ブラジル拓植會社によるものは別として、在伯邦人の植民地經營は、大正二年頃から始まる。大正二年、熊本の人秋山長壽が、同志十家族と共に、サンパウロ線ジユケリー驛附近にこれを始めた。秋山は明治四十五年渡伯、グアタバラー耕地に入り、契約労働に従事中、同志と共に、ジユケリー驛附近に五十アルケールの土地を買つて置き、契約満期後、直ちにこれに入つたものである。始め秋山植民地といひ、後にジユケリー植民地と改めた。これがブラジルに於ける邦人植民の最初だといはれるのだが、しかし明確に最初だといへない迄も、少くとも同胞の植民地經營は、この頃から始まつたことである。而して爾後相次いでこれが起つた。

秋山植民
地

總領事松
村貞雄

大正四年、サンパウロ總領事松村貞雄は、平野運平に、優秀な植民地の創設を懇願した。松村は植民地をどんどん創設して行くことは、同胞の發展を速かならしむる所以だとしたのである。平野は明治四十一年、第一回ブラジル移民と共に、通譯としてこれに先行し、グアタバラー耕地に屬して、同胞移民のために戦ひ、後、その耕主に認められて、副支配人に抜

平野運平
起つ

擢られ、在耕七年に及んだ。平野は意を決して、この副支配人の職を捨て、敢然植民地建設のことに従ふことにした。

「止むに
止まれぬ
この赤誠
を如何」

「移民會社に膝を屈すれば止む。ファゼンデーロに節を賣り、日本人同胞の血を賣れば止む。只止むに止まれぬこの赤誠を如何せんや」、永田稠にいせると、平野のこの奮起の動機は、移民會社に對する抑へ難き憤懣と、屈すべからざる耕主への不満に基くといふのである（永田稠「南米一巡」）。この場合「耕主への不満」といふのは、無論グアタバラノ耕地の耕主に對するものばかりでなく、サンパウロの耕主と、その支配下にある耕地生活の不自然、不合理を指すものと諒解する。

入植開始

しかし吾人は、しばらく松村總領事の慫慂に基くものと解しておく。平野はノロエヌテ線ペンナ驛を去る十二キロ、鬱蒼たる原始林に地を相した。八月二日（大正四年）先づ八名、同六日二十名の獨身者をこれに送り、二十四日更に五家族を入れた。一同は伐木して低地に米作を始めた。十二月になると、平野の徳を慕つて八十二家族の同胞が入つて來た。これらは河畔の底地に屯田的生活を營みつゝ、翌年一月頃から伐木に力を注いだ。ところが間もな

あゝこの
惨狀

くマラリヤが襲つて來た。これが次から次へと傳染し、一家擧つてこれにやられ、藥を飲まずものさへないといふのがあつた。病魔は愈々猖獗を極め、死亡者が續出した。邦人醫者を招いたがとても防げぬ。

かくて死亡者五十三人、附近同胞の同情は集まり、聖州政府からも藥を送つて來た。病魔は荒れるだけ荒れて下火になつた。棺などを作つてゐる暇がない。小供の死亡者は行李に入れて土をかぶせた。夫の死亡したものは、妻がこれを背負つて火葬場（臨時に作つたもの）に運んだ。火葬は十數日間續いた。その年の收穫は石油罐に豆一杯、米は先發隊が食ふだけに足りなかつた。一同は誰のことも恨らまなかつた。たゞ不幸のあまりに大きかつたのに天を仰いで浩嘆した。地に伏して啞然とした。

察すべし
平野の心
中

平野の心中、察するに餘りがある。彼れは病魔の猖獗中、一々罹病者を訪問してこれを慰撫した。罹病者は感泣した。みな平野の恩義に感じてゐた。この人のためならばと思つてゐた。それだけに平野は苦しかつた。彼れはひそかに火酒を仰つた。松村總領事は、入植者の窮境を救ふため、個人として金四千圓を投げ出した。罹病者の體力は漸次恢復した。

蝗群の襲
來とその
被害

明くれば大正六年だ。一同は大いに元氣づいて伐木に全力を集中し、珈琲その他のものを栽培した。降雨も程よくあり、作物の成長は頗るよかつた。ところが十一月十三日、蝗軍の大襲來あり、僅か二三時間で作物は全部食ひ盡されてしまつた。畑ほ元の赤土と化した。この蝗群の襲來ではノロエヌテ線の汽車が不通となつた程である。しかしまだ十一月のことである。栽培期間もあるので、再び作物を植付けた。ところが悪いことに、蝗群の幼蟲が出来てゐた。作物はこれにまたやられた。藥劑を用ひてこれを驅除するに努めると、今度はその藥のために犬鶏が死んでしまふといふ騒ぎ。

種子を買
ふ金もな
い

七年一月に至つて、蝗征伐に成功したが、作物を植付けるためには、もう時機が遅い。それで最も成長の早いマモリーナ(蓖麻)を植えることにした。しかし植民者達にはもう種子を買ふ金さへない。それで商人から種子を借りて植付けたのだが、種子を借りるには條件があつた。一俵七ミル五百レースで、一アルケールにつき三十俵をその商人に渡し、残りはこれを他に賣却しても可也といふのがそれである。けれども不幸にも一アルケールにつき、十二三俵しか取れなかつた。時價一俵四十ミル乃至四十五ミルの高値であつたが、商人はこれ

を契約通り一俵七ミル五百レースで、收穫の全部を取上げてしまつた。マモリーナ收穫後、一同はまた山切り。栽培物を用意して八年度に備へた。蝗群は來なかつた。今年こそ順調に行つて呉れるだらうと勵まし合つた。ところが中途から大旱魃だ。收穫は半減されてしまつた。丁度その頃、附近同胞間には棉作熱が盛んであつた。植民者一同はこれに倣つて棉花を始めた。大正九年には一アローバ十二三ミルであつたが、相當の利益を擧げることが出来た。そうして植民者中、早く珈琲を植えた者は追々收穫し得るやうになり始めて太陽の光りを仰ぐやうな順調な日を迎へた。もう大丈夫、如何なる惡魔も、これ以上惡戯はせぬであらう。

三度目は
大旱魃

平野死す
平野運平は、植民地に訪れたこの光りを見ず、八年二月六日に死んでしまつた。年僅かに三十四。十二年三月十五日、植民地内に碑が建てられた。苦しみ悶え死んだ彼れを偲ぶためである。

小笠原一
家

プレジョン植民地(ソロカバナ線)創設に於ける小笠原一族の犠牲なども、一通りのものではない。小笠原直衛を中心とする一族七十三名が渡伯したのは大正七年であつた。直衛は

星名謙一

松村總領事の紹介で、星名謙一郎と知つた。星名は明治二十四年、一移民として布哇に渡り、十年後更に北米に轉じ、テキサスで米作を試みたがうまく行かず、四十二年ブラジルに渡つた。初めリオ市附近で米作をやつてゐたが、後、サンパウロ市に移つて南米新聞を経営、大正六年バイペン植民地（ソロカバナ線）を創めた。星名は直衛と相知るに及んで、すぐに前記プレジョン植民地創設にかゝつた。直衛は數萬金を携行したのである。苦心經營六年、大正十二年星名と手を切つて別れる時には、數萬の金は消えてしまつた。そしてこの六年間に一族の墓を作ることに十七基に及んだ。直衛の父吉次は九十一歳の老齡を以て、一族と同行した。その日本を出發するに際し、鋤を握つて壯語を發して曰く「この鋤をブラジルの大地に一打ち打ち込めば、死んでも満足である」と。星名と手を切つた直衛は、セントラル線イタケラに移つた。一族は散潰した。星名はプレジョン植民地を完成した。そしてこれから更に一飛躍を試みんとしてゐる時、一伯國土人のために、ピストルでやられた。彼れは世の毀譽褒貶に介意せず、誤解されてジャカレー（鱈）とまで呼ばれたが、プレジョン植民地創設者としての功績は没すべくもない。

消え失せ
た數萬金
吉次翁の
壯語

四、植民地創設者の苦心（下）

上塚周平

上塚周平が、イタコロミ植民地を始めたのは、大正七年のことである。彼れは皇國移民會社代理人として、第一回移民と共に渡伯以來、實に慘憺たる苦勞を積んだ。皇國移民會社が再起不能となり、竹村植民商館がこれに代つてからも、依然ブラジルに止つて、新舊移民達の世話を焼いてゐた。けれども移民會社の代理人では、所詮何も出來ない。移民の取扱について、又は移民に對する施設について、いろいろ思ふところがあつたので、竹村の方に注意もし、希望もしたが、殆んど顧みられなかつた。彼れは大正二年、竹村の第三回移民が入つてから間もなく、意を決して職を辭し、急遽日本に歸つてしまつた。移民會社、ともに爲す能はず、自ら起つて事を起すに如かずといふのである。

菊池惠次郎

同窓の先輩菊池惠次郎が彼れを迎へた。菊池はブラジルからの上塚の通信によつて、少なからずブラジルに對する興味を刺戟されてゐた。今、歸つた上塚から更に詳しくこれを聞くに及んで、では一つ共にやらう。大いにやらうといふことになつた。上塚が自ら起つてやら

故國の朝野を説く

うとしたのは、ブラジルに植民地を始めることであつた。菊池が共にやらうといふのも、無論それである。菊池は上塚を引具して、朝野の名士を説いて歩いた。けれども一人としてのこの仕事のために一肌ぬがうといふものがなかつた。

幾月かの努力は徒勞であつた。上塚は忽ち生活に窮した。胸に燃えるやうな希望を抱いてゐても、時運に恵まれなければ仕方がない。彼れは下谷竹町の裏長屋に一室を得て、暗澹たる身を托した。そして曾てブラジルで、オモチャ屋をやつたやうに、晝は風船玉を賣り歩いた。夜は隣近所の人々の代筆をやつた。「竹町といふ所は、下谷では職人町、内職町といつて、貧民窟でも傑出してひどい町である。飴屋、ボール箱貼り、マツチ箱造り、下駄の齒入コーモリ直し、烟管のすげ換え、アンマなどごつた交せに生活してゐる。誰いふとなしに先生、先生といふ尊稱を奉られた自分は、夜になると一筆啓上の代筆である。一枚二錢だが、中には五錢も奮發するものもあつた」とは、上塚自身の述懐である。彼れは帝大出の法學士であつた。

下谷の陋巷で風船を賣り

四年の歲月が経過した。しかも念願遂に成らず、彼れは空しくブラジルに歸らなければな

らなかつた。菊池惠次郎、神戸埠頭に彼れを見送つて曰く「上塚君、しつかりやつて呉れ、

愈々といふ時には、おれに多少の財産がある。反對もあるかも知れぬが提供する」と。歸伯の旅費は勿論菊池が出したことだ。

「年四十で居候とは」
三隅素藏

鈴木貞次郎、香山六郎の兩人が、サントス阜頭に彼れを迎へた。相當の資金を持つて來たものと思つたらう。だが上陸した上塚には、宿へ行く電車賃もなかつた。二人は開いた口が塞らなかつた。上塚は副領事三隅素藏宅に食客となつた。「年四十餘で居候とは、男子として如何にも不甲斐ないが、これも時と場合によつては是非もない」と、彼れは彼れ自身に言つて聞かせた。三隅は曾てカリフォルニアで商店に働いたり、葡萄摘みに雇はれたり、新聞記者をやつたりして苦勞しただけあつて、よく上塚の胸中を察して盡力を惜しまなかつた。上塚は土地を見附けなければならぬ。植民地の創設を除いて、彼れの計畫はないのである。彼れはバラナに行き、ミナスに行き、ゴヤスに行つた。そうしてまた聖州の未開發地帯を歩き廻つた。けれどもこれぞと思ふ土地は見當らない。費用はみな三隅が出して呉れた。鈴木貞次郎は、サンパウロ市のコンデ街の裏に、佗しい生活を營んでゐた。上塚は鈴木を訪

無一文で
土地購入

ねて、智慧を貸せといつた。二人は意を決してノロエヌテ線エトール・レグル驛に向つた。附近にはもう幾組かの邦人が入つてゐた。上塚と鈴木はそれらの邦人を訪問して、土地の事情を聞き、また案内を頼んで實地を見て歩いた。未開拓の肥沃の地が無限に續いてゐた。調査一週間、驛の南方に好適地を發見して、地主と交渉、一千五百アルケールの土地購入契約を結んだ。大正七年五月のことである。上塚は鈴木、香山の兩人を參謀として、開拓の斧を揮つた。けれども實は無一文だ。鈴木、香山の奔走で、契約手付金八コント（一コント二百四十圓）だけは調達が出来たが、一年後には三十コント（七千二百圓）の不足を來し、これを調達出来なければ、土地を沒收されるといふ騒ぎだ。香山、鈴木等の勧誘で入植した幾組かの邦人がある。土地を沒收されたら、これらの邦人は路頭に迷はなければならない。

菊池の渡
伯

上塚は日本にゐる菊池恵次郎に打電して、この苦窮を訴へた。菊池は日貨三萬五千圓を懐ろにして、渡伯した。大能者の救ひである。上塚は菊池から五十三コントを借受け、負債三十三コントを支拂つて、殘金をどう利用しようかと考へた。間崎三三一がやつて來た。間崎は明治四十一年第一回移民として渡航、いろいろな苦勞を積んで、七年前からドラデンセ線

間崎三三

の一耕地に監督として働いてゐた。剛快不屈の快男子、邦人間に名監督の名が高かつた。上塚はこの間崎に相談した。間崎即ち「諾」とあつて、部下の邦人二十八家族を率ゐて、乗込んで來た。間崎は上塚の恩義に感じてゐたのである。生産高折半といふ約束で、棉、米の栽培を開始した。植民地は急に戦争のやうな騒ぎだ。

菊池は上塚等と共に植民地内に起居すること約一年、「もう大丈夫だらう」、「もう大丈夫です」といふことで、日本に歸つた。災難はまだ續いた。收穫折半で初めた米は、幾千俵を豫想したのに、早魃で僅かに四百俵、棉は害蟲で全滅だ。次の年の收穫は尙一層悲惨であつた。植民地には一錢の金もなくなつてしまつた。三年目に珈琲を植えた。これからやつと持ち直つて、成長整備の一路を歩ゆんだ。

エトール・レグル驛は、プロミツソンと改稱された。附近一圓の植民地をプロミツソン植民地と總稱する。プロミツソン植民地は八植民地に區分され、最も大なるものをイタコロミ植民地といふ。上塚の創設したものがこれである。又の名を上塚第一植民地といふ。これは大正十二年、上塚が山根寛一と共に、リンス驛附近（ノロエヌテ線）に創設した第二の植

災禍は續

三年目に
珈琲

民地を、上塚第二植民地と稱するに對しての名稱で、上塚がそう名附けた譯でもなんでもなく、自然にそいふ名が生れたのだといふ。

昭和三年八月二十九日、プロミッソン植民地創設十周年記念祭が、同植民地内に舉行された。時に上塚の述懐に曰く「本植民地の建設に絶對的功勞者として、菊池惠次郎氏を忘るゝことが出来ない。若しあの當時、菊池氏が、こちらの打電に應じて呉れなかつたら、無論この植民地は存在が出来なかつた。慘風悲雨は延いてその後の植民地開發にも及ぼしたであらう。星霜茲に十年、オンサ、マシラが我物顔に横行してゐた萬古の處女林も、今は香り床し

星霜十年

き珈琲の花の海、今や本驛を中心として、邦人所有土地面積五千アルケールを突破し、本年度（昭和三年）他に購入せられたるものを加算すると、一萬アルケール以上に及び、珈琲實の收穫二十萬俵を算せんとしてゐる」（農業のブラジル第三卷第八號）。

ブラジル邦人植民地創設者の苦心、眞に察すべきものがあらう。ブラジルに於ける多數の邦人植民地は、大抵このやうな血と涙の結晶である。

第十五章 邦人北米渡航の終焉

一、排日移民法成立事情

米國に於ける飽くなき排日運動は、大正十一年末に至つて、愈々ドン詰りに踏込んだ。合衆國中央議會開會の劈頭、加州選出下院議員ジョンソンによつて、一般的移民制限法案中に包含せしめた歸化不能移民禁止法案の提出されたこと、これである。即ち今や排日問題は加州及びその他の沿岸諸州の地方的問題でなく、合衆國自體の問題として取上げられる順序となつた。而してその下地を作つたものは、亞細亞人排斥聯盟である。而して更に加州知事及び同州選出排日議員どもである。

大正九年、人民一般投票によつて、在米邦人の借地權剝奪に成功した亞細亞人排斥聯盟は更に第二段の運動として、日本人の入國を防止するに足るべき移民法を、合衆國中央立法機關によつて制定せしむるための運動に移つた。聯盟は、

ジョンソン案
下院提出

亞細亞人
排斥聯盟
の綱領

男女たると、熟練若くは不熟練たると、又は小職人たるとを問はず、將來に於て一切日本移民の入國を禁止し、唯だ漫遊者、商人、學生、藝術家、教師等に限り、一時的滞在を許すこと

外數項の綱領を掲げ、猛烈な運動を展開して、各州の排日團體に呼びかけた。翌十年四月この綱領を記載せる建白書を作成し、サクラメント・ビー紙主筆マクラッチを代表として華盛頓に派遣し、國務省及び中央議會に提出させた。

加州知事の排日勸誘状

同時に加州知事スチーブンスは、從來の態度を一變し、四月十八日、日本移民問題に關し各州知事の協力を求めて、「貴州に於ても加州と同様、代表者を華盛頓に送り、日本移民を絶対に排斥するため盡力せられんことを希望す」と記載せる勸誘状を送つた。更にこれと前後して、加州選出議員ジョンソン、ショウトリツヂの兩名は、加州と同様の排日法制定を各州に慫慂せんがため、また西部諸州選出中央議員の中から、日本人問題に關する西部諸州の態度を大統領に説明すべき委員を選定せんため、各州代表者會議開催を提唱した。ところがこれに賛成して代表者を送つて來たもの、實に十三州に達したのである。

十三州の排日委員

各州に於ける排日運動は、かくの如くして點火され、刺戟されて、擴がつて行つたことだ

ジョンソンの骨子

ジョンソンの歸化不能移民禁止法案は、このやうな情勢を背景として、若くはそれを下地として提出されたのである。而してジョンソン提出のこの法案は、直ちに下院移民委員會に附議せられ、ジョンソンを委員長として審議を進行した。一般外國移民は一八九〇年（明治二十三年）國勢調査に基く在米各國人數の二パーセントに四百を加へたる數の入國を許し、歸化不能外國移民は全くこれを禁止するといふのが、この法案の骨子である。

委員會可決

ジョンソンは、翌年（大正十二年）二月、委員會を通過した新移民法案の報告書を下院に提出したが、後期に持越されたところから、同年末の議會には、開會早々、前にもました排日條項を含む移民法案を提出した。矢張り移民委員會の審議に附せられ、十五名中、反對僅かに二名といふ勢ひを以て通過し、可決すべきものとして、下院本會議に移された。而してこれと時を同うして、上院にも同内容の法案が、議員ロッチによつて提出されたことである。

無論、在米埴原大使は、直接の被影響者として、ヒューズ國務卿に對し、非公式の抗議をやつた。大西洋沿岸の新聞も、筆を揃へて日本人差別規定を攻撃した。ヒューズは二月十三

國務卿ヒ
ユーズの
意見

日、ジョンソンに書翰を送り、「新移民法中に、移民が本國を出發する際、日本政府の旅券を有せざるべからずとの規定を設け、日米間兩國に於て完全にこれを施行し、監督することとなれば、日本政府の協力を待たずに、日本移民を排斥する總括的條項を設くるよりも遙かに有効であらうと思惟する」旨を申送つた。けれどもジョンソンは、自説を固持して改めず、必要ならざる若干の字句を修正して、更にこれを下院に提出、委員會の審議を経て、三月二十四日、本會議に報告した。下院は四月五日より本案に對する討議を開始し、提出者ジョンソンの説明を聞き、四月十二日表決に入り、七十二對三百二十二の大多數を以て可決してしまつた。

七十二對
三百二十二
下院通過

上院の排
日案

一方、ロッヂによつて上院に提出された法案は、下院に於けるジョンソン案の如くなるを得ず、これに代つて穩健派を代表した法案が、議員リードに依つて提出され、可成りの賛成者を得たのであるが、忽ち加州選出のショウトリツヂの活躍となり、彼れによつてリード案に對する修正案が提出された。即ちリード案が歸化不能移民禁止條項を含まないに對し、この修正案は、ジョンソン案の排日條項を挿入したものであつた。

「覆面の
脅喝」

これに對する上院の討議は四月十一日より開始されたが、時恰も國務省より回付された垣原大使の抗議文を見るに及んで、多數の議員は「これ米國に對する覆面の脅喝である」と腹を立てた。この抗議文についてはまた後に記すが、その中に「若しこの特殊條項を含む法案にして成立を見んか、兩國間の幸福にして相互に有利なる關係に對し、重大なる結果を誘致すべきは、本使の感知せざるを得ざる所にして、貴官もまた同感すると信するものなり」とあり、「重大なる結果」とは、即ち覆面の脅喝だといふのである。かくて四月十六日ショウトリツヂ案は、四對七十一の大多數を以て可決された。

ショウト
リツヂ案
通過

四月十二日下院通過のジョンソン案と、同十六日上院通過のショウトリツヂ案とは、無論根本に於て一致してゐた。けれども全く同一のものでなかつたし、且つ兩院ともその可決したる法案を固持して譲らなかつたので、兩院より各五名の委員を指名し、四月十九日から兩院協議會を開催することになつた。兩院協議會は五月六日最後の決定に入り、實施期日をその年の七月一日（一九二四年—大正十三年）と決定した。

兩院協議
會

大統領クローリツヂは、兩院の顔も立て、日本の面目も潰さぬための、妥協案を得るに腐心

カリッ
チ大統領
の提案

した。結局本案の實施を一九二六年三月一日まで延期せしめ、政府はその期間内に日本政府と新協約に關する交渉をなすべしとし、これを兩院協議會に提案した。協議會は大統領案より一年早め、一九二五年三月一日を實施期と決定したのであるが、兩院はこれを以て越權なりとして攻撃、協議會の報告を返附してしまつた。協議會は五月十日、最早論議の餘地なしとして、原案通り七月一日實施と決定した。大統領は尙ほ妥協の意を捨てず、國務卿始め、共和民主兩黨領袖を招致して懇談するところあつたが、大勢は既に決してしまつた。

協議會成
案兩院可

五月十五日、協議會の成案は兩院に上程された。下院は五十八對三百八票、上院は九對六十九票の壓倒的多數を以て可決した。大統領また、拒否權を行使して見ても仕方がないとして、五月二十六日これに署名した。一つはその年十一月の大統領選舉戦に於て、西部諸州の多數票を失ふのを恐れただからでもある。大統領は右署名に際し、附帶聲明書を發表したがその冒頭に

大統領の
聲明書

余は本法案に署名するに當り、主要諸點に就いては衷心賛成するものであるが、唯現行法律上、特に日本人に影響を及ぼすべき排斥條項を本法案から引離すことの出來ないのは、余の遺憾とするところであ

新移民法
の排日條
項

といつてゐる。新移民法は、凡て三十二條から成り、その中排日條項といふのは、第十三條C項を指す。

合衆國市民となることを得ざる外國人は、左の場合を除き合衆國に入國することを得ず。

- 1、第四條(ロ)、(ニ)若くは(ホ)項の規定に依り非歩合移民として入國し得るもの。
- 2、前記(ニ)により入國し得る移民の妻又は十八歳未満の未婚の子にして、該移民に同伴し、又呼寄せられたるもの。
- 3、第三條に定めたる移民にあらざるもの。

而して右に該當する條項を摘記すれば

第三條 本法に於て使用する「移民」なる語は、合衆國外の地點を發し、合衆國に向ふ外國人を指す。

但し左の者はこの限りにあらず、(一)政府の官吏並に其家族、從者僕婢及雇人、(二)一時的に旅行者として又は一時的に用務若くは觀光の爲に合衆國に渡來する外國人、(三)繼續的に合衆國を通過する外國人、(四)適法に合衆國に入國を許可せられたる後、合衆國の一地方より接壤外國領土を通過して

例外入國
可能者

他の地方に赴く外國人、(五)合衆國の港に到着する船舶に海員として従事する善意の外國人海員にして、單に其の職務の爲一時的に合衆國に入國せんとする者、(六)現行通商航海條約の規定に準據し、單に商業を營む目的を以て合衆國に入國し得る外國人

非歩合移民

第四條 (ロ)既に適法に合衆國に入國を許可せられたる移民にして、一時外國に赴きたる後、歸還する者、(ニ)合衆國入國出願直前、少くとも二年間引續き孰れの宗派たるを問はず布教の職にありし者、又はカレッヂ、アカデミー、セミナー、又はユニヴァーシティ教授の職にありし者にして、單にその職に従事する目的を以て入國せむとする移民並に其の同伴者若くは呼寄せたる妻及び十八歳未満の未婚の子、(ホ)少くとも十五歳以上の善意の學生にして單に公認せられたる學校、カレッヂ、アカデミー、セミナー、又はユニヴァーシティに於て勉學の爲入國せんとする移民、特に右學校は本人自らこれを指定し、労働長官の認可を経たるものなることを要す。又右學校は各移民學生の就學終了を労働長官に報告方承認したるものにして、其の報告を怠りたる場合には該認可は取消さるゝものとす。

二、外交々涉經過

紳士協約成立後十年間米邦出入人數

新移民法成立と同時に、明治四十一年日米兩國間に成立した紳士協約は、當然廢棄の運命となつた。日本は同協約成立以來十五年間、忠實にこれを實施した。この十五年間に、米國に入國を許可された日本人は、十二萬三百七十七名、また米國より出國した日本人は、十一萬一千六百三十六名で、差引八千六百八十一名の増加である。一年平均五百七十八名に過ぎぬ。

日本政府の一人名譽ある手段

たゞ百名の四十六名の問題のみ

我が政府は、米國がこの僅かなる日本人の入國さへ希望せぬといふなら、米國政府と協力の下に、別に名譽ある手段を講ずるを辭せぬとした。この意思は十分、米國政府に通じた筈だ。大統領が兩院協議會に働きかけたのも、實は日本のこの意思表示に依るものであつた。ところが新移民法が成立しては、一人も入國が出来なくなつた。新移民法第三條A項に曰く「各國民の年歩合は千八百九十年の合衆國々勢調査に於て決定せられたる、合衆國大陸内に居住せる當該國籍の外國出生者の百分の二たるべし。尤も各國民の最少歩合は、百名たるべし」と。假りに歸化不能移民禁止に關する前記のやうな規定がなく、日本移民も他の一般移民の如くこの歩合による入國を認められたとしたら、一年に百四十六名の入國が可能であつ

た。

そうだ。たつた百四十六名だ。しかし乍ら日本に取つて、これは重大なる名譽の問題だ。數の多少はもう第二である。

埴原大使は本法成立前、米國政府に對して屢々これを注意した。「重大なる結果」で問題になつた抗議文の中にも、よくこのことを銘記してゐる。「本問題は日本に取り便宜の問題にあらず、主義の問題なり。國民感情の問題を惹起せざる限り、單に數百名、數千名の日本人が他國の領域に入國を許さざるや否やの事實は、何等重要な問題にあらず、重要な問題は、日本政府が一國として他國より正當の尊敬及び考慮を受くる資格ありや否やの點にあり。換言すれば日本政府が米國政府に對して要求するものは、畢竟文明諸國を通じて友誼的國交の根柢として一國民が普通他國民の自尊心に對して與ふる所の正當なる考慮なり」。

右抗議文中、問題になつた「重大なる結果」なる字句とは、埴原がその末尾に「貴官が予に従來示されたる信義に賴り、本使は茲に最も卒直友誼的精神をもつて、以上を反覆陳述したる次第なり。若し此の特殊條項を含む法案にして成立を見んか、兩國間の幸福にして相互

便宜の問
題にあらず
主義の
問題也

「重大なる結果」

の有利なる關係に對し、重大なる結果を誘致すべきは本使の感知せざるを得ざる所にして、貴官また同感なるを信するものなり」と附記したのを指すのであつて、米國議會は、この「重大なる結果」なる文句をもつて、これ米國に對する、覆面の威嚇なりと解釋したのである。

文中貴官とあるのは、國務卿ヒューズのことである。元來この抗議文は、埴原のヒューズに對する書翰なのだ。それをヒューズが移民法案審議中の議會に於て發衰したのである。而して既に「覆面の威嚇」なりと解釋されたら、場合が場合だけに、影響するところは甚大であつた。

埴原はこの解釋に對し、直ちにヒューズに書翰を送り、これが「威嚇を意味する如く解釋せられ得べきやは本使の了解する能はざる所なり」として、次のやうに釋明した。「唯本使は、提出中の法案に一特殊條項を採用するに依り、兩國の傳統的友情に對し、最も不幸にして憂慮すべき影響を及ぼすべきを力説せむと試みたるに過ぎず、右特殊條項の採用は兩國の善良且共助的關係を甚しく毀傷するのみならず、過去七十五年間の兩國々交の特徴を表明し

埴原の釋
明

且華盛頓會議に依り並に我國今次の災害（關東大震災）に於て、貴國民が表示したる最も深甚なる同情に依り、一層深厚の度を増加したる相互尊敬及び信任の精神を破壊するに至るべし、「從來日米兩國民を連繫し來りたる欣ぶべき友情の絆を維持し、尙能ふべくんば更にこれを緊密ならしめんことを最高の任務とする日本の代表者としての本使は、眞率に如上の影響を「重大なる結果」たるべきを信するものなり」。ヒューズまたその返翰に於て、「本官は「重大なる結果」なる文字を讀むに當り、文脈上及び貴大使が本官との久しき交誼中に常に表示せられたる友情と了解に鑑み、本官は右の字句は、當然貴大使が陳述せられたる意義に於て解せらるべきものなること、毫も疑ふところあらざりしなり」といつてゐる。

議員ども
の感應

思ふに米國の議員どもは、自分達が現に取扱ひつゝある排日移民法案が、日本國民に取つて如何に重大な侮辱であり、日本國民はこの侮辱のために、如何に深刻な憤りに燃えてゐるかを感知することが出來たので、その道理の上に、前記の如く感應したのであらう。

日本國民
の憤激

新移民法成立前後に於ける、日本國民の憤激は極點に達した。全國民が一つになつて、米國の仕打を憤つた。しかも日本は外交上の抗議をもつて、これに對する外なかつた。同法大

統領署名後五日、埴原大使は米國務々省に出頭、ヒューズ國務卿に正式抗議書を提出した。

この抗議書は全九項からなり、可成り痛烈に難詰したものであるが、その最後の項に曰く

根本論として各國の版圖内に於ける移民入國の制限及び取締が國家固有の主權に屬することはこゝにこれを否定せんとするものにあらず、然れども右權利行使に當り外國の正當なる自尊心、國際間の諒解又は禮讓通義を無視し、外國に對して明かに公正を失するの措置あるに於ては、問題の性質として素より外交的交渉及び解決に訴ふることを得ざるべからず、仍て日本政府は茲に一九二四年の移民法第十三條C項に包含せらるゝ差別的條項に對し、嚴肅なる抗議を持續し、これを記録に止め、且米國政府に對し差別的待遇除去のため一切の適當なる措置を執らんことを以て、その當然の責務なりと思考す。

「嚴肅な
る抗議を
持續」同化問題
への埴原
の宣言

またこの抗議書中、日本人の同化問題に言及し、堂々次の如く言つてゐるのは、力強い宣言だといはなければならぬ。「單に人生一代の短期間に、新たなる環境に同化せんことを期待するが如きは、難きを求むるものと言はざるべからず」、「又同化の實現は、公平平等なる待遇の温情ある雰圍氣中に於てのみこれを期することを得べく、約二十年間、米國の若干諸州に於て、日本人が法律上並に事業上蒙り來れるが如き、冷酷なる差別待遇の下に於て

は、同化力の自然發達の阻害せらるべきは當然なり。』
埴原は大膽卒直に行動した。彼れの努力は買つてやらなければならぬ。ところが彼れは問題が一段落を告げると、外交舞臺から引退した。何せ引退したかを穿鑿する必要はない。

三、勝利者の墓標

顧みると、邦人の北米渡航開始以來六十年、この間、同胞の辿り來つた辛酸困苦の跡は、上來記述せるところをもつて、略々明瞭である。この間、邦人の米國に寄與した功績を何人が隠蔽し得るであらう。しかも今やこの米國は、日本民族を足で蹴つた。拭ふべからざる侮辱である。

だが思へ、日本人は勝つたのだ。勝利者なるが故に、こゝに來たのだ。白人は自ら日本人には勝はぬと白狀した。大正十三年の移民法も、大正二年の加州に於ける不動産所有禁止も同九年の借地權剝奪も、そうして日本人歸化不能の判決も、みなこれ勝利者の墓標である。加州排日派の鬪將、サクラメント・ビー紙の主筆マクラッチーは、大正十二年、日本人排斥

日本人は勝つたのだ

辛酸困苦六十年

の理由を述べて、左の如くいつてゐる。日本人怖るべし、日本人にはとてもかなはぬといふのである。

我等は今、勝利者の襟度をもつて、この告白を見なければならぬ。そしてこの敗北者のいふところに、尤もなところがあつたら、自ら顧みることである。しかし乍ら、この敗北者の言葉をかりて、在米邦人の戰の跡を傷けるやうな態度は、慎まなければならぬ。

茲に述ぶる意見は、加州人民大多數の意見であつて、又加州日本人排斥協會の感情を具體的にしたものである。日本人排斥協會は、公式に州在郷軍人團、州生子女協會、労働聯合會、農業局、婦人俱樂部、及び其他の愛國的公共的救助諸團體の代辯者であることは言ふまでもない。

加州人の立場から言へば、この問題は人種優劣論には關係がない。加州は或る品性に就ては、日本人に一步を譲らねばならぬ。しかし問題は優劣論でなく、人種上の相違である。人種、遺傳、宗教、理想生活の標準、社交上の習慣、其他の相違が、日米兩國の何れに於て企つるも、亦日米兩人種の同化は可能でないにしても、しかしその實行は仲々六ヶしいものだ。雜婚を通じての日本人と米國人との同化は問題外として、兩人種の自然的固有の自尊心がある以上、同化は最大難問であらう。のみならず雜婚に

問題は人種の優劣にあらざる相違也

同化の最大難關

於ても非常に相違する人種間の雜婚は、退化すると言ふ生物學上の法則を見通す譯には行かぬ。而して斯様な雜婚から來る、歐亞雜種の子孫に對しては、社會的排斥を如何ともする事が出來ぬ。つまり雜婚なき同化は不可能で、しかし雜婚は面白くないのである。即ち理論的に考へて同化は不可能に歸着するのだ。

國內に獨
立國が存
在する形

この原因より出發して米國人の眞只中に、固有の日本語的日本人の理想、宗教及び習慣、並びに日本に忠節を盡す所の全然獨立の外國人種を成長させるのは、一國內に更に獨立國が存在する形で、衝突の原因であると共に、米國市民に對する一大脅威である。米國內に於ても、或は日本内に於ても、經濟的競争上、多くの便宜を得、且つその人口數を増加すればする程人種的鬭争を惹起し易きは疑なき所で、斯かる外國人の發展を許すは、賢明な遣り方でないのである。而も今日、此問題の差し迫つて居るのは吾が加州で、他州も亦追々本問題に惱まされんとしつゝある。故に加州人は此困難を未然に防ぎ、日米親善關係を破壞する様な状態を阻止する爲めに、敢て排日問題を提唱するのである。

「加州の
排日は紳
士的だ」

現に有力なる一日本人は確言した。これが日本で起つたなら——日本に加州人が七八萬も發展して、土地と産物と社會とを支配したなら——必ず、其加州人を追出したに違ひないと、然るに吾人は、排日の大決心こそ持つて居れ、今日迄在留日本人に對して無禮な事は愚か、差別的待遇はもとより、生命財産

經濟上の
競争では
勝てぬ

の保護は無論、少しも其許されたる權利に干渉した事はない。以て如何に排日が紳士的行動であるかを認め得るであらう。

あるが儘
を基礎に
して

加州人の第二の脅威は、日本人が經濟上の競争に於て優つて居る事である。即ち日本人は米國人よりも一層勤勉であり、浪費的遊樂をなさず、喜んで長時間の勞働に服する。従つて生活標準の相違から來る經濟上の競争にはとても打ち勝てない。例へば日本人が農園を借地するにしても、或は買収するにしても、餘計に地代を支拂ひながら、尙且つ莫大なる利益を擧げる。加州當局の發表に依れば、最上等の土地の八分の一は、既に日本人の支配に移されて居ると言ふのではないか。勿論日本人の特質の或る部分は、米國人が模範とすべきであると思ふが、然し吾等は米國人のあるが儘を基礎として米國人を保護せねばならぬ。それは恰も日本が自分で保護する事の出來ない状態から、日本人を保護する如く、米國人を保護せねばならぬ。若し日本人に對し、米國に於て、足場を與ふるならば、更に第三の脅威が吾々を襲ふ。

日本人の
出産率

第三の脅威は日本人の出産率の高いことである。加州當局の報告によれば、在加日本婦人は男三半對一なるに係らず、其出産率は白人に二倍して居る。一九二〇年の比例は更に大きい。サクラメント郡では白人と日人の割合十對一であるに拘らず、日本の方が出産數が多い。衛生官吏は、百年の後加州白人の

數より、加州日本人の數が多くなると言つて居る。危險狀態の可能性が茲に潜んで居るのだ。若し日本に於て、斯様な事があつたら、日本人は決して黙認しないだらう。我等は人種的自殺に傾く様な状態を推稱しない。而して日本人が示して居る、子供を愛する事を賞讃したい。私は(マクラッチ)八人の子女を持つて居る。然し米國市民を今あるがまゝにして、來るべき危險を傍觀しては居れぬ。

白人は日本に追ひ出され

日本人の有利な素質は、協同及び集中の完全なる方法を有して居る點だ。今や日本人は加州の最上地に蟠居し、社會と産業權とを支配してゐる。サクラメントのフローリン區等では、幾分か日本人の爲めに白人が追出される形で、數年來米國人の學齡兒童減少し、反對に日本人が倍加して來た。

さて、又日本人の人口増加は、二十年前に十倍して居る。加州人の諒解して居る所では、紳士協約が締結されてから、四倍の増加だ。而も夫れが紳士協約に違反する農園その他の勞働者の増加で、日本が主張して居る紳士協約を勵行すればかう言ふ結果にならなかつたであらう。只之れ丈けでも、充分人心を驚かすに足る。而も夫れのみでない。米國下院移民調査會の報告によれば事實上日本人の同化は不能であり、日本人自身は同化されないと頑張つて居り、依然として日本に忠良なる臣民たる決心を持つて居る。

日本の評論家といふところ

日米兩國に於ける日本の政論家、新聞紙、有力者は、明かに米國に居住する事、米國市民たることによ

つて、日本人たることを失つてはならないと希望し、不絶日本の海外發展とか、大和民族の永久的樹立とかを口にして居る。だからこれ等の人は、其目的を達する確かな方法として、出来る丈け土地を買へ出来る丈け子供を生めと奨勵する。而して米國生れの日本兒童を教育する爲めに、日本語學校を設けて居る。米國委員會は、布哇に於ける日本人學校調査の際、米化の障碍だから、之を廢止した方がよいと勸告して居る。

日本の要求するも

又他の日本兒童は、八歳から十歳位で日本に送り還され、十七歳から二十歳になると、米國市民權を使用する爲め、呼び寄せられる。尙日本は米國に生れた日本人を、米國市民として承認せぬのみならず、(二重國籍)日本臣民として、充分の義務を要求して居る。加州に生れた日本人は、約三萬人あるが、國籍脫離を許されたものは極く僅かで、他は何れも、事實上、精神上、日本の臣民である。

日本人は一九一三年以來、外人土地所有禁止法あるに係らず、規定を潜り、法律に違反し、土地購入に努力して居る。其爲めに昨年十一月、一般投票に依り、土地法に修正を加へたのだ。又或る日本人新聞は、此土地法投票當時「吾人大和民族が決然起つときは、米國人の反對は、箒で大海の水を掃かんとすると同様無益である、日本人の勢力が、これ等の法律を一掃する日が必らず來る」と。太平洋沿岸の有力日本人新聞が此調子では、一般加州日本人の思想に如何なる影響を及ぼすか、之れでは丸で喧嘩腰で

大海の水を箒で掃く

ルーズベ
ルト曰く

平和を愛好する國民とは思へぬ。要するに、日本人の特質と性僻とは、日本人を善良な米國市民にさせないし、なれもしないし、又する事も出来ない。近代に於ける最も偉大なる米國人セオドル・ルーズベルトは、終生日本の讚美者であり又熱心な友人であつた。而も氏は黄白人の同化不能を説き、「日米の協定は互惠的のものとし、旅行者學者、教授、遊學者、視察者、國際關係者の滞在交通支けに留め、日米共に勞働者、農業者、小賣商人及び國際的職業者をお互に拒絶するがよろしい、將來は兎に角、現在に於ては、大袈裟な日米雜居は不可能だ——不結果に終るだらう。此事は日米兩國共に慎重なる禮儀、公正、熟慮を以て決すべきである」と言ふて居るではないか。

日本の事
實を見よ

更に日本の事實を見よ、一九二一年一月三十日、内田外相が、その議會に於て聲明した如く、日本は外國人に土地所有を許して居ない。日本は又勅令第三十五號に依り、外國移民の侵入に對し、日本人を保護して居るではないか。(加藤文護、最近の北米同胞)

第十六章 亞國その他の南米同胞

一、亞國邦人發展の經路

明治三十
九年の記
録

アルゼンチン同胞發展の跡を辿るに際し、先づ見るべきはブラジル移民創始者水野龍記するところの、左の一節であらう。明治三十九年の實見で、冒頭「この地」とあるは、ブエノス・アイレスのことである。

さいやか
な邦人商
店

日本人の此地にあるもの僅かに十四人、而して日本人の雜貨店二あり、一は東郷と曰ふ。神戸の瀧波文平氏の經營に係る。他の一を新日本といふ。大阪の安田喜十郎氏の設立する所なり。共に雜貨を陳列して小賣に従事す。日々の商賣高二百圓乃至三百圓に及べりと。外に榛葉賀雄氏の商業事務所と、丸井、古川兩氏の商業事務所あり、各々見本商ひを爲せり。支那人にして日本雜貨を商ふもの一戸あり。商品の豊富なる遙に日本店の右に出づ。主人は支那服を着けずして洋服を着け、英語を巧みにし又西班牙語を繰る。其客扱の輕妙なる遠く日本人の及ぶところにあらず、日本人たる余すら均しく買物をするならば

遠く支那
人に及ば
ず

日本店よりは此支那店に於てせんと感あり。況んや外人に於てをや。本邦商人の彼國にあるもの奮勵一番を要す（水野龍「南米渡航案内」）。

南米大陸
定着邦人
の元祖眞
龍金造

邦人亞國發展黎明期の實相である。相州三浦三崎の人、眞池金藏なるもの、十七歳にして外國船に乗込み、數年後アルゼンチンに入り、鐵道工事人夫から、鐵道運轉の見習となり、次で運轉手として月給二百五十ペソを得た。明治三十年頃、コルドバ市の街外れに家を建て亞國婦人を娶つて數人の子を儲け、裕富な落着いた生活をしてゐる——と、これも水野の記するところだが、當時眞池は四十三歳であつたといふから、恐らく明治十七、八年頃、このアルゼンチンに入つたことであらう。實にこれ南米大陸定着邦人の元祖であらう。

第一回
ブラジル移
民の轉入
者

明治四十一年、第一回移民としてブラジルに渡つたもの、中、翌四十二年十月までに、このアルゼンチンへ轉入したものの百六十人に達したといふことは、既にブルジル移民開始當時の事情を記した際に擧げて置いた。當時野田良治の記するところに、

名譽領事
の厚意

最初ブエノス・アイレス市に赴きたる移民は、言語通ぜざるため、路頭に迷ひ、漸く同市に於ける日本商店及び我が名譽領事の厚意により労働口を求めて落着たりとのことなるも、その後の移轉者は此等先

一日四ペ
ソの賃銀

發者達を頼り行きたるにより、比較的容易に労働口に就くことを得たるが如し。

彼等の現況に關しては、到底詳密なる報道を得難きも、沖繩縣人は某製糖會社に雇はれ、一團となつて寢食起居を偕にし、賃銀は亞國紙幣にて一日三ペソ、三ペソ半を得、又ブエノス・アイレス市内に雇はれ居る本邦移民は、一日四ペソの賃銀を得るものあり、一般に伯刺西爾國に比し労働賃銀高く、且つ需要も大なりと稱し、常に在サンパウロ州同郷人等に通信して、轉地勧誘する有様なり（外務省通商局「移民調査報告書」第五）。

眼を引く
大正二年
の渡航者

かくの如くして在亞邦人は、ブラジル方面からの轉入者によつて、漸次増加して行つたことである。日本から直接これに向ふものがあるやうになつたのは、すつと後のことであつて大正二年の百三人といふのが、少し目を惹き、同三年、四年には三、四十人の渡航者しかなくあつた。もしそれ大正二年以前に至つては、全く見るべき數字がないのであつて、明治四十二年二人、四十四年また二人、四十五年十六人といふ風であつた。（拓務省移住統計）所詮この豊かなる温帶國は、本邦移民の大量移入國ではなかつた。明治四十二年、伊藤清藏博士が、外務省に提出した「亞爾然丁國の農業貿易及植民」（通商局移民調査報告第五に收録）

伊藤博士
の報告

の中に

日本の植民に向つては、亞國はブラジル國と異り輿論の趣向甚だしく同情なく、若し日本人にして北米に於けるが如く多く來らんか、これを禁止する方法あるべしと迄唱ふる新紙あり、最も眞面目なりと稱せらる、亞國の新紙ナシオンは、本年十月初旬、日本艦隊來米に關聯して日本植民を論じ、例を北米カリフォルニア事件に取り、風俗の異なる國民を多くこの國に入れる如きは、只將來の不幸を醸す基となるのみなれば、政府はよろしく必要なる場合に於て、豫めこれを防ぐの策を講すべしと迄主張せり。

とある。當時このアルゼンチンには、二百人内外の日本人がゐただけであつた。僅か二百人程度の日本人を入れて、もう將來のことを心配しなければならなかつたこの國である。又

アメリカ
公使の一
言

由來この國は他の南米諸邦の如く多くの黒奴を有せず、北米の一公使特に大にこれを稱揚したりき。人種的觀念は北米の如く甚しからずと雖も、公使の一言により大いに刺戟せられ、今や彼等は南米の唯一の純白人を以て彼等の誇りとすに至りぬ(同上)。

けれども一方またこんな話も傳へられる。後の海軍大將谷口尙眞が、また少佐時代(日露戦争後間もない頃か)、練習艦隊に乗組んでアルゼンチンに立寄つた。谷口少佐と同國のガ

ガルシア
將軍と谷
口少佐の
移民談

ルシア將軍とは舊知の間柄であつた。ガルシア將軍、谷口少佐に向つて曰く「どうぢや、もう戦争も終つたから、君も大した仕事もあるまい。一層のこと軍人などやめてしまつて、二人で移民屋にならうか。君はほとんど日本人をこの國に連れて來い。亞國はいくらでもこれを迎へ取るぞ」と。この話は谷口と同期の豫備大佐加藤壯太郎から聞いたことであるから本當であらう。しかし谷口はそんなことに向耳を藉さなかつた。ガルシア將軍またどの程度の熱心を以て言つたことか判らない。

昭和四年、アルゼンチン在留邦人三千八百八十八人、同九年五千四百九十二人、内男四百十人、女一千三百八十二人であつた。同年ブラジルの十七萬三千五百人、ペルーの二萬一千百二十七人には、遠く及ばないけれども、とにかく南米に於ける在留者數では第三位だ。

昭和九年
在留者職
業別

昭和九年在留者五千四百九十二人の職業別は

農業一、〇三三人、工業七八四、商業一、二二七人、交通商業一一一人、公務自由業四八八人、家事使用人一三四人、その他有業者四四人、無業(主として従屬者)二、一一一人(昭和九年十月現在、外務省海外各地在留邦人人口表)

伊藤清藏
博士

である。在留者中成功は少くない。農業関係者にそれが多いのであるが、特に伊藤清藏博士の存在は、世に著聞してゐる。彼れは山形縣出身で、明治三十三年札幌農業學校を卒へ、次で盛岡高等農林學校に教鞭を取つてゐたが、獨乙に留學し、同國婦人と婚約するに及んで、志を立て、亞國に移住したものである。時に明治四十二年。彼れは先づ九百八十町歩の牧場を借地した。初年は何も慣れないから、その土地を農業者に又貸して借地料を取つた。そうして毎日常畜の取引所に行つて、商賣の模様を見たり、他人の牧場を見て經營の方法を研究しりした。目的は牧畜にあるのである。

獨特の牧
場經營法

かくすること約一年、牧場經營の要點を知つた彼れは二年目から一萬數千圓の資本を投じて動物を買入れ、それを擔保に銀行を利用してまた動物を買足した。肥らせては賣り、肥らせては賣り、賣る毎に利益を得て、力のあらん限り手を延ばし、牧場五ヶ所、その面積八千町歩に及んだこともあつた。歐洲戰爭でまた意外な奇利を博し、戰後物價が下落しても、成牛を賣ればまた同時に同數の幼牛を買ふといふ風であつたから、價格の低落に關係なく、目方の差丈けは確實に儲けた。よつてその信用は益々厚くなり、亞國人にして、彼れを師とし

牛の尻を
叩く老爺

てその經營を真似るものさへあるに至つた。彼れは今でも老の身に長靴を穿いて、エル・トレボル牧場で、牛の尻を叩いて歩いてゐるといふ。それでも餘裕ある人生を送るため、經營面積を縮少し、現今では自己所有地三千六百町歩と借地千四百町歩の經營に止めてゐるといふことである。

一、潰滅・百萬圓の植民地

日亞拓植
會社

アルゼンチン邦人發展史上、注目すべき一つの場面がある。日亞拓植會社の出現と、その失敗である。日亞拓植會社は、アルゼンチンに邦人植民地を建設する目的をもつて、昭和四年に設立された。資本金百萬圓、神戸の川西清兵衛が社長であつた。アルゼンチンに對する初めての試みだ。世間はその事業の成否に特別の注意を向けた。

一萬町歩
の土地購
入

アルゼンチンの北方チャコ縣の、ラブラタ河に接するところに、同縣の縣廳所在地レシマテンシア市といふのがある。日亞拓植會社は、このレシマテンシア市の附近、ラス・バルマスに一萬町歩の原始林を購入した。こゝに多數の邦人を入れて、棉花を栽培しようといふの

である。資本金百萬圓は全額拂込、内右の土地代五十萬圓、現金で拂つてしまつた。専務取締役役に元外務省商務書記官石井忠吉、常務に安東義喬、農場監督横道金一郎といふのだが、事業の準備と計畫は、石井と横道の手になつた。

石井忠吉
と横道金
一郎

石井も横道も、東京高商の出身で、石井は歐洲大戰以前から、高島屋の支店長として、ブエノス・アイレルに駐在し、横道も大戰當時若冠二十臺で渡亞、矢張りブエノス・アイレスで獨力日亞貿易商會といふのを起して活動した。邦人アフリカ發展の先驅者、古谷駒平は、この横道の義父である。横道は忽ち儲けて忽ち失敗した。即ち歸國してメリヤス製造會社か何かやつてゐると、在亞の石井からどうだまたアルゼンチンへ來ないかと言つて來た。日本人の植民地を開いて大々的に棉花栽培をやつて見ようではないかといふのである。大正三十四年頃のこと、棉花黄金時代、一噸五百圓もしてゐたのだ。石井はとうに高島屋の支店長をやめて、商務書記官といふことになつてゐた。

先づ試験
的に

横道は倉皇として亞國に渡つた。石井と相談の結果、先づ試験的に、在留青年を官有地に入れて見ようといふことになつた。チャコ縣サンエスベニア驛附近、ベレスサルス・ヘイド

植民地内に地を相した。やつて見やうといふ青年十餘人、これに夫々三、四百圓の金を與へて入植させた。この金は石井が川西清兵衛から引き出したやうである。横道は青年達と共に官有地に入り、これを指導監督した。青年中妻帯者も少くなかつた。横道初め、入植者一同は我等の植民地建設への理想に燃えてゐた。後からまた幾家族が入つて來た。いろいろな慘事が起つた。

井戸の底
に四つの
屍

昭和四年十一月三十日、植民者横山健彦は井戸掃除のため、井戸の中へ降りて行つた。一瞬、あゝ苦しいといつた丈で死んでしまつた。これを見てゐた健彦の兄俊士、何事かと思つて降りて行くと、また一瞬にして死んでしまつた。窪山庄兵衛が降りて行つた。また絶命最後に商大出の山崎久雄、「あとは皆さんに願ひします」の一語を残して降りて行つたが、また助かるわけがなかつた。若き開拓者の四の屍は、井戸の底に重なつて見えてゐた。しかもこれをどうしようぞ。

途方に暮
れた亞國
婦人

横山兄弟は鹿兒島縣人、窪山は福岡で、山崎は千葉の出身であつた。横山健彦は亞國婦人を妻として、二人の子を擧げてゐた。途方に暮れた横山の妻は、二人の子供を抱いて同じ植

民者の伴亦男といふのに嫁した。

二つの殺害事件

同じ年の八月七日、植民者秋山正毅（福島縣人）が、自分の使用人（日本人）に殺害された。殺した使用人はすぐポリヅキヤの方へ逃げてしまった。死體は五日後の十二日、山の中から発見された。鴉に啄かれて、見るも無慘な有様であつた。前年（昭和三年）の七月十九日曾根慶之が、同じ入植民の飯田某（慶應出身）のために、鐵砲で殺害された。曾根は二ヶ月前、ブラジルから轉住して來たのだ。年二十歳。愛知縣かどこかの女學校長の一人息であつたとか。

サンエスベニアの町はづれ、犠牲者六人の墓が並んでゐる。いたましい植民哀話である。けれども入植者一同は、これがため志氣を喪失するやうなことはなかつた。

石井の意

石井はもう商務書記官をやめてゐた。彼れは官有地に於ける入植者の生活と業績とを裝飾した。彼れは一度だつて入植者達と寢食を共にしたことはないのであるが、しかし植民者の生活と業績とを裝飾して、日本の資本家に呼びかけようとする意圖は、前々から持つてゐた。けれどもこの官有地では棉を作つたのでは引合はない。棉花を栽培するためには、他に

立どころ
に會社成

候補地を見付けなければならない。石井の友人にレデイスマ（亞國人）といふのがゐた。農業技師だとかいつた。これが前に記したラス・バルマスの土地を見付けて來た。廣大なる私有地で、勿論棉花栽培の好適地だ。石井はこれを買ふことにしておいて、日本に歸つた。百萬圓の會社は立どころに出來上つた。日亞拓植會社がこれである。拂込みが濟むと、すぐに横道のところへ電報で金を送つて、ラス・バルマスの土地を買つた。

常務の安東は、川西社長の推薦でこれに加つたのであるが、彼れは札幌農大の出身で、北海道廳、東洋拓植會社等にあつて、永いこと移植民事業に携つてゐた實際家で、また早くから南米植民事業に關心を持つてゐた。伊東清藏博士の親友で、共に新渡戸博士の教子である。

四五十人の青年を
つれて

石井はこの安東と共に、四五十人の青年を連れて、意氣揚々とアルゼンチンに乗込んだのである。青年達は、一時農業見習生として、官有地入植者間に配屬した。後にも何人かの青年を日本から招いたやうであるが、みな初めはこゝに入れた。間もなく十數名のものを選んで、新しい土地を開墾し、棉花栽培を開始した。石井は初めこのラス・バルマスの原始林

鐵木は一本も残つた

には、ケブラッチョ（鐵木）が澤山あると思つた。棉花を作る前に、先づこれで一儲け出来る見込みであつた。だがこれは大戦中の好景氣時代に、土地所有者がみんな伐つてしまつて一本も残つてゐなかつた。それでてんつけ棉を植えなければならなかつたのだが、無論これは會社の直營で、食糧その他の經營はみな會社で持つた。安東がこれを指導經營し、横道は官有地の方に残つてゐた。

入植者の不満

石井はブエノス・アイレスにゐて、一回も植民地を見に来ない。植民地の形勢はだんだん不隠になつて來た。所要經費が圓滑に分配されなくなつたからである。入植者達はやつこのことで石井を呼び、滿腹の不满を吐露し、石井、安東の承諾を得ずに、倉庫の棉を持ち出して賣り飛ばした。石井はあれは共產黨だ。棉を買つてはいけないと振れ廻つた。これで植民地は解散だ。入植者達は拓務省から渡航費を貰つて行つた。けれどもこの現實をどうしようぞ。彼れらはみんなブエノス・アイレスの方へ引上げてしまつた。

一方、官有地の方も、もう駄目であつた。この指揮者横道は、石井らが青年を連れて乗込んで來たときから、抑へ切れぬ不满を抱いてゐた。いろいろの理由もあつたらうが、彼れ

理想も精神もなかつた

の理想が生かさなかつたのがいけなかつた。會社創立前、數年間も植民者と共に官有地に立籠り、慘々たる苦心を重ねて來た丈けに、立場もあり理想もあつた。けれども成立した會社には、何の共鳴すべき理想も精神もなかつた。彼れは石井等をブエノス・アイレスに迎へると同時に、辭退を申出たのだが、引止めらるゝまゝに一應また官有地に戻つたのだ。しかし矢張り我慢が出來なくなり、とうとうこゝを官有地を出てしまつた。横道に去られると、植民者達はもう慘々であつた。それでもなほしばらく踏み止つてやつてゐたが、初めの意氣はもうどこにもなかつた。昭和六年の暮、世界徒歩旅行家岡田芳太郎が、この官有地を見に行つたときには、左記十組が合計一千八百五十町歩の土地を支配してゐた。

官有地に残つた人々

福岡縣	伴 亦 男 (同人妻)	五〇〇町歩
秋田縣	吹谷助五郎・小笠原久	二〇〇
長野縣	上條泰三郎 (同人妻)	一〇〇
福島縣	高瀬房吉 (同人妻)	一五〇
茨城縣	古谷久彦 (同人妻)	二〇〇

沖繩縣	喜屋武重英 (同人妻)	一〇〇
静岡縣	戸塚九平 (同人妻)	二〇〇
鹿児島縣	久松忠勇 (同人妻)	一〇〇
東京府	崎山博吉	一〇〇
福島縣	阿部龜義・同忠太・同真藏	二〇〇

この外に五人の青年が、各一名つゞ伴、吹谷、高瀬、崎山、古谷の各組に屬し、アルマゼン經營者に小林一郎夫婦がゐた(昭和七年一月一日付亞爾然丁時報)。而してこれら各組の支配土地はそのまゝ耕作してゐれば二三年後には、チャコ縣官有地拂下法規に従つて、當然自分の所有となつたものだ。志氣の衰へてしまつた植民者達は、間もなくこれを放棄して、思ひ思ひに散れてしまつた。今ではこの官有地内に、サンエスベニアから鐵道が通じた。辛抱してゐればこれもまた日本民族發展のための一指標となつたであらう。

ミツシヨ
ホスの邦
人

縣は違ふけれども、この植民地から餘り遠くないところに、ミツシヨホス縣の官有植民地がある。幾組かの邦人がこれに入つてマテ茶、煙草などを作つてゐた。山口喜代志、歸山徳

何のため
の百萬圓

治といつたものが、眞先きにこれに入り、ありとあらゆる苦心をした。あまりの苦心に歸山などは一時氣が狂つたといはれた程だが、とにかくその困難な時代を克服して、今ではいづれも確實な基礎を作り、バイオニアの理想追求に燃えてゐる。これに較べると、いやこれに較べなくとも、日本民族のラ、プラタ河流域の富源開發の意義から言つて、日亞拓植會社の百萬圓投資は、何程の値打もなかつたらう。

犠牲者の墓標を誰が守るのであるか。海外移植民事業に關心を有するもの膽に銘すべき事柄である。

三、智利國及びその他の在留邦人

昭和九年十月現在、智利國在留同胞六百三十八人、男四百十五人、女二百三十三人である(外務省調査)。こゝは殆んど商業者の活動舞臺であつて、農、工、その他の方面に發展する邦人は極く少ない。平戸の人、石橋禹三郎が、明治二十四年米國人義勇兵團に参加、桑港から南下して、智利の革命戦に参加した事實がある。恐らくこれ、日本人の智利に入つた最初

平戸の人
石橋禹三
郎

の人でないか。石橋は翌年更にシヤムに渡り、岩本千綱と共に、日暹植民協會を起して、日本人のシヤム移住を計畫したこと、上巻第十章に記したところだ。

米國の義
勇兵團に
加つて

明治二十四年、南米智利に革命の戦亂勃發し、米國人中には竊かに之が聲援をなし、義勇兵團を組織して此の舉を援くる者もあつた。彼れ（石橋）は神州男子の武勇を示し、偉勳を異域に樹つるは男子の快事である。宜しく義勇團に於いて我が腕を試練すべしと思惟し、義勇兵團に参加し、一軍艦に塔乗して戦地に赴いた。砲煙彈雨の下、困苦缺乏を忍び、具さに辛酸を嘗むること七ヶ月、戦熄んで桑港に凱旋し、直ちに筆を執つて従軍記を稿し

石橋の従
軍記

- 一、智利建國の由來及び人民の氣質
- 二、智利文化の梗概
- 三、智利國憲法の餘弊
- 四、智利國革命戰亂の起因
- 五、戰鬪狀況及び戰鬪中の智利國
- 六、最後の激戦及び革命軍の大捷

明治四十
三年の在
智邦人

等の各章に分ち、其の概要を記述し、併せて其の志を述べた（塙薰歳「浦敬一」附録石橋禹三郎小傳）。しかし、これはたゞかういふ事實があつたといふだけで、これに續いて、邦人が智利に發展するやうになつた譯ではない。邦人の智利發展で知られてゐるものに、千田平助がある。「私が初めて智利に参りましたのは、明治四十三年の三月でした。おちつきましたのはバルパライソ港であります。その頃の在留邦人としては、海軍兵學校の柔道の先生二人、實業練習生一人、屏風の職人一人位のものでした」と、千田平助はいふのである（雜誌「海外」第十卷五十四號）。邦人の智利發展は、この時代より初まるのだ。千田の話に

千田平助
の經驗談

言葉も分らず、身を寄するあてもなく、僅か計りの荷物は持つて参りましたが、その税金の用意もありません。随分難儀しました。やつとのこと英語の分る税代を見付けて、荷物を擔保に税金を立替へて貰ひ、その荷を少しづつ引出して、英語の分る艦船へ行商に行つたものです。海から歸つて飯を食ふか食はぬに、今度は山の手の英人居留地に行商に行きました。その當時はベ港々内に、何時でも四五十年の帆船がゐて、大抵は英人の船長で、よく日本の雜貨を買つて呉れました。とかくする中、九月に獨立百年祭がありまして、南米各國は申すに及ばず、歐洲、北米邊から澤山の軍艦が参り、艦船行商に一大好

首府サン
チャゴの
邦人

機を與へて呉れました。この時漸く税代の借金がなし切れたやうな次第です。サンチャゴでは初代の公使日益氏が公使館をこしらへてから間もない時で、四、五の館員の外は、邦人としては、實業練習生が一人、その外二、三人もゐましたか、誠に淋しいものでした（同上）。

昭和九年十月現在の、前記六百三十八人の同胞は、即ち千田平助渡航の年より二十五年後の在留者數だ。

日本人が
リビア入
りの發端

同じ年、隣國ボリビアには、七百六十一名の邦人が在留した。商業百九十二人、農業百二十四人、あとは大部分その従業者だ。こゝには、明治三十二年、ペルー移民の創始者田中貞吉が、その移民中の耕地退耕者九十一名を送つて問題を起したことがある（上卷第十五章參照）。日本人とボリビアとの關係は、このことから初つて、爾後ペルー移民にして、こゝに流れ込むものは、ほんの少しづつであつたが、絶えることがなかつたやうだ。

南米第四
位の邦人
數

ブラジル移民が始まると、その方からも流れ込むものがあり、アルゼンチンの方からも入り来るものがあつたらう。かくてボリビアには、日本から直接、一かたまりの移民が入つた譯ではないのだが、南米中第四位の邦人數を數ふるに至つたのである。ブラジル、ペルー

アルゼンチン、ボリビアの順序である。智利はボリビアの下に来る。しかし勿論智利同胞の發展には遠く及ばぬ。前記在留者七百六十一名は、大正十二年末現在の六百一名に比し百六十名の増加であるが、これを大正七年六月末現在の八百三十三名に比すれば、七十二名の減少である。大正七年、八百三十餘名の在留者を數へたのは、ゴムの景氣がよくて、リベラルタ方面で、ゴム採收に従事するものが多かつたからである。しかし同十年以後、ゴム價の暴落で、リベラルタに止まるものが少くなり、ペルーの方に逆戻りするものが多かつた。

震災義捐
金

大正十二年の關東大震災の時、このボリビアの邦人六百名が、故國に送つた義捐金は、合計一七、一三〇、〇〇ボリグイアノス（一ボリビアノ邦貨約七十八錢）に達した。一人平均三十ボリグイアノスである。

アントニ
オ・イス
のキエル
の來朝

それからもう一つ、コロンビア國だ。同國と日本との交渉は、明治四十一年一月、アントニオ・イスキエルの來朝から始まるやうである。明治三十五年、佛國會社からパナマ運河開鑿に關する權利を譲り受けた米國は、直ちにコロンビア政府に對し、同運河開鑿の承認と同地帯の租借を申込んだ。コロンビアは強硬にこれを拒否した。ポンス・フォードなる野心

十萬人の
日本移民
誘致計畫

家あり、米國の支持を以て政府に反旗を翻し、翌三十六年バナマ共和國を建設した。米國の運河開鑿に關する交渉は、バナマ共和國との間に進行した。これより米國の南米に向つてする壓力は日と共に強くなり、コロンビアは當然重大な脅威を感じた。コロンビア政府はこれに備ふるため、バ・コ國境に十萬人の日本移民誘致を計畫した。アントニオ・イスキエルドは、これが商議のため來朝したのだと傳へられる。

日コ合同
の大會社
計畫

鈴木章之、照井政太郎といつた人々が、大分奔走したやうであるが、無論當時日コ兩國の間に修好條約の締結もなく、日本としても俄かにどうするといふ用意もなかつたので、事柄は成就しなかつた譯である。イスキエルドは日本帶在中、杉原榮三郎との間に日哥企業株式會社設立の話を纏めた。日哥兩國資本提携の下に、經濟發展の道を策した譯である。本社をコロンビアに置き、メリヤス、毛織物、絹織物の工場を經營する筈であつた。けれども、イスキエルドは歸國後、政變の渦中に投じて暗殺せられ、話はその儘になつてしまつた。イスキエルドは大隈侯の知遇を得、歸國に際して三名の日本人を連れて行つた。二名は園丁で、一名は大工であつたとか。ボゴタ市の大公園の一つ、インデペンシヤといふ公園は、これら

大隈侯の
知遇

の邦人の手になつたのだといふ。

その後、玉置某がボゴタ市で日本品展覽會を開き、次でこれを商店化して、相當繁昌したのだが、何かの都合と繼續せず、その店に働いてゐた星といふ人が、建築請負で成功してゐるといはれる。

コロンビ
アの日本
人植民地

このコロンビアの、エル・ヴァエ・デ・カウカ縣コリント郡コリント町の南方五軒の地點に、日本人の植民地がある。昭和四年、竹島雄三らによつて創設されたもので、同年十一月最初の移住者五家族二十五名が入植し、翌五年四月、更に五家族三十三名が就地した。それから六年目の昭和十年十月、第二期移住者とし十家族百名がこれに入つた。豆類を作つてゐるのだが、第一期移住者などは、既にそれぞれ數千圓の資本を作つたといはれ、初めての試みとしては先づ成功の部に屬するのだが、しかしこれは、どんどん大きくなるといふ譯には行かぬ事情があるやうである。

パラグ
アイの日本
人植民地

新しく邦人植民地の創められたものに、パラグアイがある。首府アスンシオンの東南百軒の中央鐵道イビチミ驛西南約二十軒の地域、海外移住組合聯合會の經營で、八千三百九十二

エクターレス、昭和十一年六月から移住者が入りつゝある。

第十七章 秘露同胞の現勢と移民制限令

一、契約移民廢止後の渡航者と在留者の飛躍

契約移民
廢止後の
渡航者

大正十二年、本邦ペルー移民の契約渡航廢止以後、翌十三年より昭和五年に至る七年間の同國渡航者は左の通りだ。

大正十三年	十四年	十五年	昭和二年	三年	四年	五年	計
七五一	一、〇三七	一、三六二	一、四二三	一、一五三	一、三二七	八八〇	七、九三三

(拓務省「移住統計」)

而して、この内移民會社取扱に依るものは、左の如く二千二百五十五人だ。即ち渡航者の大半は、移民會社によらずして獨力渡航したものと見ることが出来る。

大正十三年	十四年	十五年	昭和二年	三年	四年	五年	計
三三五	三〇六	四九六	三九二	三二二	二二二	一三九	二、二五五

第十七章 秘露同胞の現勢と移民制限令 三五五

(海外興業株式會社統計)

無論、前記の獨立渡航者の中には、移民以外のものも相當に交つてゐることである。労働以外の目的をもつて渡航したものが、みなこの中に入つてゐる。労働目的のものは、移民會社取扱も、然らざるものも、大抵呼寄移民である。

然らばペルー在留同胞の増加は如何。大正七年の國勢調査によると、同國在留者の總數は九千八百九十一人となつてゐるのに、昭和五年の同調査では、二萬三百八十五人に増加してゐる。その後四年目の昭和九年では二萬一千二百二十七人となつてゐるのだが、これは外務省の調査であり、届出なきものを含まなかつたので、實際はもつと多かつたのであつて、二萬五千と推算して差支へないといはれてゐる。

在留同胞二萬五千、これは實に隱然たる勢力である。數の増加ばかりでなく、内容は更に充實した。都會地に於ける邦人商工業者中、資本數十萬と目せられるものが、少くない。自動車、帽子、電球等の各製造工場を經營し、多數の日秘人職工又は女工を使用するものがあり、製材、家具、醸造、その他の方面に於て氣を吐くものがあるといふ風で、これが大低、

裸一貫の契約移民から叩き上げたのだから豪勢である。
別に、大正十五年には秘露棉花株式會社が、昭和三年レツテス農事株式會社が、夫々邦人資本によつて設立され、レツステ農事會社は、更にその姉妹會社ワラール縲棉株式會社を設立した。

邦人本業者別 前記、昭和九年現在在留同胞二萬一千二百二十七人の本業者數を示せば

種別	昭和九年度	(百分率)
全本業者數	七、六一二	一〇〇・〇
其の家族を合しての總人口	二二、一二七	(二〇〇・〇)
農業本業者數	一、八九九	二四・九
其の家族を合しての人口	五、六七〇	(二六・八)
工業本業者數	四五一	五・九
其の家族を合しての人口	一、七〇六	(八・九)
商業本業者數	四、七六三	六二・五

商業者が第一位

其の家族を合しての人口

一一、八三八

(九〇・五)

即ち在留邦人の六割強が商業、三割五分が農業で、工業本業者が六分である。

棉花栽培の勃興

農業者の増加

邦人農業者の大部分は、自營者である。契約移民時代の遺物たる、農業労働者は極く少ない。而して自營農業者の多くは、棉花栽培である。棉花栽培の勃興が、彼等にその自營者たるの機会を與へた。契約移民の盛んなる頃の本邦移民は、大部分砂糖耕地に入つた。しかし砂糖の世界的下落は、その夥しい砂糖耕地を驅つて、棉花栽培へ轉向させた。棉花栽培は小作制度を有利とする。多額の固定資本を要する上に、その回収に長期間を要し、且つ棉花の品質は、その收穫作業の良否による等の關係からして、耕地主の直營を不利とする。これが邦人農業者の進展に、絶好の通路を開いた。いふ迄もなく、砂糖耕地は例外なく耕地主の直營で、しかも同國の習慣として、土地の賣買は大口に行はれ、且つその地價も不廉であるため小資本を以てしては、何とも手のつけやうがなかつたのだ。棉花栽培が小作とあれば、邦人はその實力に應じ、これに従事して伸びて行けるのである。大正十二年以後、邦人自營農業者は、左の如く漸増した。無論これは棉花耕作者ばかりでなく、馬鈴薯、バナナ、その他

の耕作者をも含んでのことだ。

大正十二年	一一四五
十三年	一一四五
十四年	一三四七
十五年	一三八八
昭和二年	一五〇四
三年	一四九二
四年	一六二〇

この年の減少はリベルター州の分報告未着のため也

(拓務省「秘露の農業と邦人」)

棉作自營者一千人

かくて、昭和九年の棉花自營栽培者、一千百三十六人、その面積、收穫、賣上高

地方名	栽培面積(單位フ アネガーダ)	栽培者數	一九三四年實棉收 穫高(單位キ ンダ)	一フアネ ダ當り實棉 收(單位キ ンダ)	價額(單位ソ ール)	實棉一 キンダ 當り平均 價(單位 ソール)
パカスマー 地方	二〇〇〇	一	一、二〇〇	六〇	二四、〇〇〇	二〇〇〇

チンボテ地方	五・一〇〇	二	二、二六〇	四五	四五、〇〇〇	一九・九〇
パチビルカ地方	二〇〇・一五	六四	一六、四六三	八三	三二八、九〇〇	二〇・〇〇
ワツチヨ地方	三四二・〇〇	二三	四五、三一〇	一二七	八七二、二八五	一九・二五
チャンカイ地方	二、二四八・二五	四八九	二七〇、〇〇〇	一二〇	五、九七三、六〇三	二二・〇五
リマ地方	一、六四八・〇〇	五五六	一七二、五〇〇	一〇六	三、五二八、六五〇	二〇・四〇
カニエテ地方	五一・六〇	一	五、〇〇〇	九七	二八、〇〇〇	二三・六〇
合計	四、五六一・〇〇	一、一三六	五一二、七三三	一一二・四	一〇、八九〇、六三八	二一・二四

移民情報（第八卷第二號）

岡田幾松
元西初三郎

棉花栽培で特筆すべき成功者に、岡田幾松、元西初三郎がある。兩人とも明治三十二年第一回移民として渡秘、大正元年、兩人共同で棉花耕作の小作を初め、大變な當りを取つて、トントン拍子に大きくなり、一時苦境に陥つたこともあつたらしいが、よくこれを盛り返して、遂にチャンカイ谷を一手に收め、耕作面積約三千町歩に達するといはれる。二人とも廣島縣人で、岡田の住宅などは何とか御殿といはれる程立派だといふ。

二、都會地集中とその利害

在秘同胞の發展上、好ましからぬ問題として、早くから注目されたものに、邦人の都會地集中のことがあつた。

一新發展
なるも官
民喜ばず

本邦移民は最初入國の際は、凡て地方耕地に勞働し居るも、漸次逃亡し又契約満了後市中殊に首府に出で來り、小商業、ボーイ等に從事することは、又一新發展ともいふべきも、當國政府及び民間はこれを喜ばざるの風あり、蓋し六十年來、支那移民及び奴隸等が當國の小商業をその手に收め、里馬に於ける支那町の繁榮は、一昨年の小生の報告に詳述せし通りにして、國民營業保護の點より、今や頗る悔ゆる傾向あり、依つて以て邦人がこの上この方面に發展するに於ては、秘人の手に残る小商業その影を止めざるに至るなきやを憂ひ、近時邦人の都會集中排斥の傾向あるに至れるは宜なりと謂ふべし（前出、横濱正金銀行員諸橋宏報告）。

大正初頭の記録

實にこれ大正の初頭の記録である。しがも邦人都會集中の傾向は、爾後愈々激しかつた。歐洲大戰當時、及びその後に於ける在留邦人の商工業、特に商業への發展狀況については、

土着人と
の相剋

第十三章に記した通りだが、これらの商工業関係者は、原則として農業労働者から移行したものである。商工業関係者ばかりでなく、耕地を出で都會地に集り、單なる労働に従事するものが少くなかつた。これらの事實が土着人の利益に反する場面を描き出して來るのは當然で、商業者は商業戦に於て、労働者は労働市場に於て、屢々土着人と相剋するのである。土着人の日本人に對する反感は、年々増大せざるを得ない。一般識者も、政治家も、労働運動関係者も、漸次これに注意するやうになり、昭和五年、日本移民の恩人ともいふべき大統領レギリアが在職十一年の記録を残して失脚し、秘露政界が混沌たる状態に陥ると、労働運動関係者は、この時とばかり騒ぎ出した。同年、在留同胞の分布状況は左の通りで、如何に日本人の都會集中が、彼等の議論に價したかを如實に語つてゐるのである。

論議に價
した邦人
分布状況

昭和五年現在ペルー同胞分布状況

里馬市	八二〇四	ブーノ州	六
カイヤオ市	一九九〇	アヤクチヨ州	二二
里馬縣	七五三一	タクナ縣	一一

アンカシユ縣	三二九	モケグワ縣	一一
リベルター州	七四九	フニン州	五七五
ラムバイケ州	二五九	ワヌコ州	四八
ピウラ州	一三七	ロレト州	一九
イカ州	三四一	サンマルケン州	三〇
アレキープ州	一一三三	計	二〇、三八五

出先官憲
の憂慮

即ち總數二萬餘りの内、リマ市及びカイヤオ市だけに一萬人餘りの日本人が固つてゐたのである。わが出先官憲は、無論早くからこれを憂ひ、いろいろと對策を考へたことであるがしかしこの都會集中はペルーの地勢及び國情に促されてのことであつて、小手先のことだけではどうにもならなかつたのである。ペルー國の太平洋岸に近く、これと平行して南北に縦走するアンデス大山系は、同國を海岸地帯、山岳地帯、森林地帯の三つに分けてゐる。日本人は明治三十二年以來、小數の例外を除き、みな海岸地帯で活動した。海岸地帯は、ペルーの産業の根元をなし、且つこれを除いては、見るべきものがないからである。日本人ばかり

國狀及び
地勢によ
る

でなく、ペルー人も、支那人も、伊太利人も、そしてその他の外國人も、原則としてこの地帯を守つて活動し發展した。

この局限された舞臺に於て、邦人の發展し得べき世界がまた限られてゐた。棉花栽培が盛んになつてからは、これに従事するものが増加し、みな相當の成績を以て發展してゐることであるが、しかし砂糖耕地全盛時代にあつては、單なる勞働者たる以外に、これに従事して伸びる餘地がなかつたこと、前に記した通りである。一年中雨がなく、索莫たる砂糖耕地にあつて勞働賃銀を預蓄する以外、何等進展の途がないとすれば、邦人がいつまでもこれに止つてゐる譯がない。

都會地の
魅力

都會地に出れば、何をやつても結構やつて行けるのである。小さな資本でいくらでも伸びる機會があり、發展の餘地があつた。土着人が好まないからといつて、遠慮してゐる譯には行かぬ。日本人は續々これに集つて商賣を初めた。「森林地帯へ」「森林地帯へ」といふ聲もなかつた譯ではないけれども、そして早くからこれに入つて、奮闘を續けてゐる邦人もあつたけれど、多くの日本人にはそれらの同胞の活動狀況など、殆んど眼にも入らなかつた。都

會地の事業は早くなんとかなるといふ點で、性急な日本人に適してゐる。早くなんとかなつて日本に歸りたい人が多いのである。

棉花栽培が盛んになつても、栽培適地が限られて居り、邦人がこれに従事していくらでも伸びて行けるといふことにはならぬ。ペルー人がやつていけなかつたところへ、日本人が入つて見ると、素晴らしい棉が出来る。これは日本人にやらせることだと、耕地主が一時盛んに邦人を歓迎したが、これが矢張り段々非難の的となり、「日本人はペルーの耕地で棉花を作り、みんな本國へ運んで終ふ」。

雨が降つて
棉が出

森林地帯は雨が降るから棉は出来ぬ。日本人の従事し得る棉花耕地は、殆んどリマ縣内に限られてゐる。結局これも、多くの歸農者を出し、多額の収益を得るものが多くなつたといふ以外には、地域的な擴大でもなし、従つてペルー人の感情を緩和せしむることにはならぬのである。

同胞の
今日ある
所以

しかしペルー同胞の都會地集中と、而して都會地に於ける同胞の努力とは、ペルーの同胞をして今日あらしめた主要な力である。

三、森林地帯同胞概観

秘露拓植
組合

昭和六年三月、「森林地帯へ」の旗の下に、秘露拓植組合が設立された。來栖公使の斡旋による。いふところの森林地帯とは、アンデス山系の東麓、海拔二千米の地域より發して、遠く南米大陸の中央に延びてゐるアマゾン流域地帯のことで、その面積實に八百七十萬平方基米、北はエクアドル、南はボリビア、東北はコロンビア、東はブラジルに隣接してゐるのである。

四十年前
緑りの地

組合は直ちに、チャンチャマヨ谷のプニサス河畔に、一千町歩の土地を買収し、翌年六月、六家族の植民を入れた。この土地は英國人經營（ベルビアン・コーポレイション）のペネレー植民地内にあり、ペネレー植民地は明治二十七年、青柳郁太郎が日本人をこれに誘入すべき交渉を試みた緑りの地だ（上巻第十四章一）。植民はその後引續いて十數家族入つたやうで、珈琲を主作とし、ユーカー、バナナ、玉蜀黍等を栽培してゐる。プニサス河畔にあるところから、プニサス植民地と呼んでゐる。政府の補助金の外に、在留同胞出資金十二萬ソ

ーレスを以て初めた仕事だ。

三十餘年
の奮闘史

しかし乍ら、森林地帯に於ける邦人の事業、若くはその活動地點は、これを以て初めとするのではない。同じチャンチャマヨ谷には、細々乍ら邦人二十餘年の歴史があり、マドレ・デイオス河沿岸には、實に三十有餘年の發展史、奮闘史があるのである。星製薬がツルマーヨ河流域に土地を買入れてからでも、十數年になるのである。この外小規模乍ら各地に邦人活動の地點を見る。左にこれを概説し、アンデスの東、アマゾンの奥地に活躍する同胞の努力を謝す。昭和七年、田中重太郎、黒飛辰次郎兩名のこの地帯踏査報告に、

(イ) 星製薬會社耕地

星製薬所
有耕地

秘露國森林地帯に於ける本邦人資本的發展に關し先鞭をつけたるは、星製薬のバンバク耕地購入なり、バンバク耕地は大正七年星一氏に依つて購入せられたるものにして、ワヌコの北方ワヤガ川の上流の右岸に位し、地積三十萬ヘクタレヤと稱せらる、目下僅に耕地の一部分をユーカーの栽培に利用し居るのみにして、大部分は未開墾の儘放棄され居れり、同耕地經營には植民事業に經驗ある齋藤千之氏（リマ在住）之に當り、澤田正穂氏（ワヌコ在住）直接監理經營し居れり。

第十七章 秘露同胞の現勢と移民制限令

三六七

三十年前
の三百名

(ロ) チャンチャマーヨ谷
抑々最初本邦人が本地方に移住せるは約二十年前にして、森岡移民會社がチャンチャマーヨ谷サン・ラモン附近に在るナランハール耕地に、契約移民として三百名の邦人を入植せしめたるに創まる。其の後此等の入耕者は漸次同谷諸地に分散し、或はメホレロ(珈琲樹請負人)として耕地に生活し、又はサン・ラモン及びタルマに出でて小商人となりたり。

珈琲栽培
者

前記メホレロとして成功し現在小耕地を所有し、珈琲の栽培に従事し居る者の中主なるものは、サンタ・エルビラに二十四町歩を有する清水甚八氏、ラ・メルセー附近に一百餘町歩の珈琲園を有する飯野傳氏等にして、其の他リマ等に居住し別に本業を有し傍らチャンチャマーヨ谷に珈琲園の經營をなしつつある者としては、サン・ラモンより馬背四時間の地點にあるテウトニア耕地を經營しつつある屋宜宜貞(沖繩縣人)、パウカルタンボ、エンタス兩河の合流點に、二百町歩の土地を經營し居る岡山縣人西井多治右衛門多數名の出資に依るエンタス祕露農林會社、次に商人として成功し居る者はサン・ラモンの大成喜一氏、タルマの沖廣孫一氏等にして、何れも雜貨店經營中なり。

ユリマダ
アス附近
の邦人

(ハ) ワヤガ川下流沿岸
ユリマダアスを中心とする、ワヤガ川下流沿岸は、土地最も肥沃にして氣候良好、衛生狀態又申分なきを以て古來より住民多し、ユリマダアス附近には十五六名の邦人在住し、棉花の栽培及び牧畜に従事し居れり。

本邦人中最も有名なるは、ユリマダアズの北方、サン・ホセに於ける池田孝造氏(廣島縣人)にして其の名、イキトスに迄聞え、棉花の栽培及牧畜に従事し、逐年好成績を挙げ居れり。

(ニ) マラニオン川沿岸

ワヤガ川沿岸の池田氏と共に有名なるは、マラニオン沿岸に於ける土屋鑛太郎氏にして、マラニオン河畔の河港、リモン附近、(イキスト港より汽船にて溯航約二日半の地點)に五千町歩の土地を所有し、七、八十名の土着人を使用して所有地内に野生し居る樹木よりバラタの採集をなし、之をイキトス市場に搬出し居れり。(註、バラタとは硬質ゴムなり)

(ホ) イキトス市

同市はアマゾン本流域の最上流域に位する河港にして大洋通汽船航路の最終港なり、東部森林地帯とブラジルとを經濟的に連絡せしむる、重要な河港にして、同市には約十五、六名の邦人在住し居れり、イキトス在留の本邦人は執れも十五、六年以前ゴム價の高騰せる頃、ゴム採取人として森林地帯に入りたるものなるが、ゴム價の低落に遭遇して當市に入り込みたるものにして、主として雜貨商、

イキトス
市の日本
人

七八十名
の土着人
を使用

理髮業、大工業を營み居れり、孰れも在留日猶淺く經濟的勢力微弱なり。

ウカヤリ川沿岸

(ハ) ウカヤリ川沿岸

a バホ・ウカヤリ川沿岸の中心地たるコンタ・マア附近には、五名の沖繩縣人在りて甘蔗を栽培し、砂糖を製造し、イキトス市場に供給し居れり。

b アルト・ウカヤリ川沿岸にも數名の邦人在住し、米作に従事し居り、生産物はイキトス市場に搬出し居れり。

最も整備せる植民地

(ト) パチテア川沿岸

パチテア川沿岸の中心をなすプエルト・インカ附近には、工藤、田場兩植民地あり、前者は宮城縣人工藤祐經氏の所有に係る。四百五十町歩の土地にして米作に従事し、後者は沖繩縣人田場山戸氏の所有に係る。百五十町の土地にして珈琲及米の栽培、養牛養豚に従事し、共に沿岸中最も整備せる植民地として有名なり、何れも土地會社ラ・コロニサドトラ所有地の一部分を購入したるものにして、イキトス港に到る船楫の便あるのみならず、同地よりムーニアに到る百二十キロメートルの自動車道路建設中なるを以て、之が完成の曉には同地より一路自動車にてセロ・デ・バスコ經由首都リマに到る物資運搬を可能ならしむべく將來有望なる植民地なり。

マドレ・デ・ディオス川沿岸

(チ) マドレ・デ・ディオス川沿岸

嘗てゴム價高騰したる際、ゴム採集の爲本流域地方へは多數の邦人入山し、一時はマルドナード附近に於ける水運業は日本人獨占の狀況を呈するに至り非常なる發展を見たるが、其の後ゴム價の低落に従ひて漸次一部はブラジルに、他は當國海岸地帯に離散し、現在に於ては殘存者數十名となり、孰れもマルドナードに在住し、商業に従事し居れり。

交通路も往時の道路尙其の面影を止め、地味肥沃にして將來有望視され居れり、目下當國に於ては森林地帯開發の氣運濃厚となりつつあるを以て、既に發展の根據を有する當方面は比較的速に發展する可能性を有すべし、尙マドレ・デ・ディオス川はボリビア國の北部を貫通して、ブラジル國に入り、アマゾン本流に合す(通商局「秘露國東部森林地帯調査報告書」)。

四、移民制限令實施の影響と一一の回想

巨大なる障害

ペルーの同胞は、上來說いたところの如くして、増加、充實、躍進、向上した。願くはこの勢ひに障害の生ずること勿れ。だがその障害が突如として出現した。しかも巨大なる力を

もつて。

昭和十一年六月二十六日、ペルー政府は突如、移民及び營業制限令を公布した。曰く

全人口の
千分の二

營業制限
と使用人
割當

- 1、秘露國入國移民數は、全人口の千分の二を超過することを得ず。右千分の二は、各國移民に對し、一萬六千人と限定す。
- 2、人種的集團移民はこれを禁止す。
- 3、當國內に現住する外國人にして出國、再渡航するものは、當國政府に申告、手續を取り旅券にその旨を記入すべし。但しその不在中、又はそれ以前に當該割當が充滿した場合は、缺員ある迄入國する能はず。

4、秘露國に渡航せんとして旅券査證に當り、既婚者なる旨を申告したる外國人は、本國に残る妻女を呼寄することを得るも、右は妻を扶養する資力あることを證し、規定の割合内に包含することを要す。

5、商店、工場各種營業に於て、内地人八割、外人二割の雇傭義務は本令にも適要し、各縣内に於ける内外人及び外國人の従事する營業、職業は前記と同率とす。

6、外國人經營の商店、職業、技工等は二割を超過することを得ず。農業小作も右比率に準據す。

7、現在各自營業、職業に従事する外國人は、前項の割合に包含する場合にあらざれば、其の店舗を他外國人に讓渡することを得ず。

無論これは一般外國人に適用されるものであつて、排日を目的とするのではないけれどもしかしこれが邦人に與へた打撃は深刻でたつた。即ち同年、ペルーに到着した松永巡閱使に對する、秘露日本人商工協會會長黒飛辰次郎の建議書の中に、

去る六月二十六日、當國政府は突如として大統領令を以て外國より當國入國移民に對する制限及びその營業制限の法令を布いた。法令の上では制限であるが、日本移民に對しては明かに禁止である。法令の指示通り何等假借する所なく實施されば、日本移民は今後一人も絶対に許可されぬ計算になるばかりでなく、現在の在留民が一度歸國せんか、再航渡も不可能、妻子の呼寄せも許可されぬ事になる。加之、營業、職業の自由を奪はれ、現有する店舗の讓渡も不可能となり、新店開設の許可などは到底望み得ぬ現狀に立至つた。

農業方面
への影響

更に農業方面の影響である。最近在留邦人が都會より農村進出を企て農業に従事するものが激増した。

日本人は
一人も入
れぬ

數十萬圓の資本を投じて大面積の耕地を借受け、これを經營する同胞、或は是等經營者又は外人經營耕地の一部を借受け、小作人となり農耕する同胞が多きを加ふるに至り、所謂土に親しみ、本當の生産者として進み、或は今後これに向つて進出せんとする者に對しても、秘人小作人との間に一定の割合が設けられ、即ち秘人八、外國人二の割合とされ、其の範圍内でのみ外人の小作が許されるのである。

即ち邦人の小作農業の大部分は棉花栽培であるが、右の割合は全國を通じての割合でなく、一郡を單位とされてゐるから、邦人の立場から見ても、耕作上、或は生産物の販賣上、有利なりと認むる地域と雖も規定の割合率に達すれば、邦人の小作人が許されぬ事になる。

工業上の障害

而して工業的企業にしても、里馬市を始め近郊各地に於て、既設のものは外人經營のもの多き現状なるに鑑み、在留邦人がこの方面に進展を企てんか、必ずそこに前述の割合率を口實とするもの、或はその他の障害を以て阻止されることは、火を見るよりも明かなことである。

投資經營の一大痛棒

農業方面の進出に對し、今の處大資本を擁する耕地を地主より借受け、契約により經營者に對し、何等の抑制的指示なしとするも、小作人の素質選擇が耕地經營者の重大要素である時、法令をもつてその小作人に割合率を設けられるに於ては、選擇の自由上、大なる苦痛と不利を感じ、従つて今後の投資經營に對する一大痛棒といはざるを得ぬ。

かくしてペルー同胞は、その活躍の舞臺を制限され、多くの後續部隊を日本から求むることが出来なくなつた。

明治三十二年第一回移民渡航以來、こゝに至る迄、實に三十有八年、書いてこゝに至れば感慨また新たなものなきを得ない。しかし乍ら同胞二萬五千の、既に築き上げた地盤は牢乎として動かない。彼等はこの不動の地盤に立つて、益々深い根、廣い枝を張つてゆくことであらう。

一二の回想

著者のペルー同胞に關する記述はこれで終るのであるが、名残り惜いまま、なほ一、二のことを附記して置く。契約移民盛んなる時代の耕地労働者の風紀を描いたものに

娛樂機關に至つては、耕地内絶無といふべく、これがため賭博、飲酒、姦通等頗る盛んに行はれたりしが、近時耕地支配人は日本人監督と協力、これが矯正に努力し、賭博するものはこれを説諭し、尙ほ犯すものは私牢に投じたり。故に今時は稀に黍畑に隠れてこれを行ふものと、近邑に出で、支那人俱樂部に於て、公然賭するものより外は絶無と云ふべし。

この都邑に出で、賭博を行ふものは、已に耕地以外たる關係により、これを制裁すること困難なるは遺

耕地に於ける賭博の流行

森通類々

憾にして、今日迄支那人のために巻き上げられたる金額は數萬圓なるべしと云ふ。飲酒は土人の如く亂飲せず、其の風はまだ憂ふるに至らず、森通は從來有妻者小數にして耕地八百の移民中（カニエテ耕地のこと）婦女の數七十に達せざりし故と、且つ一年一回位しか市邑より醜業婦（ペルー人）の隠入込あるのみなりし故、割合盛んに行はれたれば、監督等は銳意これが矯正を計り、これを犯したる者は私牢に投じ、又女は髪を剃り落しなどし、これを懲らしめ、なほ犯したるものは耕地外に追放せしかば、現時は比較的甚しきを見ず、又一方醜業婦の追放を行ひたり。

移民募集
手数料
は三十圓
男は二十圓
女は十圓

移民中婦人の少なきは、右の如き患あると、又婦夫ものが最も定住勤勉なる點の明かなるより、耕地支配人は移民會社と交渉、從來本邦に於て移民募集手数料として支拂ひ居たる二十五圓を改正して、女人を募集せば三十圓、男一人の場合は二十圓とし、銳意夫婦移民の招致に腐心せり（南米秘露共和國在留日本移民送金其他一般事情）

しかし遠く過ぎ去つて見れば、このやうな状況も、また不愉快ならざる回想の資料であらう。當時移民會社は、耕地側から前記の如く募集手数料を徴收し、また移民の方からも一人につき各二十五圓の渡航周旋料を徴收した。移民は渡航費を自辦した外、この周旋料を支拂

移民一人
につき大
統領へ十
圓献上

つて、一日一圓内外の日給を求めてペルーまで渡つたのだ。契約移民制度の崩壊は、こゝにもその遠因を持つてあらう。「移民會社森岡商會は前大統領レギヤ氏が在職中、この人が率先して本邦移民をペルーに移入したためと、又妨害を慮りたるにより移民一人につき十圓宛を献上し得たりといふ奇談有り」（「南米秘露共和國在留日本移民送金其他一般事情」）。これは全く奇談だと思ふ。

南米邦商
の元祖

それからもう一つ、悲劇の人、橘谷精態のこと——。橘谷はペルーに於ける日本人商店の開祖であり、南米全土に於ける邦商の元祖である。彼れは早く米國に渡り、桑港の日本人商店の店員をしてゐたのだが、本邦ペルー移民創始者田中貞吉に勧められ、明治三十二年ペルーに入り、リマに店を開いて橘谷商會と名づけた。

巨大なる
橘谷王國

橘谷商會は、開店後至極順調に發展した。日露戦争當時、既にペルー第二の都會アレキシーバに支店を設け、次でリマ市中に支店、別にまた家具製作所を持つといふ躍進振り。歐洲戦争がまたこの幸運に拍車をかけ、見る見る中に、巨大なる橘谷王國が出来てしまつた。彼れはその得たる巨富をもつて、更に銀行部、毛布部を設け、多數の邦人を關係事業に使用した。

預金部の

そうしてこれらの關係事業を統轄するため、橘谷商會總本部を置くといふ次第であつた。従つて自然在留邦人の間に重きを爲し、橘谷王國の名は智利、アルゼンチンの方まで響き渡つた。大統領との交渉を要するやうな問題は、みな彼れのところに持ち込まれ、彼れも私設領事の積りで奔走した。そうして國內の各地を視察し、日本の資本家に向つてペルーびべルーの事業の有望を説いたりした。彼れの銀行部には、在留同胞の幾十萬の預金が集つた。大戰後の不景氣による打撃は、この王國に強く響いた。彼れの事業は年々赤字を増して行つた。商品、工場、店舗、その他のものを擔保として金を借りた。それで融通がつかなくなる、あらうことか、同胞の預金に手をつけざるを得なくなつた。預金係は斷乎としてこれを抑へた。橘谷はこれに服せず、また、く間に、預金六十萬を食つてしまつた。彼れは日夜懊惱した。難境打開に奔走して見ても、今やどうにもならなかつた。大正十四年三月十八日、彼れは遂に自殺してしまつた。邦人の打撃は大きかつた。死後、關係者が後始末にかゝつても家具一切が差押へられてゐて、腰掛ける椅子さへなく、隣家から椅子を借りて來る始末であつたといふ。

腰かける
椅子さへ
なし

第十八章 對伯企業陣の進展と移民制限

一、舞臺の擴大と官民企劃の整備

大正十三、四年頃までの邦人ブラジル渡航の趨勢と、在留同胞の躍進、及びその躍進の裏に潜む先覺の苦心など、第十四章に於て記した通りである。爾後邦人のブラジル渡航は愈々増加し、大正十年より昭和十五年に至る十年間の入國者數は、實に十三萬二千七百二十九名に達した。この數は、明治四十一年第一回移民渡航以來、大正十四年に至る十八年間の渡航者合計四萬一千二百六十九名の三倍に相當した。而してこの如き増加の主なる原因は、ブルジル移住の有望にして安全なことが一般に知れ亘つたことにあること勿論だが、また同時に、これに對する官民の企劃、施設の進展と充實により、一般の渡航が容易になつたことにもよる。政府はこれら渡航者に對し、渡航費全額を負擔したのみならず、後には支度金まで補助するに至つたのだ。渡航費支度金の補助のみではない。昭和八年二月十八日、貴族院に

大正十五
年以後の
輸送移民
の數

一月平均
千四百圓
の補助

於ける永井拓務大臣の答辯によると、これら移民に對する政府の補助は一月平均千三、四百圓に達するといふことであつた。無論これは、この移民に對する設備の全經費を概算してのことである。これで渡航者の増加せざる理由はない。

活躍舞臺
の擴大

たゞに渡航者の増加ばかりではない。官民各種の企劃また多くこの間に起り、この企劃經營の進展に伴ひ、ブラジルに於ける邦人活動の舞臺も著しく擴大した。即ちこの道の權威野田良治の説明を借りて來れば「ブラジルに於ける邦人活動の發祥地サンパウロ州を根據とし、三角ミナス、マトグロソ州、バラナー州北部への進展は、既に明治の末期より大正年間に於けて、徐々に行はれて來たとはいへ、北バラナー州への進出が強化せられ、殊に遠くアマゾンに邦人の進出が相當の大規模に實現するに至つたのは、全くこの十年間に於てであつた。バラナー州北部への邦人發展に一步を進めたのは、故山科禮藏氏の組織せる南米企業組合（後に南米土地株式會社）がコンゴニヤ地方に一萬アルケールの土地を購入したことで、これと前後して、大阪の野村合名會社も、バラナー州の北部シンザ及びランジャニーヤ河の中間地帯に七百アルケールの土地を購入して、農業の經營に着手した」（雜誌「ブル

最も注目
すべき事
項

海外移住
組合法の
制定と聯
合會の設
立

信濃海外
協會

「ブル」第十卷第十號）。

更に川西清兵衛等の日伯拓植株式會社、三菱系の東山農事株式會社の事業着手等がある。無論これらは、邦人活動の舞臺の擴大とか、若しくはその渡航者の増加とかいふことには大した關係はないのであるが、しかも本邦對伯企業陣の一進展たることいふ迄もない。しかし乍ら、この間に於ける最も注目すべき事實は、アマゾン進出陣容の擴大と、海外移住組合聯合會の誕生並にその事業の進展であらう。

昭和二年三月、海外移住組合法の制定を見、同年四月、同法施行細則が公布せられ、七月、三重、岡山、廣島、山口、和歌山、福岡、鹿兒島の各縣に夫々移住組合が設立され、八月、これを統轄するため海外移住組合聯合會の設立を見たのであるが、しかしこの海外移住組合法制定以前に於ける、信濃、鳥取、富山各海外協會のアリアンサ移住地の經營を無視する譯にゆかぬ。特に信濃海外協會は、この種移住地開設に先鞭をつけたばかりでなく、その實際經營の立場から、移住組合法制定の必要を痛感し、早くからこれが實現に努力した。

同協會は大正十一年の創立で、翌十二年ブラジルに移住地開設の目的をもつて縣下有力者

苟も爲す
あらんと
するなら
ば

より約二十萬の資金を得、十三年幹事永田稠を渡伯させ、サンパウロ州アラサツバ郡内、ノロエステ線コトベロ驛ルツサンピラ驛の接續地に各五アルケールス、ルツサンピラ驛東南三十三軒乃至四十三軒の間に、二千二百アルケールスの地を購入した。その目的、理想といつたものは、十二年五月、協會總會席上に於ける總裁本間知事（利雄）の演説に詳しい。知事は「信濃海外協會も、苟も何等か爲す有らんとするならば、宜しく奮勵一番、帝國の政策にまで影響を及ぼす程度にやらなければならぬ」とあつて、熱心ブラジル發展の急務を説き、

「そこで人を此の南米へ送るとして、今迄のやうな行方では甚だ面白くない。無計畫に行く事を勧めることは頗る考へものである。又彼の地の事情の宣傳や、海外思想普及などと云ふことは、寧ろ既に無用である。自分の考ふる處によれば、移住の必要條件としては、目的地に渡航したる後も、郷里にあると同様なる恩恵に浴すべき施設をする事である。郷里に居れば如何に窮すればとて、生命の維持は出来る。故に郷里を離れ難いといふのは人情の常である。然れば移住者をして、萬里の波濤を越えて行くとも、其處に安全なる境里のある事を確認せしめねばならぬ。」

郷里にあ
ると同様
の恩恵

先んじ
移住地
建設の

「日本は南米に向つて完全なる移住地を建設する事に於て、世界各國に先んじねばならぬ。移住者をして安全に確實に定着し、何等の脅威を感じしめず、且つ彼地に於て本國に居りては望むべからざる程の地主たらしめ、本國に居ると同様の幸福を得せしめねばならぬ。それには移住の方法を根底より變へてかゝる必要がある。移民は決して徒手空拳で行かしてはならない。資本の後援があり、確實なる計畫の下に送るのでなければ、成功する者は稀である。然らざれば志や誠に壯なりと雖も、成功者は數百人中、一二人止まるのである」（信濃海外協會「南米ブラジル「ありあんさ」移住地の建設」）。

しかしこの理想に於て、移住地を經營するためには、二十萬圓程度の資金ではとても足りない。そこで協會は産業組合法により「有限責任信濃土地購買利用組合」なるものを設立したのであるが、産業組合法では、その範圍を各府縣に制限してゐるから、協會がブラジルに土地を購入し、これを長野縣以外のものに分譲することは出来ぬ。依つて協會は、同一關係者を中心として組織する海外協會中央會と協力し、これが姉妹團體として、有限責任南米土地組合なるものを設立した。

二つの組
合を設立

協會は購入土地をアリアンサ移住地と命名し、その年の中に協會理事北原地價造、座光寺

某(大工)を入れて、移住地開設の準備に着手、翌十四年五月これを了つた。入植規定に曰く

購入土地
分譲規定

本移住地に於て分譲する地區は左の三種とす。一、十アルケールス、二、十五アルケールス、三、二十アルケールス、但し出資者に提供する土地は此の限りにあらず(アリアンサ移住地入植規定第三條) 本移住地より土地の分譲を受くるものは、信濃海外協會員、有限責任信濃土地購買利用信用組員、又は其の家族及び南米土地組員に限る(同上第六條)

鳥取縣海
外協會

十五年四月、土地は大體處分を了へた。分譲希望者はなほ絶えなかつた。鳥取縣知事白上佑吉は、信濃海外協會のこの実績を見、鳥取縣でもこれをやつて見やうといふので、同年中、縣下有力者の協力を得て、鳥取縣海外協會を組織し、所要資金を集めて、信濃海外協會移住地の北隣に約三千町歩の土地を購入した。信濃海外協會またこれに接したる土地、三千二百五十町歩を購入、合計六千二百五十町歩の土地をアリアンサ第二移住地と名付けた。

信濃協會の新購入土地は忽ち分譲済となつた。協會は同年(大正十五年)十二月、また三千町歩を買つた。鳥取縣知事白上佑吉は、富山縣に轉任し、直ちに富山縣海外移民協會を組

織し、二十萬の資金を得て、信濃海外協會三度目の購入土地に接して、三千二百五十町歩を購入した。即ち兩者合して六千二百五十町歩、これをアリアンサ第三移住地といふことにした。白上は早くから移植民事業に深甚なる興味を覺えてゐたのである。

熊本縣海
外協會

熊本縣海外協會も、大正十五年末、アリアンサ第一移住地の南隣に三千四百町歩を購入した。これはしかしアリアンサといはず、ピラ・ノーバ移住地とした。かくて四協會の購入土地合計二萬一千六十五町歩、——駒とめて新墾の村見渡せば村の限りは雲に連らなる(永田稠)——アリアンサ一圓の邦人植民地を詠んだものだ。これら四協會の移住經營の實際が、海外移住組合法制定の動機となつたのである。

信濃海外協會は、その移住地經營の方法として、前記の如く信濃土地組合、南米土地組合を作つて見たけれども、法規の立前上、いろいろ不便があつた。それで移住組合法を單行法として制定せしむるの決意をなし、熱心これが目的達成に努力した。第五十二議會には、これに關する二つの移住組合法案が提出された。一つは「移住組合法案」一つは「海外移住組合法案」で、前者は協會側の立案になるもの、後者は外務省、内務省協同立案である。二

二つの移
住組合法
案

つとも委員附托となつたので、政府案を通過させることに決した。昭和二年三月公布の海外移住組合法がこれである。

二、移住組合植民地

海外移住
組合聯合
會の發足

昭和二年八月設立の海外移住組合聯合會は、設立と同時に、前駐伯大使田付七太を理事長に擧げ、前長野縣知事梅谷光貞を専務理事、前サンパウロ駐在總領事齋藤和が主事として就任した。政府はこの聯合會に對し、巨額の資金を寛大な條件で貸付けた。専務理事梅谷光貞は、同年九月、顧問役の青柳郁太郎と共に、ブラジルに向つた。十二月サンパウロに到着、直ちに聯合會出張所を設けて、土地の選定と購入に取りかゝつた。企業移民の移住地設置のためである。

土地購入

サンパウロの我が總領事館では、豫め幾つかの候補地を見付けて置いた。梅谷は青柳と共に、それを仔細に見て歩いた譯であるが、三年六月、先づバストスの一萬二千九百三十二アルケールス、次でアリアンサに二口一千三百二十七アルケールス、八月チエテ河の右岸に四

現地の反
對論

萬七千五百三十アルケールスを夫々選定購入した。以上みなサンパウロ州である。當時サンパウロ州内に、このやうな土地を選定購入するに就いては、可成り有力な反對があつた。曰く「サンパウロ州が日本移民を歓迎するのは、伯國人經營の珈琲園労働に従事せしむるためである。然るに同じく珈琲を主作とする移住地を州内に作り、これに日本人を入植せしめんとするは、即ち伯國人珈琲園主の敵を作ることである。サンパウロの珈琲園主は、多くこれ政府經濟社會の有力者なるを以て、彼等の反感は延いて排日問題を誘致するであらう」と。

梅谷光貞
の意見

ところが梅谷の意見では、サンパウロ州は邦人の主たる發展地なるが故に、更に實力ある邦人植民地を建設して、一層實力を扶殖するの必要があるのだ。サンパウロ州は政治的にも經濟的にも、伯國の首位に位してゐる。交通、衛生、産業、教育みな嶄然として頭角を現はしてゐる。植民地計畫に於ても既に試験済だ。どうしてこのサンパウロを無視出來やうといふのである。梅谷は反對意見を小耳に挟みながら、相當の土地代を拂つて斷然これを購つてしまつた。

梅谷はまたパラナ州の北部トレス・バラスに一萬二千五百アルケールスを購入し、別に

ミナスゼラエス州に、五萬町歩のコンセッションを獲得した。その辨に曰く

パラナ州への礎石
ミナスゼラエスの重要性

パラナ州は邦人植民地として將來極めて有望なる地方なるを以て、先づ第一に礎石を布いた次第であつて、之を踏み臺として漸次同方面に進出せんとするものである。又ミナスゼラエス州下にコンセッションを得たるは、土地其者の農耕に適し、氣候、風土、衛生等の適當と認めたるのみならず、同州は伯國內に於てサンパウロ州と相伯仲して政治經濟上に大勢力を有し、之と密接なる關係を持続することは、日伯兩國の親善關係を増進する上に於て、殊に我が對伯關係を圓滿ならしむる上に於て、極めて緊要なるを自覺したからである。そしてパラナ州とミナス州とに進出せんとしたる他の一つの理由は、若し萬一サンパウロ州に於て、邦人排斥の聲が擧る場合に於て、他州に進み得るの道を開き、又一面に於ては排日問題の豫防緩和の一方法ともなるべきを考慮せる爲である。(雜誌「海外」第十卷五十三號)。

ブラジル拓植組合

説くところ、なかなかもつて大きいのである。梅谷は必要事項の調査研究を了へて間もなく歸朝、四年一月聯合會臨時總會を開いて事業經營の具體案を決定し、再び渡伯して聯合會代行機關有限責任ブラジル拓植組合を設立した。四年四月のことである。梅谷は聯合會の活動舞臺は獨りブラジルに限らずと爲し、アルゼンチン、パラグワイ方面にまで調査の手を延

南米に於ける日本民族の二大發展地

した。彼れはアマゾン流域とラ・プラタ河流域とをもつて、南米に於ける日本民族の二大發展地なりとした。だからアルゼンチン、パラグワイには深甚なる興味を有し、機會ある毎にこの方面に向つてする邦人發展の急務を説いた。昭和十一年、聯合會の手によつて、邦人のパラグワイ移住が實現するに至つたのは、彼れの調査力説與つて力なしとせぬ。

主腦者の交代

昭和五年理事長田付七太は病氣の故をもつて辭し、梅谷また専務を辭して平理事として止まることになつた。六年二月、平生夙三郎が會頭兼理事長に就任、宮坂國人が専務理事となつた。宮坂は早くからベルー、比律賓方面で活動し、移植民事業については豊富な經驗をもつ實際家だ。十一年、平生が文相に就任するに及んで、宮坂は同時に理事長を兼ねることになつた。この間に、ブラジルの移住地は、相當に實充し、發展した。

舊移住地肩替り

信濃海外協會、富山海外協會、鳥取海外協會の各アリアンサ移住地、及び熊本海外協會のピラ・ノーバ移住地は、聯合會で肩替り。昭和四年、聯合會購入のアリアンサ二口一千三百二十七アルケールスといふのは、これら移住地の地續きである。昭和十年末現在アリアンサ入植邦人數は九百三十一戸五千百六十二人に達した。同年中の生産額、珈琲、粳、棉、雜穀、

生藪合計八十二萬五千圓餘といはれた。隠然たる大村落だ。千人に近いブラジル人が、この移住地内に雜居してゐる。

チエテ移住地

チエテ移住地は、聯合會經營四移住地中、一番大きい面積を持つ。在住邦人九百三十一戸、五千二百九十二人（昭和十年末現在）、總面積四萬七千アルケールの中、既賣地七千七百五十アルケール、開墾地二千四百アルケール、チエテ河の架橋は聯合會の誇りの一つ。總工費三十萬圓、昭和七年十一月起工して、十年六月竣工した。ノロエステ鐵道ルツサンプラ驛から、チエテ移住地に達するには、チエテ河を渡らなければならぬ。従來はこれを渡舟によつた。この橋の完成は移住地の交通だけではなく、サンパウロ、マトグロソ兩州間の運輸交通に益し、日伯兩國親善の資すること大なるものがあるといはれる。

バストス移住地

バストス移住地には、八千人の邦人が入つてゐる。バナナ州のトレスバラス移住地には、一千餘人の邦人がゐる。巨額の資本を投じた丈に、移住地の施設はみな思ひ切つて上等のやうだ。入植者は原則として、小資本を有する自作農だ。契約労働から始まるといふのでないから、進み方も早い譯である。學校も澤山ある。精米所、製氷工場、製粉工場、製材工

場、煉瓦工場、發電所、病院、商店街、珈琲精選工場、緑棉工場、等々澤山ある。しかしこのやうな發展が、始めからスラスラといつたのでない。バストス移住地支配人畑中仙太郎が、同移住地について記するところに

第一年度の計書
の顛末

昭和四年六月六日、第一回ラブラタ丸渡航二十家族の移住者を皮切りに、同年中五回に亘つて僅かに六十八家族、在伯邦人入植者二十九家族、計九十七家族に過ぎず、豫定入植数の半にも達せず、爲めに入植準備第一年度に於て、其計畫上に一大顛末を來した。直來移住者（日本からの直接渡航者）が夢の様な理想郷を想像した移住地と其の實際との懸隔甚しく、又移住者の大半が純農者にあらずるために、荒蕪たる山野の大自然に威壓せられて、一時は茫然自失、搦て、加へて各縣代表任務者なるものが、口達者な連中で、何等自己の責任を感じざるのみならず、意氣沮喪せる植民者を煽動これ努めたので、直ちに荒山焼却地に入つて手を下す勇氣も出せず、不平百出、日日の陳情其の他の應接に手古摺つたものである（雜誌ブラジル第十卷第十號）。

梅谷の苦心談

チエテだつて、アリアンサだつて、みな同じことであつた。著者は梅谷が聯合會理事をやめてから、いろいろ事業開始當事の苦心談を聞えたことである。